

DISCLOSURE

2020 中国ろうきん ディスクロージャー誌



ごあいさつ

皆さまには、平素より<中国ろうきん>をご愛顧いただきまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルスの感染拡大により、影響を受けられました皆さまに心よりお見舞い申しあげます。

さて、2019年の日本経済は、消費税率の引き上げや大型台風の襲来、暖冬などの影響を受けましたが、企業業績が高水準を維持し緩やかな回復を続けてきました。しかし、2020年に入り、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、輸出の落ち込みや個人消費の抑制により景気後退入りしています。雇用情勢面でも、足下で弱い動きがみられ、所得下振れなど、勤労者への影響が大きく、「生活設計」、「生活防衛」、「生活改善」という当金庫の役割は以前にも増して高まっています。

こうした中、当金庫は、第6期中期経営計画の中間年度として、「顔の見える活動」および「コンサルティング機能の発揮」をキーワードとし、営業力の底上げとマネジメント力の強化を図り、顧客接点の拡大と潜在的ニーズへのアプローチに力をいれ、事業に取組んでまいりました。このような取組みの成果もあり、2019年度の預金・融資の残高増加実績はともに計画を超過し、収益計画も達成しました。

2020年度は第6期中期経営計画の最終年度であります。第6期中期経営計画で掲げた計画の完遂のため、人材育成、営業力の強化、効率的な組織運営、会員・推進機構との関係強化を最重要課題とし、福祉金融機関として役割を発揮すべく取組んでまいります。

ここに<中国ろうきん>の事業方針、事業概要、業務内容および財務状況などについて、広く皆さんに情報を開示することを目的として、2020年3月期ディスクロージャー誌を作成しました。

つきましては、小誌をご高覧いただき、私ども<中国ろうきん>に対しますご理解を一層深めていただければ幸いです。

2020年7月



CONTENTS 2020中国ろうきんディスクロージャー誌

○ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念	03
ろうきんの基本姿勢	03
ろうきんの目的・事業運営3原則	04
ろうきん業態セーフティネット	04
労働金庫の概要	04

○2019年度事業の概況

トピックス	05-06
2019年度業績の概要	07-10

○第6期中期経営計画および

2020年度事業計画	11-18
中国ろうきんのSDGs達成に向けた取組み	19-20

○中国ろうきんの概要

法令遵守の体制	21-23
リスク管理の体制	24-26
お客さま本位の業務運営に関する取組方針	27-28
内部統制システム整備に関する基本方針	29-30
顧客保護等管理態勢	31
利益相反管理方針の概要	32
苦情等への対応	32
政治的中立に係わる方針	32
反社会的勢力による被害の防止について	32
金融円滑化への取組み	33-34
債務者が住宅資金借入者である場合の申込状況	34
ろうきん助け合い制度	35-36
社会的責任と貢献活動	37-40
2019年度ろうきん運動推進表彰	41-42
役員一覧	43
代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況	43
会計監査人の氏名又は名称	43
報酬等に関する事項	43
組織図	44
職員の状況	44

○商品のご案内

金融商品に関する勧説方針	45
金融犯罪被害防止に向けた取組み	45
預金商品のご案内	45-46
個人型確定拠出年金(iDeCo)のご案内	47
企業型確定拠出年金のご案内	47
有価証券のご案内	47
共済代理業務のご案内	47
損保窓販業務のご案内	47
生保窓販業務のご案内	47
内国為替業務のご案内	47
その他	47
融資商品のご案内	47-48
各種サービスのご案内	49-50
手数料一覧	51-52

○中国ろうきんのネットワーク

店舗一覧	53-54
ATM・CD一覧	55-56

○中国ろうきんの歩み

資料偏	58-94
索引	95-96

本誌は労働金庫法第94条において準用する銀行法第21条(業務および財産の状況に関する説明書類の縦覧等)の規定に基づいて作成したディスクロージャー資料です。



ろうきんの理念と基本姿勢

ろうきんの理念

ろうきんは、働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関です。
ろうきんは、会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。
ろうきんは、働く人の団体、広く市民の参加による団体を会員とし、そのネットワークによって成り立っています。
会員は、平等の立場でろうきんの運営に参画し、運動と事業の発展に努めます。
ろうきんは、誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます。

ろうきんの基本姿勢

私たちろうきんは、働く人たちの絆から生まれた働く仲間のための福祉金融機関です。
私たちは、ろうきん理念の基本にある次の「目的・運営・運用」に基づき、社会的使命をいつも考え事業活動を行っています。



〈ろうきん〉は、働く仲間がつくった福祉金融機関

〈ろうきん〉は、労働組合や生活協同組合の働く仲間が、お互いを助け合うために、資金を出し合ってつくった協同組織の金融機関です。世の中に金融機関はたくさんあります。しかし、純粋に働く人の福祉金融機関と呼べるのはただひとつ、〈ろうきん〉しかありません。働く人たちの暮らしを支え、快適で過しやすい社会づくりをめざしています。



〈ろうきん〉は、営利を目的としない金融機関

〈ろうきん〉は、労働金庫法という法律に基づいて、営利を目的とせず、公平かつ民主的に運営されています。この〈ろうきん〉独自の運営に共感する人たちの輪が日本中にひろがり、いまでは利用者が全国で約1,000万人。労働組合や生活協同組合の働く仲間をはじめ、多くの方々に広く利用されています。



〈ろうきん〉は、生活者本位に考える金融機関

〈ろうきん〉の預金・ローンなどの商品や各種サービスなどは一般の金融機関とほとんど変わりません。しかし、資金の運用がまったく違います。働く人たちからお預かりした資金は、働く人たちの大切な共有財産として、住宅・結婚・教育資金など、働く仲間とその家族の生活を守り、より豊かにするために役立てられています。

ろうきんの目的・事業運営3原則

ろうきんの目的や事業運営は労働金庫法によって規定されており、市中銀行との違いが明確に区分されています。

労働金庫法

(目的)

第1条 この法律は、労働組合、消費生活協同組合その他労働者の団体が協同して組織する労働金庫の制度を確立して、これらの団体の行う福利共済活動のために金融の円滑を図り、もつてその健全な発達を促進するとともに労働者の経済的地位の向上に資することを目的とする。

(原則)

第5条 金庫は、営利を目的としてその事業を行つてはならない。(非営利の原則)

2 金庫は、その行う事業によつてその会員に直接の奉仕をすることを目的とし、特定の会員の利益のみを目的としてその事業を行つてはならない。(会員直接奉仕の原則)

3 金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。(政治的中立の原則)

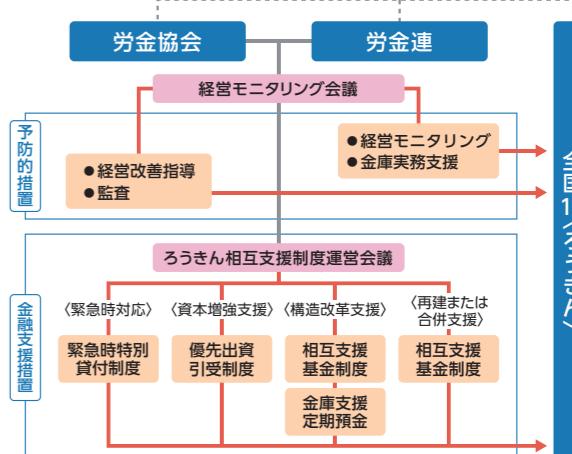
ろうきん業態セーフティネット

お客様の預金を守る公的なセーフティネットとして「預金保険制度」があります。ろうきんでは、この「預金保険制度」とは別に、ろうきん業態独自のセーフティネットを用意しています。

1番目の柱は、全国労働金庫協会(労金協会)および労働金庫連合会(労金連)による定例的な経営状況のモニタリングと労働金庫監査機構による監査です。経営上の問題が認められる場合には、その問題の程度に応じて必要な措置を講じ、問題の早期改善を図ることとしています。また、労働金庫監査機構は全国ろうきんの監査を実施し、指導を行っています。

2番目の柱は、労働金庫連合会の金融機能を活用した「ろうきん相互支援制度」です。万一、ろうきんに経営上の問題が生じ、支援が必要となった場合には、労働金庫連合会が緊急資金の貸出しや資本注入、資金援助を行うことにより経営をサポートします。

ろうきん相互支援制度実施に係る3者覚書



労働金庫の概要

○中国労働金庫の概要

項目	2019年度末
理事長	戸守 学
本店所在地	広島市南区稻荷町1番14号
創立	2003年10月1日 (中国4労働金庫統合)
出資金	69億93百万円
預金残高	1兆1,743億55百万円
融資残高	7,560億14百万円
団体会員数	3,729会員
間接構成員数	592,439人
店舗数	39店舗

○全国労働金庫の概要

項目	2019年度末
金庫数	13金庫
店舗数	614店舗
(うち支店)	557店舗
(うち出張所)	44店舗
会員数	119,083会員
(うち団体会員数)	50,796会員
常勤役員数	115人
職員数	11,202人
預金残高	20兆8,775億46百万円
貸出金残高	14兆2,011億31百万円

2019年度事業の概況

トピックス



「LINE Pay」への労働金庫口座登録利用開始

4月 「リバース・モーゲージローン」の取扱開始

少子高齢化による“交通環境や買い物環境等の生活利便性の低下”、借入金額の高額化による“借入期間の長期化”、公的年金の減少に伴う“老後資金の確保”など、さまざまな課題がある中、手持ち資金を確保するため、所有の不動産を担保とし“毎月のローン返済の軽減”や“利便性の高い住宅へ住み替え”的な資金として利用することを目的に、2019年4月より「リバース・モーゲージローン」の取扱いを開始しました。

5月 「ロッキーチャンス」の取扱開始

当金庫の預金・融資・サービスをご利用いただいているお客さまに感謝の気持ちを込めて、2019年4月より“選べる豪華賞品”や“選べる電子マネーギフト”が当たる「ロッキーチャンス」の取扱いを開始しました。抽選の結果、「使って”ロッキーチャンス”」では2,500名さま、

「預けて”ロッキーチャンス～Summer～」では4,060名さま、「預けて”ロッキーチャンス～Winter～」では4,060名さま、合計10,620名さまが当選しました。

6月 岡山東支店ならびにローンセンター岡山東の移転

「平成30年7月豪雨」の影響による店舗への浸水被害および店舗老朽化に伴い、岡山東支店およびローンセンター岡山東は、2019年5月7日に岡山市東区東平島から岡山市東区西大寺東へ移転しました。これまで別棟であったローンセンターを店舗2階へ設けたことで、お客さまの利便性が向上しました。

7月 因島代理店の移転

2016年10月から仮店舗にて営業していました因島代理店は、2019年5月7日に新築移転しました。手狭であった仮店舗からの新築移転により、お客さまの

利便性の向上ならびに職員の職場環境の改善につながりました。

6月 「社会貢献債（ソーシャルボンド）への投資

事業活動を通じ、福祉金融機関としての社会的責任・役割を果たすことを目的に、2019年6月より独立行政法人国際協力機構（JICA）が発行する社会貢献債（ソーシャルボンド[※]）に投資を開始しました。

7月 「Webチャネル」の拡充

多様化する顧客ニーズに対応するため、インターネットを介したローンの仮申込みスキーム、Web完結型契約スキームの活用に2019年度も継続して力を入れました。2019年7月よりWeb完結型スキームに「安心パック専用カードローン」を追加しました。

9月 「住宅ローン」の金利引下げ項目に「適合R住宅」「安心R住宅」を追加

中古住宅市場の活性化および空き家問題をはじめとする社会的課題解決に向け、2019年9月より住宅ローンの金利引下げ項目に「適合R住宅」または「安心R住宅」の購入を目的にお申込みをされる方を追加しました。

10月 「ろうきんアプリ」の取扱開始

2019年10月よりスマートフォンでご利用いただける「ろうきんアプリ」のサービスを開始しました。無料アプリのダウンロードで登録口座の残高や入出金をいつでも・どこでも簡単にご確認いただけるなど、便利な機能を多数取り揃えています。

11月 中国ろうきん杯学童軟式野球選手権大会の開催

新しい時代を担う少年少女の健全な育成を目的に、第16回中国ろうきん杯

学童軟式野球選手権大会を開催しました。11月16日と17日の2日間、「広島市民球場（マツダZoom-Zoomスタジアム広島）」と「広島県総合グランド野球場（コカ・コーラボトラーズジャパン広島総合グランド野球場）」を会場として中国5県594チームの中から予選を勝ち抜いた代表8チームによる決勝大会が開催され、白熱した好ゲームが展開されました。選手たちは日頃練習してきた成果を発揮し、ファイト溢れるプレーで大会を盛りあげてくれました。その結果、島根県代表の「中海少年野球団」が見事、栄冠に輝きました。

企業年金セミナーの開催

金融庁から6月に発表された「金融審議会 市場WG報告書」による“老後2,000万円問題”、8月に厚生労働省から公表された「公的年金の財政検証」を踏まえ、「公的年金の今後の見通しと確定拠出年金（DC）の活用術」をテーマに

11月13日に「企業年金セミナー」を開催しました。

1月 スマホ決済サービス「LINE Pay」への労働金庫口座登録利用開始

「キャッシュレス決済」の推進を目的に、2020年1月よりスマートフォン決済サービス「LINE Pay」との連携を開始し、(中国ろうきん)口座を「LINE Pay」に登録することで「LINE Pay」への残高チャージや「LINE」の友だちへの送金、出金等のサービスが利用可能となりました。

2月 「Web完結型カードローン（オリコ保証）」の取扱開始

2020年2月より、ご来店や申込書への記入をいただくことなく、パソコンやスマートフォンから中国ろうきんのホームページを通じてお申込みができる「Web完結型カードローン（オリコ保証）」の取扱いを開始しました。

2019年度業績の概要

○事業の概要

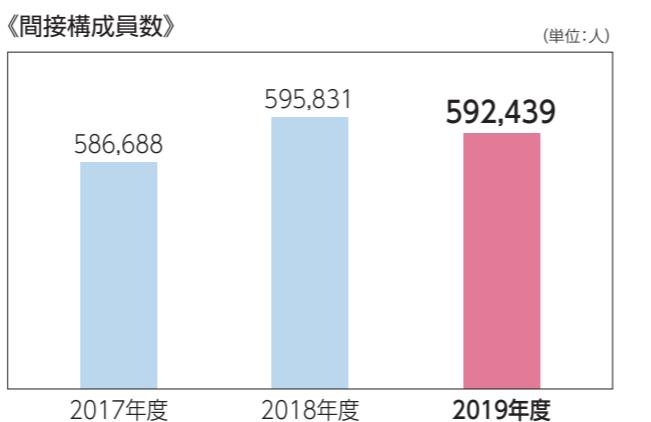
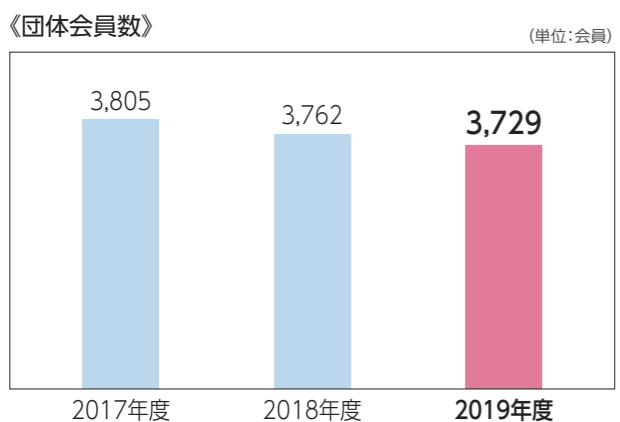
当金庫は、2018年度より第6期中期経営計画(以下、「第6期中計」という。)を開始しました。第6期中計は、スローガンを「いま、はなしたい 未来のこと」とし、「顔の見える活動」、「コンサルティング機能の発揮」をキーワードとしています。第6期中計中間年度である2019年度も引き続き基本方針に沿った具体策を展開してまいりました。

その結果、預金残高増加額は計画を達成しました。融資については、有担保ローン新規実行額が好調を維持し計画を大幅に超過しました。無担保ローン新規実行額、マイプラン残高増加額については計画に及ばなかったものの、融資残高増加額は計画を達成しました。また、収益については融資の伸張により計画を超過することができました。

会員・利用者の皆さまのご支援とご協力に対しまして深く感謝申しあげるとともに、2019年度の事業概況を報告いたします。

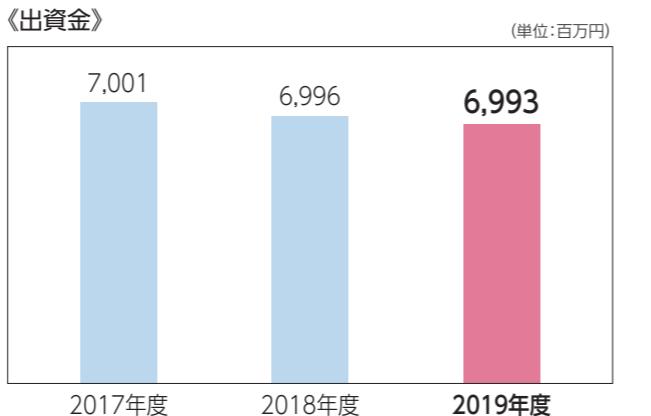
○会員・間接構成員

- 団体会員数は、新規加入20会員に対して、組織統合や組織改編等による脱退が53会員で33会員減少し、3,729会員となりました。
- 間接構成員数は、3,392人減少し、592,439人となりました。



○出資金

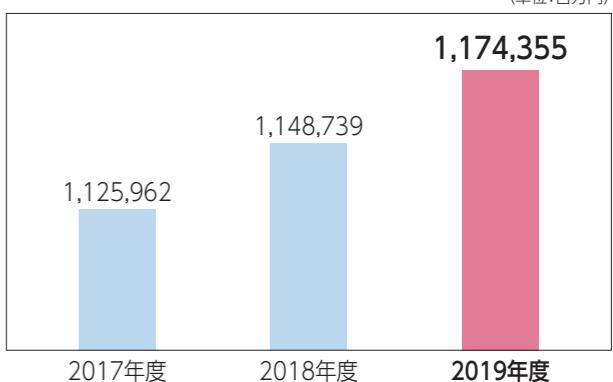
- 出資金は、脱退会員による出資の払戻しにより3百万円減少し、69億93百万円となりました。



○預金

- 預金は、年間増加計画150億円に対し、256億円の増加となり、期末残高は1兆1,743億円となりました。実績の内訳は、個人預金が221億円の増加、団体預金が34億円の増加、一斉積立が1億円増加となりました。

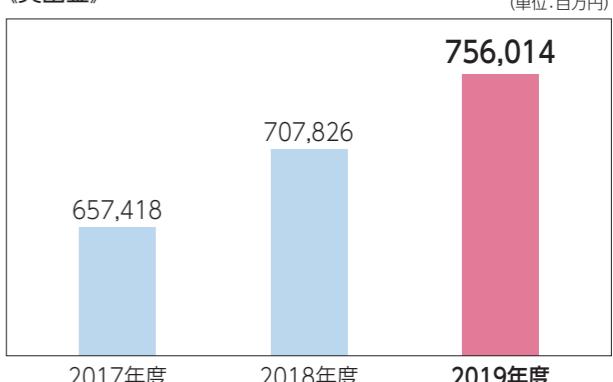
《預金》



○貸出金

- 貸出金は、年間増加計画250億円に対し、481億円の増加となり、期末残高は7,560億円となりました。内訳は、有担保ローン(個人)が457億円の増加、自動車購入資金や生活資金等の融資を対象とした無担保ローン(個人)は34億円の増加、団体融資やその他のローンは9億円の減少となりました。

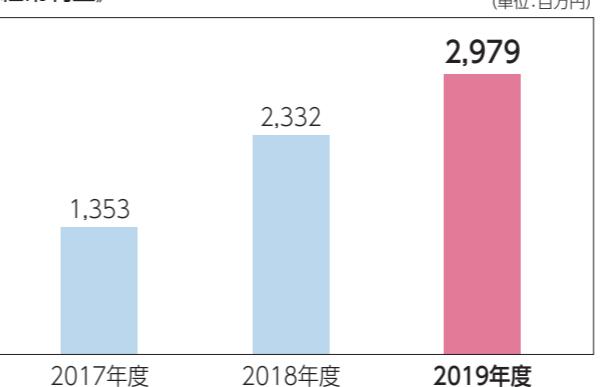
《貸出金》



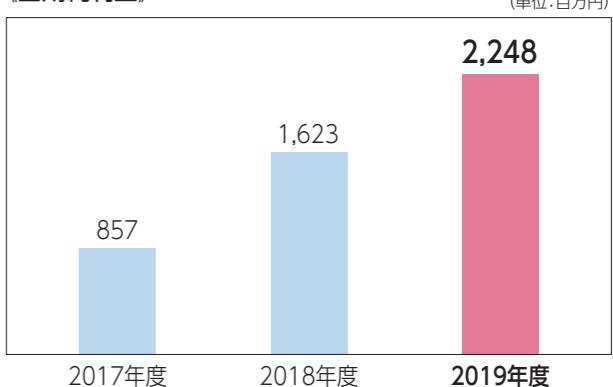
○収支の状況

- 経常収益は、融資の伸張等により貸出金利息、役務取引等収益等が増加し、前期比4億47百万円増加の171億19百万円となりました。経常費用は、経費の削減等により、前期比1億99百万円減少の141億40百万円となりました。この結果、経常利益は前期比6億47百万円増加の29億79百万円となり、当期純利益は前期比6億24百万円増加の22億48百万円となりました。

《経常利益》

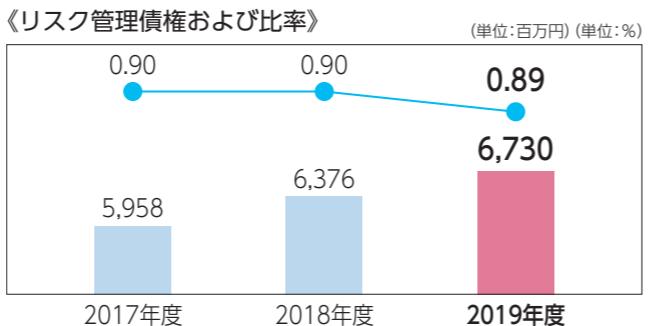


《当期純利益》



○リスク管理債権の状況

- リスク管理債権合計は6,730百万円となりました。内訳は、「破綻先債権」が321百万円、「延滞債権」が5,856百万円、「3ヶ月以上延滞債権」が551百万円となっています。
- リスク管理債権比率(貸出金残高756,014百万円に占める割合)は0.89%となっています。



「破綻先債権」とは

借り手の自己破産などにより、ろうきんにとって、返済を受けることが困難になる可能性が高い貸出金のことです。

「延滞債権」とは

今後上記の「破綻先債権」となる可能性が大きい貸出金、あるいは法的・形式的な破綻の事実は発生していないものの、実質的には自己破産の状態に陥っている借り手の貸出金のことです。ろうきんにとって、収入を生まない貸出金のことです。

「将来において償却すべき貸出金に変わる可能性の高い債権」ということになります。

○金融再生法に基づく資産査定等の状況

- 金融再生法上の不良債権合計は6,736百万円となりました。内訳は、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」が2,285百万円、「危険債権」が3,898百万円、「要管理債権」が552百万円となっています。

金融再生法上の不良債権比率(総与信額756,839百万円に占める割合)は0.89%となっています。

「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは

総与信額(貸出金、外国為替、債務保証見返、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目)のうち、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由によって破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれに準ずる債権のことです。

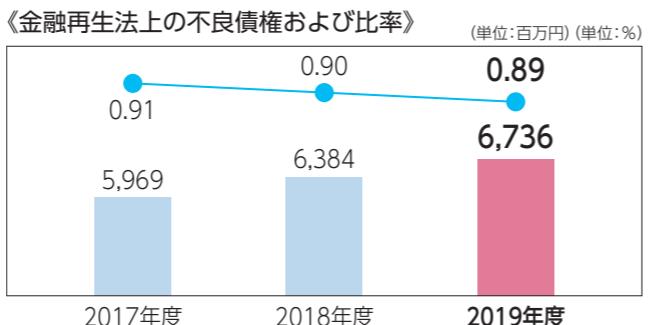
「3ヶ月以上延滞債権」とは

借り手に収入が入って来なくなる(会社の業績不振等)などの理由で、ろうきんが元金または利息の支払いを3ヶ月以上受けていない貸出金のことです。正常に返済される貸出金以上に、相当の注意をもって管理することが求められる貸出金です。

「貸出条件緩和債権」とは

借り手の経済的再建または支援を図り、貸出金の回収を促進することなどを目的として、貸出金利の減免や利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄など、借り手に有利となる取決めを行っている貸出金のことです(ただし、借り手に有利な条件であっても、再建・支援目的でなければ、「貸出条件緩和債権」には該当しません)。

貸し出したお金は回収されることを前提としている点で、「破綻先債権」と異なります。



「要管理債権」とは

貸出金のうち、左記の「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」と「危険債権」を除いた「3ヶ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

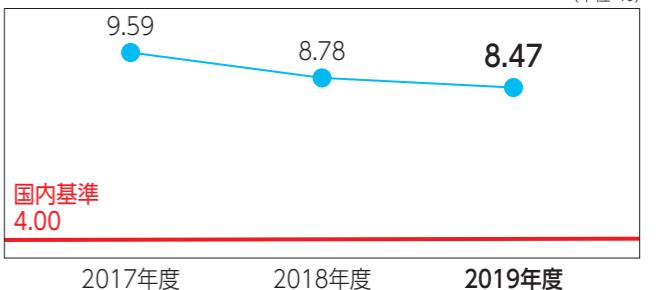
○自己資本の状況

- 自己資本比率は、8.47%となり、国内基準である4.00%を大きく上回っています。

(注)当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号)」(以下、「自己資本比率告示」といいます。)により、自己資本比率を算定しています。この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示が適用されています。

また、当金庫は国内基準を採用しております。

《自己資本率》



○主要な事業の状況を示す指標

項目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	17,596	16,370	16,092	16,672	17,119
経常利益	1,975	1,379	1,353	2,332	2,979
当期純利益	795	944	857	1,623	2,248
業務純益	1,879	1,397	1,391	2,395	3,090
純資産額	53,386	53,728	54,153	55,755	57,298
総資産額	1,136,756	1,165,569	1,205,901	1,260,835	1,301,190
預金積金残高	1,075,324	1,095,992	1,116,624	1,139,201	1,163,111
貸出金残高	628,180	625,538	657,418	707,826	756,014
有価証券残高	82,003	75,734	81,540	98,413	98,439
出資総額	7,003	7,002	7,001	6,996	6,993
出資総口数 (口)	7,003,568	7,002,722	7,001,079	6,996,577	6,993,245
出資に対する配当金	208	209	139	139	139
事業の利用分量に対する配当金	169	169	169	99	99
職員数 (人)	603	584	551	524	529
単体自己資本比率 (%)	10.33	10.14	9.59	8.78	8.47

(注)1.貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2.当金庫は自己資本比率告示により、自己資本比率を算定しています。

この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示が適用されています。

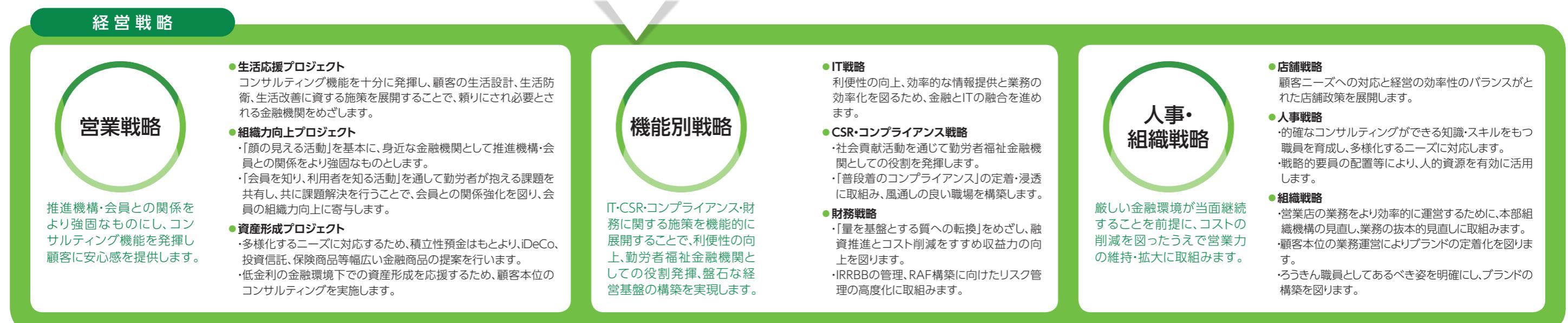
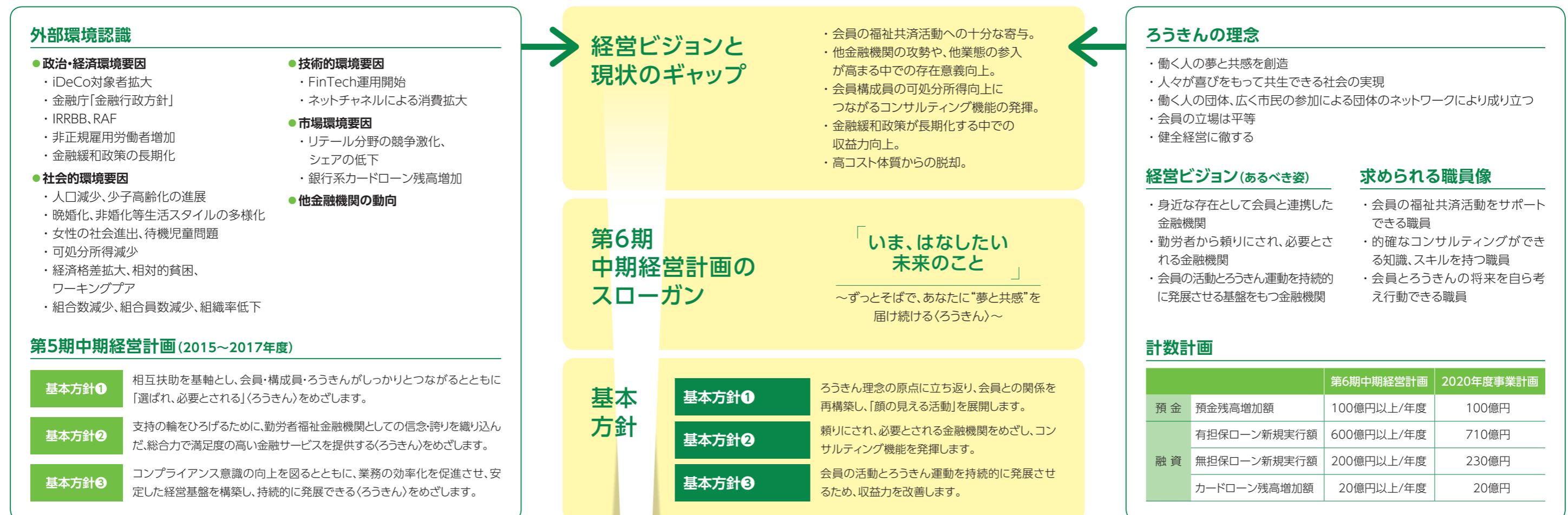
また、当金庫は国内基準を採用しております。

3.「業務純益」とは、「業務粗利益」から、「貸倒引当金純額」および「経費」を控除したもので、金融機関の基本的な業務の成果を示すといわれる利益指標です。



第6期中期経営計画および2020年度事業計画

第6期中期経営計画の全体像



2020年度事業計画具体策

生活応援プロジェクト	コンサルティング機能を十分に発揮し、顧客の生活設計、生活防衛、生活改善に資する施策を展開することで、頼りにされ必要とされる金融機関をめざします。	①「生活応援運動」の実践	生活設計、生活防衛、生活改善に向けたコンサルティング機能を発揮するため、以下のことと取組みます。 (1)「家計の見直し運動」を通じた可処分所得向上と資産形成支援 (2)消費者教育を通じた健全なローン利用と資産形成 (3)多重債務問題の解決支援ができる職員の育成
		②勤労者福祉金融機関としてのセーフティネット施策の展開	(1)「金融円滑化管理方針」取組状況のモニタリング (2)「助け合い制度」の周知と利用促進 (3)会員企業動向等の把握と実情に即した支援策の展開 (4)災害被害発生時の状況把握と復旧に向けた対応策の展開 (5)奨学金問題に対応した専用ローンの検討 (6)新型コロナウイルス感染症拡大に伴う収入減少者等への支援策の展開
		③未組織勤労者の生活応援	(1)未組織勤労者の生活を応援するための新たな施策の展開 (2)効果的な周知活動による未組織勤労者の生活応援と取引深耕 (3)消費生協と連携した生協組合員の生活応援
営業戦略	「顔の見える活動」を基本に、身近な金融機関として推進機構・会員との関係をより強なものとします。	④「顔の見える活動」の展開	(1)会員の諸会議への参加や定期大会議案書等からの会員が抱える課題の把握 (2)提案型営業の実践、コンサルティング機能の発揮 (3)Webチャネルの推進によるニーズの掘起こし
		⑤会員・推進機構との関係強化	(1)労福協・各推進機構と連携した「家計の見直し運動」の強化 (2)本部・県営業本部・営業店の連携強化による、産別組織、広域会員等との共同取組みの展開 (3)独自性のある営業店推進委員会機能の発揮
		⑥助け合いプラン「安心パック」の強力な推進	(1)助け合いプラン「安心パック」の制度目的の浸透と導入会員の拡大 (2)導入済会員に対する制度内容の周知による利用促進
資産形成プロジェクト	「会員を知り、利用者を知る活動」を通して勤労者が抱える課題を共有し、共に課題解決を行うことで、会員との関係強化を図り、会員の組織力向上に寄与します。	⑦働く女性・子育て世代の生活応援策の展開	(1)女性組合員・女性職員等の意見を取り入れた働く女性・子育て世代の生活を応援する施策の展開 (2)女性向けホームページの立上げ
		⑧パート・有期・派遣で働く組合員の生活応援策の展開	会員と連携してパート・有期・派遣で働く組合員へろうきんの制度を周知し、利用の拡大を図ります。
		⑨安定的なマネープランの推進	(1)ライフステージに応じた各種商品・サービスの提案・推進 (2)iDeCoを中心とした金融商品の提案、推進 (3)企業型DC導入企業の継続投資教育(加入者教育)の支援 (4)ライフプランセミナーの実施
	・多様化するニーズに対応するため、積立性預金はもとより、iDeCo、投資信託、保険商品等幅広い金融商品の提案を行います。 ・低金利の金融環境下での資産形成を応援するため、顧客本位のコンサルティングを実施します。	⑩会員・推進機構と連携した預金運動の展開	預金運動("ロッキーチャンス")を通じて会員・推進機構と連携を図り、「ろうきん運動」を推し進めます。
		⑪生涯取引の推進	(1)新入組合員を含めた若年層組合員への金融教育の展開と利用促進 (2)しあわせの櫻<くたすき>を活用した家庭単位での取引拡大 (3)ろうきん友の会への加入促進 (4)老後の家計を支援する取組みの実施

2020年度事業計画具体策

IT戦略	利便性の向上、効率的な情報提供と業務の効率化を図るため、金融とITの融合を進めます。	⑫業務の効率化につながるシステムの導入	営業店業務の削減および効率化につながるシステムを導入するため以下のことと取組みます。 (1) 新システムの導入 i. 自動機自動精査(注1)の導入および本部集中一括管理 ii. 相続サポートシステム(注2)全店展開と本部集中化の検討 iii. AI-OCA(注3)展開検討 iv. シンクライアント(注4)の導入の検討 v. 新グループウェア(注5)導入による処理フローの見直しやペーパーレス化の推進 (2) 既存システムの改良・有効活用 i. RPA(注6)の活用による営業店業務の効率化
		⑬アール・ワンシステムの活用による効果的な提案活動と業務効率化	(1) 効果的な情報の蓄積と蓄積情報を活用したタイムリーな情報提供・提案活動の展開 (2) 業務改革の取組みに係る職員能力向上および業務効率化の実施
		⑭Webチャネルの拡充	より多くの顧客ニーズへ対応するため、会員融資規制撤廃や窓口直接融資制度導入の取組みを行うとともに、インターネットを活用したスキームの充実を図ります。
		⑮インターネットを活用した効果的な広告宣伝	(1) アプリ・SNS等を活用した情報提供 (2) 分かりやすく利用しやすいホームページの構築 (3) Webを活用した勤労者の動向調査
CSR・コンプライアンス戦略	社会貢献活動を通じて勤労者福祉金融機関としての役割を發揮します。	⑯共生社会実現に向けた役割発揮	(1) ソーシャルビジネス(注7)支援と連携 (2) 会員と協同した「利用することで社会に貢献できるしくみ」の周知と利用促進
	「普段着のコンプライアンス」の定着・浸透に取組み、風通しの良い職場を構築します。	⑰「普段着のコンプライアンス」の定着・浸透	(1) コンプライアンス担当者研修の充実 (2) 各種モニタリング精度の向上
財務戦略	「量を基盤とする質への転換」をめざし、融資推進とコスト削減をすすめ収益力の向上を図ります。	⑯「量を基盤とする質への転換」	(1) 借換による可処分所得向上を主体としたコンサルティング機能の発揮 (2) 無担保ローン・カードローンの推進 (3) 特約終了予定者(注8)に対するアフターフォローの実施 (4) モニタリングによる信用リスク管理の高度化と実質審査の徹底
		⑯資金運用収益の維持	リスク量に留意し、安定的な収益が得られる余裕金ポートフォリオの構築を図ります。
		⑯経費の効率執行	(1) コスト意識の徹底 (2) 経費の厳格な執行 (3) 経費事務の効率化
	IIRRBB(注9)の管理、RAF(注10)構築に向けたリスク管理の高度化に取組みます。	⑯IIRRBBの管理	金利リスクが経営に与える影響を分析し、RAF運用に活用します。
		⑯RAF構築に向けたリスク管理の高度化	RAFの定着化を図るとともに、リスク・コントロール手法を検討します。

(注1) 自動機自動精査とは、自動機(ATM)の運用において定期的に実施する表現現金の計数・照合作業を自動機内部で自動化することで業務効率化を図る機能。

(注2) 相続サポートシステムとは、相続にまつわる顧客情報・案件・進捗情報の一元管理を行うことで、受付業務を支援するシステム。

(注3) AI-OCAとは、紙文書に記載された文字を認識してデジタル化するOCRの技術と、認識率を向上させるためAI(人工知能)を融合させた技術。手書きによる帳票の内容をデータ入力する作業を省力化する。

(注4) シンクライアントとは、ユーザーが使用する端末(クライアント端末)の機能を必要最小限にどどめ、サーバー側で処理を行うことでセキュリティの強化や管理コストの抑制を図る仕組み。

(注5) グループウェアとは、ネットワークを活用し、企業・組織内の情報共有を行うためのソフトウェア。2020年度既存グループウェア更改に伴い導入する。

(注6) RPAとは、ロボティック・プロセス・オートメーションの略。ルールエンジン、機械学習、人工知能などの認知技術を活用した、オフィス業務の効率化や自動化に向けた取組み。

(注7) ソーシャルビジネスとは、企業やNPO等がビジネスを手段として収益事業を行なう社会貢献の取組むこと。

(注8) 特約終了予定者とは、固定金利特約型住宅ローンの固定金利特約期間が終了する予定であり再度固定金利特約の締結をする方。

(注9) IRRBB(銀行勘定の金利リスク)とは、金利水準の不利な変動が金融機関の資本および収益に対する現在ない将来生じるおそれのあるリスク。

(注10) RAFとは、リスクアベタイト・フレームワークの略。予算計画策定、予実管理、業績評価という経営管理サイクルにおいて、常にリスク・アベタイト(どのような業務に取組んで、どのようなリスクを、どれだけ、またどのようにとり、どのくらいの収益をあげるか)を意識した管理を行う組み。

2020年度事業計画具体策

人 事 ・ 組 織 戦 略	顧客ニーズへの対応と経営の効率性のバランスがとれた店舗政策を展開します。	②③適正な人員配置および効率的な店舗政策	(1) 柔軟かつ効果的な採用活動による適正人員の確保と適正な人員配置 i. 労働諸条件の見直し ii. 大学・高校との連携強化 iii. 効率的な人員配置を可能とする採用活動 (2) 効率的な店舗運営に向けた機械化・集中化 (3) 窓口営業時間(昼時間休業等)の見直しの検討・実施
		④土曜日営業、平日窓口延長の継続実施	融資相談に対応するため、以下の店舗で土曜日営業・平日窓口延長を行います。 (1) 土曜日営業 6店舗(津山支店・水島支店・三次支店・呉支店・鋼管町支店・岩国支店) (2) 平日窓口延長 1店舗(広島東支店)
		⑤営業店評価制度	中期経営計画の実効性を担保するため、中期経営計画で掲げた各戦略の実施状況を総合的に評価できる評価項目を設定します。
人事戦略	的確なコンサルティングができる知識・スキルをもつ職員を育成し、多様化するニーズに対応します。 戦略的要員の配置等により、人的資源を有効に活用します。	⑥会員と一体となってろうきん運動を推進できる職員の育成	(1) マネジメント能力やリーダーシップを発揮するための管理・監督職の指導力強化 (2) 営業スキルやノウハウを持つ職員を研修講師とした実践的なスキルを習得する研修の実施 (3) 本部職員に対する政策立案能力向上に向けた研修の実施 (4) 営業店での特長的な取組みの水平展開
		⑦的確なコンサルティングができる知識・スキル習得のための教育研修	(1) 実務研修の高度化と事後フォローによる実効性の確保 (2) 外部講師や協会研修の活用 (3) F P 1級の取得促進と有資格者のスキルの活用 (4) 職制・業務・能力に合わせた研修の実施 (5) 職員の自己啓発の促進 (6) O J Tによる融資業務スキルの向上
		⑧戦略的要員の効果的な配置	戦略的な人員配置を以下の店舗で実施し効果的な営業推進と人材育成を図ります。 4店舗(水島支店・広島東支店・福山支店・徳山支店)
		⑨働き方改革・女性活躍の推進	(1) 働き方改革関連法を遵守した労務管理 (2) 業務効率化の進展による、管理職を含む職員の労働時間削減 (3) 職員が安心して働き続けられる職場環境づくり (4) 女性が活き活きと働くことができる施策の展開
組織戦略	営業店の業務をより効率的に運営するために、本部組織機構の見直し、業務の抜本的見直しに取組みます。 ・顧客本位の業務運営によりブランドの定着化を図ります。 ・ろうきん職員としてあるべき姿を明確にし、ブランドの構築を図ります。	⑩業務効率化の推進	(1) 会員・推進機構と連携した会員事務標準化取組みの展開 (2) 業務改善提案制度のさらなる活用
		⑪顧客本位の業務運営	「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」(注11)に基づき、顧客のくらしを守り、より豊かにする運動を展開します。
		⑫SDGs(注12)実現に向けた取組み	(1) 当金庫の事業とSDGsの関係性の整理(マッピング) (2) ディスクロージャー誌、各種広告媒体における情報発信 (3) 金庫内の理解の深化

(注11)「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」とは、2017年3月金融庁が公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」に則り2018年2月当金庫が制定したもの。毎年見直しを行い、その取組状況はディスクロージャー誌等で公表することとしている。

(注12) SDGsとは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するために、国連で採択された2030年までに達成すべき世界目標。17ゴール(目標)と具体的な目標を示した169ターゲットで構成される。

2020年度事業計画におけるリスク・アペタイト

当庫では、「リスク・アペタイト・フレームワーク(R A F)」を2020年度より導入し、事業計画を達成するために取得するリスクの種類・数量を明確にしたうえで、リスクテイクと収益、自己資本のバランスを取りながら、健全性を保ちつつ適正な収益確保をめざします。
これらの取組みを明文化したものを「リスク・アペタイト・ステートメント(R A S)」にとりまとめ、以下のとおり定めます。

1. R A F運営の基本方針

協同組織金融機関として、会員・利用者へ最適なサービス提供するとともに、事業計画達成のために必要なリスク管理を行うなかで、そこから生み出される適正な収益によるリスク・リターンのモニタリング・分析を行い、事業計画の達成状況を検証し、収益とリスクの最適化をめざします。
また、R A Fの実効性を確保するために、モニタリングを実施するなかでリスク・アペタイトの検証を行い、不測の事態に備えた態勢を整えます。

2. リスク・アペタイト指針

ろうきんの理念「ろうきんは誠実・公正および公開を旨とし、健全経営に徹して会員の信頼に応えます」を実現するために、会員の皆様に安心していただける健全性を保ちつつ、適度なリスクをとって必要な範囲で収益を高め、健全経営に務めます。

3. リスク・アペタイト方針

計数計画によるボリュームを維持する中で、質への改善を図ります。
具体的には、有担保住宅ローンの推進により残高ボリュームを確保しつつ、無担保ローンやカードローンの取引拡大等により収益力の向上を図る中で、リスクへの対応力を強化を図ります。

4. リスク・アペタイトの指標

「リスク・アペタイト方針」の実現と管理を目的とした指標を以下のとおり定め、取組みを展開します。

(1) リスク・アペタイト指標(K R I)

金利リスク	項目	2020年度(計画)
	リスク・アペタイト指標	△E V E(注2)
	リスク・プロファイル(注3)	19, 425百万円
目標値		19, 550百万円

(2) 関連指標(K P I)(注4)

健全性	項目	2020年度(計画)
	自己資本比率	8. 29%
	コア業務純益(注5)	2, 070百万円
収益性	当期純利益	1, 366百万円
	コア業務純益R O A(注6)	0. 15%
	O H R(注7)	84. 06%

(注1) リスク・アペタイトとは、事業計画達成のために進んで受け入れるリスクの種類や水準をいいます。

(注2) △E V Eとは、金利水準の変動による銀行勘定の資産・負債の経済価値変化額を示しています。

(注3) リスク・プロファイルとは、現時点で保有しているリスクの種類と水準をいいます。

(注4) 重要業績評価指標。組織の目標達成度合いを定義する補助となる計量基準群であり、R A Fでは主に財務に係わるリスク・アペタイトでのリターン指標を指します。

(注5) 貸出業務など金融機関の本来の収益力を表します。本業のもうけを示す営業利益にあたる業務純益から、国債の売買など一時的な変動要因を除いたものとなります。

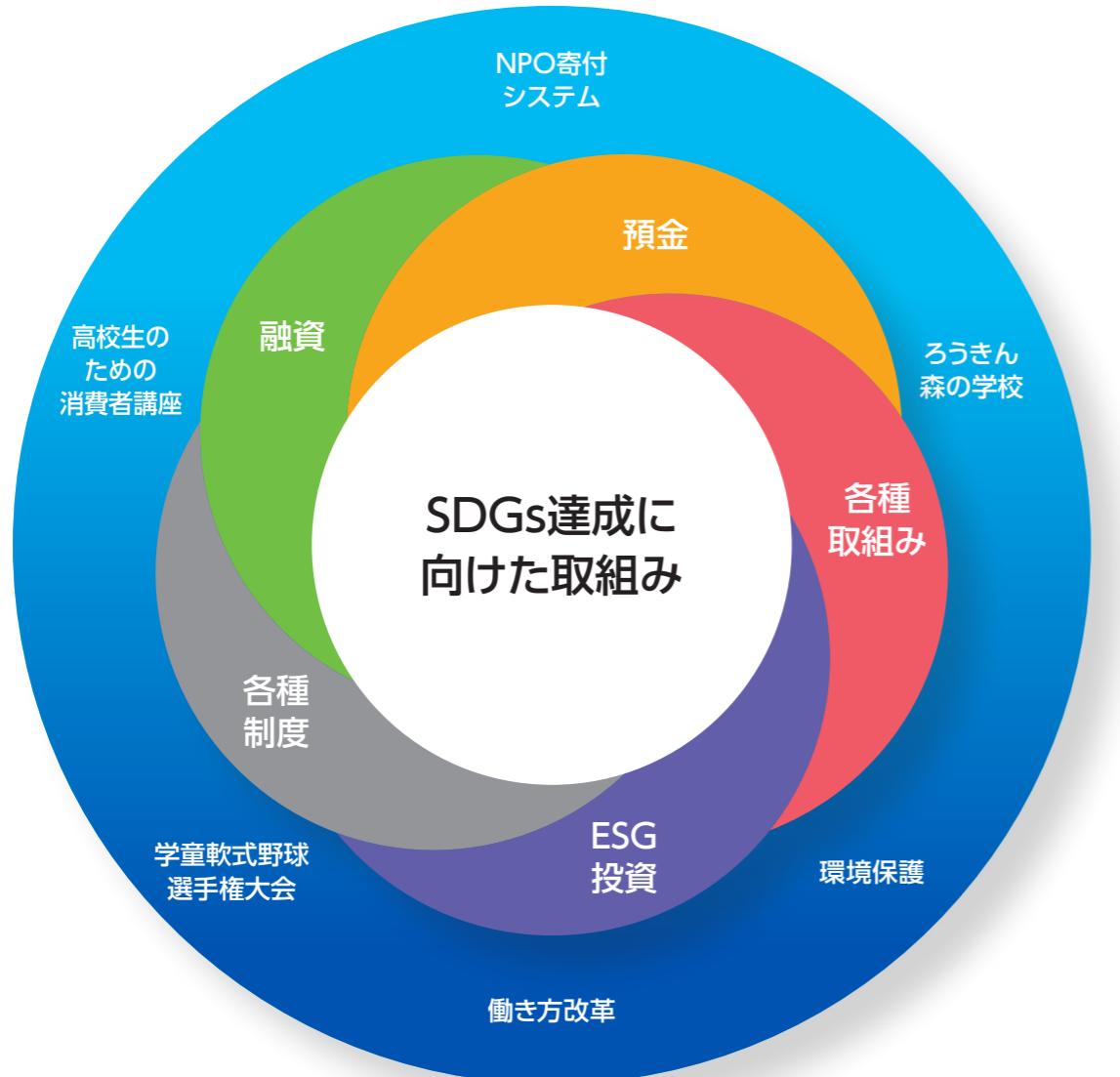
(注6) 保有する資産を使ってどれだけ本業の収益を上げたかを示す指標です。

(注7) 効率性を示す指標の一つで、営業経費の業務粗利に対する比率をいいます。本数値が低いほど効率性が高いことを示しています。

5. リスク・アペタイトのモニタリング
前記のリスク・アペタイト指標および関連指標を管理し、収益とリスクの状況のモニタリングを実施します。
事業年度末に向けて、定期的にモニタリングを行いながらP D C Aサイクルによるチェックを行い、必要に応じて施策の見直しを行います。

中国ろうきんのSDGs達成に向けた取組み

ろうきんの設立経過や「ろうきんの理念」はSDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」、すべての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす「金融包摶」と合致するものです。これからもろうきん運動を推進し、SDGs17ゴールの達成に向けて貢献していきます。



○ SDGsとは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット(個別目標)で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。



金融事業を通じた取組み		理念と基本姿勢
預金	各種預金	働く人からお預かりした大切な預金は住宅・車・教育など働く仲間の生活を守り、より豊かにするために活用されており、働く人やその家族が生涯にわたり安心して暮らせる社会づくりを進めます。
融資	助け合い制度	働く人およびその家族の生活を守るとともに、地域社会に貢献することを目的にろうきん助け合い制度を設けています。福祉ローンや育児応援ローン、災害救援ローン、育児休業・介護休業期間中の元金据置制度、労働者生活支援特別融資制度など、低利なローンや仕組みをご用意しております。
各種制度	金融円滑化への取組み	働く人のための金融機関として、労働者福祉の向上のために金融円滑化に努めています。雇用不安の増大、可処分所得の減少など労働者を取り巻く環境は厳しくなっており、融資条件の変更や円滑な資金供給に努めるとともに、福祉金融機関としての役割を果たしていきます。
NPO事業	NPO事業サポートローン	介護サービスや環境保護など企業活動や行政が及ばない分野に活動を広げているNPO(民間非営利組織)の社会的役割に共感し、育成強化を図るために、NPO法人が必要とする運転資金や設備資金のためのローンを用意することで、社会的・経済的に困難な状況に置かれた人々の経済的自立の支援に取組んでいます。
ESG投資	助け合いプラン「安心パック」	会員の組織決定に基づく長期にわたり積立てる「助け合い積立」を実施いただく方へ、低利な融資商品の提供と資金ニーズへの最大限の対応により、組合員へ「安心」を届けることを目的としています。
各種取組み	ろうきんを利用することで社会に貢献できるしくみ	教育ローンなどの新規利用、学資積立「ドレミ協奏曲(コンチェルト)」の新規契約、カードローン「マイプラン」の新規契約または利用限度額の増額件数に応じて、中国5県の「いのちの電話」に寄付を行っています。中国労働金庫をご利用いただくことで社会貢献団体の行う活動を間接的にサポートしています。
ESG投資	家計の見直し運動	生活応援運動の一環として、働く人の可処分所得向上に寄与するため、労働者福祉協議会、会員・推進機構と連携して、相談活動の強化、他金融機関からの借換推進、多重債務未然防止に向けた啓発活動などを行っています。
ESG投資	企業年金セミナーの開催	全国のくろきんでは会員の退職金・企業年金を守る取組みをサポートするために「企業年金に係る役割発揮宣言」の取組みを展開しており、当金庫でもセミナーや研修会による最新情報の提供、DC制度導入検討会員へのアドバイス活動、DC定期預金の選定要請、DC制度導入済会員に対する「加入者教育」などの取組みを継続的に行ってています。
ESG投資	確定申告書作成セミナーの開催	退職者や中国ろうきん友の会会員のみなさまを対象として、毎年「確定申告書作成セミナー」を開催しています。セミナーには中国税理士会所属の税理士を招き、専門家から直接学び、それぞれご自身の確定申告書を作成していただきます。お客様の生涯にわたり金融面でサポートするために取組んでいます。
ESG投資	ESG債への投資	投資を通じて持続可能な社会の実現に貢献するため、環境分野や社会課題への対応を目的に発行されるESG債への投資を開始しました。2019年6月には独立行政法人国際協力機構が発行する社会貢献債(ソーシャルボンド)に投資しています。
社会貢献活動		中国ろうきんの概要
NPO寄付システム	ろうきん森の学校	日本で唯一の非営利の福祉金融機関として、NPOを支えることが働く人とその家族、そしてだれもが安心して暮らせる地域社会づくりにつながる考え方、このシステムを提供しています。寄付は毎月100円からの口座振替で手数料は不要です。集まった寄付金は中国各県で活動するNPOに寄付配分される「助け合い」のろうきんならではの地域循環型寄付システムです。
ろうきん森の学校	環境保護の取組み	労働金庫の中央金融機関である労働金庫連合会は、豊かな森の再生と環境問題に取組む人材育成をめざして2005年10月に「ろうきん森の学校」を全国3地区(富士山、福島、広島)に開校し、2015年4月より新たに新潟と岐阜の2地区が加わりました。中国労働金庫のエリア内では広島市の「NPO法人 ひろしま自然学校」が事業を展開しています。
中国ろうきん杯学童軟式野球選手権大会の開催	中国ろうきん杯学童軟式野球選手権大会の開催	人々が未来にわたり、喜びを持って、共生できる自然と調和した社会を実現するため、全役職員が環境に対する高い意識を持ち、地球環境の保全活動に会員、地域のみなさまとともに積極的かつ継続的に取り組むことを環境理念とし、電力・ガソリン消費の抑制や環境保全に配慮した商品・サービスの提供を行っています。
「高校生のための消費者講座」への講師派遣	「高校生のための消費者講座」への講師派遣	中国4県労働者福祉協議会および広島労働会館が主催する「高校生のための消費者講座」へ講師を派遣しています。これから社会に出る高校生が、金融取引においてのトラブルや悪質商法の被害に遭わないために、「自立した賢い消費者」になっていたいただくよう支援しています。
ダイバーシティ・働き方改革への取組み	ダイバーシティ・働き方改革への取組み	多様な人材が活躍できる職場環境を整えることで仕事と子育てなどの両立をめざし男女ともに働きやすい環境整備や円滑な職場復帰のための取組みや男性の育児休業等取得の促進を行っています。このような取組みや男性の育児休業取得などの実績をもとに、子育てサポート企業として認定を受けた企業に与えられる「くるみん」の認定を2020年4月に取得しました。



中国ろうきんの概要

法令遵守の体制

1.コンプライアンスに対する考え方

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ローンダーリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在し、金融機関は社会的規範を逸脱するような不健全な融資や営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

「コンプライアンス」とは、こうした法令やルールを厳格に遵守するとともに社会的規範を全うすることを言います。コンプライアンスは信用が最大の財産ともいえる労働金庫にとって、経営の健全性を高め、社会からの信頼を揺るぎないものとするうえでの当然の基本原則であり、役職員一人ひとりが日々の業務運営のなかで強く認識し着実に実践する必要があると考えています。

当金庫は、協同組織の福祉金融機関として、その社会的使命と公共性とを十分自覚し、会員・勤労者・地域社会から信頼を得るべく業務を遂行しており、「ろうきんの理念」に明記された「人々が喜びをもって共生できる社会の実現」に寄与しています。また、労働金庫業務を取り巻くさまざまなリスクの所在を認識して影響度を評価し、適正なリスク管理を行うとともに会員・利用者の視点から自らの業務を捉え直す必要があり、このリスク管理および顧客保護の管理態勢を確保するうえでコンプライアンスの確立が必要不可欠であると認識しています。

当金庫では、以上の考え方たって、コンプライアンス基本方針、コンプライアンス・プログラム、倫理綱領および関連法令等をまとめて「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、金庫役職員の法令等遵守の姿勢を明確にしています。

2.法令等遵守の体制

当金庫では、以下の体制によって法令等遵守の徹底に努めています。

(1)コンプライアンス体制について

- 理事長をコンプライアンス統括責任者とし、金庫のコンプライアンス全般の状況把握を行い、理事会・監事会等へ報告しています。
- 法令等遵守態勢の構築および実効性確保のため、理事長を委員長、副理事長を副委員長とし、専務理事、常務理事、常勤理事、本部各部長、および本店営業部長を委員として構成するコンプライアンス委員会を定期的に開催しています。
- コンプライアンス統括部門としてリスク統括部コンプライアンス課を設置し、コンプライアンス全般に関する指導・教育・研修・啓発活動とあわせて、コンプライアンスの徹底・進捗状況や問題案件等の把握・点検・管理の統括を行っています。
- コンプライアンス統括責任者は各職場にコンプライアンス担当者を任命しています。コンプライアンス担当者は、コンプライアンスの重要性を理解し、各職場のコンプライアンスにかかわる教育・研修・啓発活動に取組み、日常業務における法令等遵守状況のモニタリングを行っています。

(2)理事の業務執行等にかかわる法令等遵守について

当金庫の理事は、全国労働金庫協会や各種団体の主催するセミナー、研修等で研鑽を重ね、金融機関が公共的な使命を達成し、その信用を維持するために、組織内に法令等遵守の精神を徹底することがいかに重要であるかについて深く認識しています。

そのうえで、理事は、理事会の意思決定とそれに基づく代表理事の業務執行の監督に積極的に関与しています。

そして、監事は、理事が法令、定款および総会決議を遵守しているか否か、金庫のため善管注意義務を果たし忠実にその職務を行っているか否かなど、理事の職務の執行を監査しています。具体的には、理事等からの職務執行状況の聴取および重要な決裁書類等の調査などを実施し、理事の職務の執行状況等について監査を行っています。

なお、役員、本部各部署および営業店に対する監事監査の実施状況は以下のとおりとなっています。

[営業店監査]	2019年 8月	萩支店、山口支店
	9月	安来支店、米子支店
	10月	倉敷支店、広島西支店
	12月	三次支店
	2020年 1月	防府支店、西条支店
	2月	岡山支店
[本部監査]	2019年 11月	本部全部署
	2020年 4月	本部全部署
[役員ヒアリング]	本部常勤役員 県営業本部長	2019年11月および2020年4月(年2回) 2020年3月~4月(年1回)

(注)監査年度は2019年7月から2020年6月までとしております。

(3)預金、融資等の業務にかかわる法令等遵守について

①法令等遵守意識の醸成

当金庫では、日常的に管理・監督者ならびにコンプライアンス担当者による法令等遵守の指導を行うとともに、庫内外の会議、研修を通じて法令等遵守意識の醸成に努めています。

②内部監査の重視

当金庫では、内部監査部門として監査部を理事長の直属で設置し、被監査部門のリスク管理態勢を含む内部管理態勢等の適切性・有効性を検証し、問題点の発見・指摘に留まらず、内部管理態勢等の評価および問題点の改善要請または是正勧告を行っています。

監査部が実施する内部監査(営業店、ローンセンター、本部各部)と、営業店および本部各部が自ら行う自己検査の二つを柱として、相互牽制が十分機能するように留意しながら内部的なチェックを実施しています。

内部監査と自己検査は、多数のチェック項目に基づいて実施していますが、法令等遵守に関する事項としては、以下が代表的なものです。

- ・ 口座開設、大口現金取引等にあたっては、本人確認記録書を作成しているか。
- ・ 顧客から個人情報を取得する際は、その利用目的を明示または通知しているか。
- ・ 商品説明は、相手の立場に立って平易な言葉で顧客の理解が得られるまで実施しているか。

なお、内部監査の実施状況は、以下のとおりとなっています。

[営業店現物検査]	2019年 4月	倉吉支店、津山支店、米子支店、岡山支店、鳥取支店、岡山西支店、西条支店、三原支店、尾道支店、因島代理店、下松支店、大竹支店
	5月	小野田支店、府中支店、宇部支店、鋼管町支店、下関支店、福山支店、雲南支店、益田支店、松江支店、浜田支店、出雲支店、大田代理店、若国支店、柳井代理店、広島西支店、防府支店、本店営業部、徳山支店、三次支店、吳支店、安来支店、広島東支店
	6月	玉野支店、萩支店、水島支店、山口支店、倉敷支店、岡山東支店、備中支店
[営業店総合監査]	2019年 6月	本店営業部、尾道支店
	7月	山口支店、岡山西支店、福山支店、水島支店、倉敷支店
	8月	徳山支店、吳支店、岩国支店
	9月	広島東支店、萩支店、雲南支店
	10月	備中支店、三原支店
	11月	倉吉支店、安来支店、小野田支店
	12月	益田支店、西条支店
[本部総合監査]	2019年 1月	大竹支店
	9月	業務統括部
	10月	総務統括部、営業統括部
	11月	リスク統括部、経営統括部
	12月	融資統括部
[子会社総合監査]	2019年 12月	(株)中国労金ビジネスサービス

(注)ローンセンターおよび相談センターの監査は、営業店と一体的に実施しています。

(注)代理店の監査は、営業店(母店)と一体的に実施しています。

(4)内部通報システムについて

当金庫では、法令等に抵触する事項を早期に発見し問題解決に迅速に対応するため、コンプライアンス・ホットライン制度(内部通報システム)を設置しています。

(5)反社会的勢力に対する取組み

当金庫は、「反社会的勢力に対する基本方針^(※1)」を公表し、業務の適切性と健全性の確保に努めています。また、金融機関としての社会的使命を果たすべく、AMLシステム^(※2)により取引者をチェックし、警察、弁護士等の専門機関と連携して反社会的勢力等の取引排除に向けた取組みを行っています。

※1 「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫のホームページに掲載しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

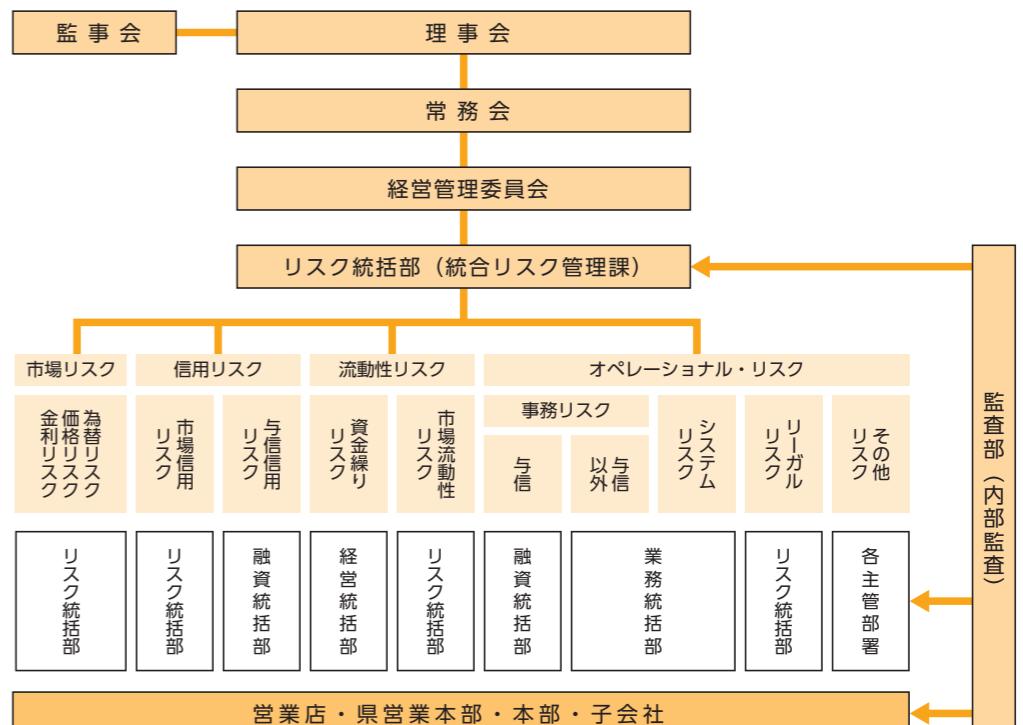
※2 AML(Anti-Money Laundering)システムとは、労働金庫業態統一の反社会的勢力対応システムです。

リスク管理の体制

①▶リスク管理体制

当金庫では、経営の健全性を確保するため、リスク管理を重点課題として位置づけ、理事会(その他機関会議)により制定された「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法でリスク管理を実施しています。

管理対象とするリスクを「市場リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「オペレーションル・リスク」と定め、これらを統合的に管理し、経営体力に見合った適正な水準へコントロールしています。



(6)マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策

当金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

リスクの特定・評価・低減

マネロン等リスク対策担当役員は、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、取引・商品や顧客の属性を類型化したうえで、リスクの低減策を策定し、実施しています。

リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに作成する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク対策および顧客の受け入れに係る方針(抜粋)

●目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下「マネロン等リスク」という。)を特定・評価し、全役職員の共通認識の下で必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

●態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。

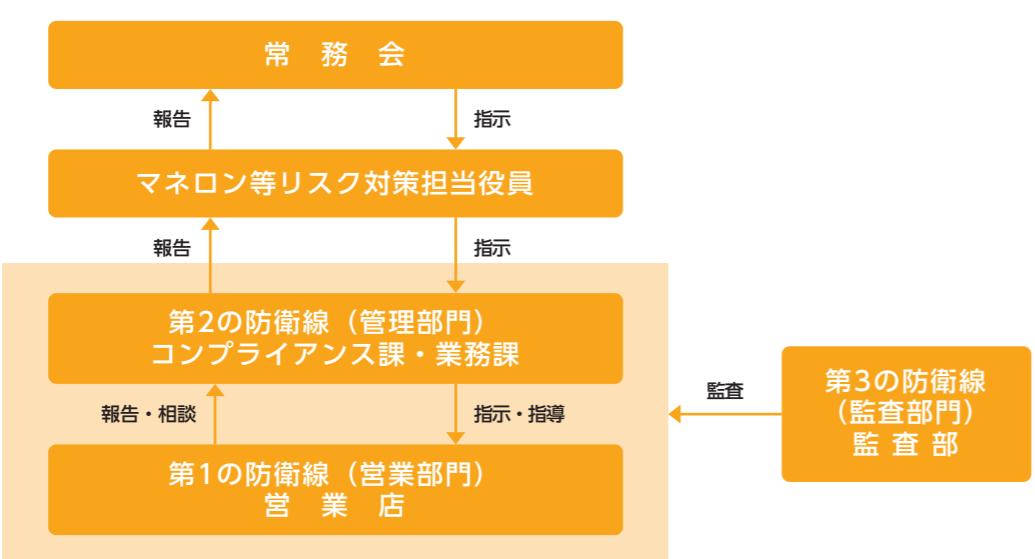
そのため代表理事はリスク担当役員および業務担当役員をマネロン等リスク対策担当役員として任命し、この職務に必要な権限を付与する。

●経営陣の認識

常務会は、マネロン等対策担当役員がとりまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制

(2020年6月現在)



②▶統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「市場リスク」、「信用リスク」および「オペレーションル・リスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てるにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないよう努めています。

また、金融市場の急激な変化などに対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析・検証をしています。

③▶各種リスク管理

(1)市場リスク

金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクが「市場リスク」です。

当金庫では、財務の健全性および収益性を確保する観点から、以下のリスク・コントロールを実施しています。

- ① 市場リスクについては、VaR(バリュー・アット・リスク)により、リスク量を把握・管理し、自己資本を基準に割り当てられた限度額の範囲に収まるようにコントロールしています。また、VaRだけでは十分に捉えきれないリスクを補完するため、過去の急激な変動や将来起こりえる変動をシナリオとしたストレステストを定期的に実施しています。
- ② 金利リスクについては、上記で記載した管理の他に、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、金利変動シナリオに基づいて、定期的なシミュレーションを行い、管理の強化に努めています。また、債券、株式相場の変動によって資産価値が上下する価格変動リスクと為替リスクについても、的確に把握しコントロールするように努めています。

(2)信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

当金庫では、与信信用リスク管理の方針(クレジット・ポリシー)を定め、与信業務の健全かつ適切な運営に努めています。

- ① 貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。
 - ・ 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備したうえで、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を超える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応に努めています。
 - ・ 金庫全体の信用リスク管理として、定期的に貸出金の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めているほか、延滞債権については、本部で集中管理をするなどの対策をとっています。
- ② 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産についても、取得にあたって、金庫で定める資金運用規程等に則って、信用格付機関が発表する格付等を参考に、信用リスクの回避に努めています。また、定期的に自己査定を行い、取得後の事情変化についても追跡管理しています。

(3)流動性リスク

予期しない金庫資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり(資金繰りリスク)、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること(市場流動性リスク)により、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

金庫業務全般において様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、経営統括部資金運用課において一元的に管理を行い、定期的に資金繰り計画を検討するなど、管理の強化に努めています。

(4)オペレーション・リスク

金融機関の業務の過程、役職員の活動、システムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーション・リスク」です。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、リーガルリスクなどの各種リスクをオペレーション・リスクとして統合的に管理しています。

① 事務リスク

金融機関では様々な業務を展開するなかで、現金、手形、証書などの重要物を取り扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする体制を強化しています。具体的には、監査部による内部監査と各部店による定期的な自己検査を実施しています。また、研修による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などにより、事務の誤処理の発生防止に努めています。

② システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムがダウンしたり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

- ・ 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫総合事務センターにて行われています。同センターは、付近に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアでは、フロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線で受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、UPS(無停電電源装置)、自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損・障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェアおよび重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT(Computer Security Incident Response Team)態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

- ・ 当金庫においては、上記オンライン・システムの中継センター機能および独自システム(サーバ・クライアントシステム)の運用管理を行うため担当部を設置しています。

同部署においても、地震・停電・電圧降下等の安全対策を講じ、被害を最小限にする設備を導入しています。ネットワーク(オンライン、独自システム)については、機器の二重化、回線の二重化を行い、万一の場合に備え、代行手段を確保しています。インターネット等外部からの侵入に対しては、回線、機器を通常利用するネットワーク機器・回線と分離し、重要なシステムに第三者からの侵入を不可としています。さらに媒体によるウイルス対策として、全パソコンにウイルス対策ソフトを導入し、被害を最小限に抑える対策を行っています。

また、重要なシステム、データ等については、バックアップの取得、媒体の金庫室保管および遠隔地保管等により保全を図っています。

- ・ 情報資産については、セキュリティポリシーを策定し、すべての情報資産の適切な利用と保護を実現するための安全対策を行っています。

・ データ漏洩に対しては、特殊回線への変更および電文の暗号化を進めています。

また、個々のパソコンにおいて重要な情報は、第三者が識別できないようすべて暗号化し、更に媒体に書出す場合は、システムで規制をかけたうえに暗号化処理を行っています。

③ リーガルリスク

法令等を逸脱した行為等、あるいは法律・会計制度・税制の変更、行政上の規制を要因として当初意図していた取引が履行できなくなることにより損失を被るリスクが「リーガルリスク」です。

当金庫では、遵守すべき法令等をコンプライアンス・マニュアルに定め、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家に相談を行っています。

④ 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正(報酬・手当・解雇等の問題)、および差別的行為(セクシャルハラスメント等)により損失を被るリスクが「人的リスク」です。

当金庫では、雇用形態等に応じた人事管理の適切な実施、および職能資格制度を基本とした職員の働きがいを高める人事運営に努めています。また、全職員が人権を尊重した行動がとれるよう全職場で研修や人権標語の取組みを行うとともに、セクシャルハラスメント等を防止する取組みとして相談窓口の常設やポスターの掲示を行っています。

⑤ 有形資産リスク

災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより損失を被るリスクが「有形資産リスク」です。

当金庫では、管理すべき動産・不動産の所在と現状を定期的に把握し、各資産の脆弱性を踏まえた防災・防犯対策の実施に努めています。

⑥ 風評リスク

ろうきんに対する評判の悪化や風説の流布等により信用が低下し、損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクの発生が懸念される場合、リスクの規模・性質に応じて適切に対応することにより未然防止に努めています。また、万一発生した場合に備えて本部各部および営業店の対応方法を定めたマニュアルを整備するなど、風評リスク顕在化の影響を最小限に抑えるよう努めています。

④▶危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータ・システムの障害や新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対する基本的な方針として「危機管理基本規程」を制定しています。

危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジエンシープラン」等にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。

さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「営業店業務継続要領」等を制定するとともに、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的に実施するなど、体制の強化に努めています。

お客さま本位の業務運営に関する取組方針

当金庫は、2018年2月1日に「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。本方針のもと、当金庫はお客さまの信頼に応えるための具体的な取組みを実践してまいります。
また、より良い業務運営を実現するため、本方針を毎年見直しのうえ、必要があれば改正いたします。

取組方針	具体策	KPI(成果指標)	取組状況
1 『お客さま本位の業務運営に関する取組方針』の策定・公表	(1) 当金庫はお客さま本位の業務運営の強化に向けて、金融庁が2017年3月に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」をすべて採択し、「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」(以下、本方針)を策定します。 (2) 本方針および本方針に係る取組状況は、ディスクロージャー誌等に掲載し、公表します。 (3) 本方針は毎年見直しのうえ、必要に応じて改正します。	方針の見直し年1回 取組状況の公表年1回 KPIの設定	・本方針および2018年度取組状況について2019年7月「中国ろうきん2019ディスクロージャー誌」および当金庫ホームページにて公表しました。 ・本方針の見直しを1回実施しました。
2 お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み	(1) 当金庫は、「ろうきんの理念」のもと、すべての事業活動において法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範を尊重するとともに、お客さまの生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた、誠実、丁寧かつ公正な業務運営を行います。 (2) お客さまが最善の利益を得られるよう、お客さま一人ひとりのライフプランとニーズに合わせた最適なアドバイスを行い、質の高い金融サービスを提供します。	・ライフプランセミナー:全店1回以上実施 ・iDeCo新規契約:4,260件 ・認知症治療保険新規契約:484件	・新入組員、退職者世代等ライフステージに合わせて学習会・セミナー等を開催し安定的なマネープランを推進しました。 ・各会員と連携し、各種セミナー・研修会等を実施しました。ライフプランセミナーは37店舗で532回実施し、その他iDeCoセミナーを406回開催しました。また、企業型DC導入企業に対して継続投資教育受託に関するDMを発送し、継続投資教育を20回実施しました。 ・iDeCoの認知度向上と加入促進に向けた周知活動を全店で展開し、iDeCo新規契約件数は4,465件となりました。 ・老後の生活不安の軽減を図るため、認知症治療保険の販売に取組みましたが、新規契約件数は401件となり計画に及びませんでした。
3 利益相反を適切に管理する取組み	(1) 当金庫は、お客さまの不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客さまの利益が不当に害されることがないよう、利益相反のおそれがある取引を特定し管理するための「利益相反管理方針」を定めています。当該方針に基づき、利益相反について統括する部署を設置し一元的に対応する体制を整備するなど、お客さまの保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行っています。 (2) 投資信託等の一定のリスクを伴う商品の販売にあたっては、お客さまにとって最善の利益となる観点を重視した対応を行っています。ろうきん業態の投資信託の販売商品をオンラインアップするにあたっては、業態の中央機関である労金連合会において、販売する商品の基本的な利益(リターン)、損失その他のリスク、取引条件、選定理由、手数料水準等が適切なものであることを確認しています。そのうえで当金庫では、お客さまの最善の利益を最も重視して、販売する商品を選定しています。	・利益相反取引の防止 ・ホームページのファンド情報等の掲載	・苦情・トラブル報告等に基づき、当金庫と顧客の間の取引が「対象取引」に該当するか否かを精査・検証しました。営業店モニタリング(17店舗にて実施)においては、営業店の利益相反管理態勢をモニタリングし、利益相反に係る報告状況を確認しました。 ・営業店および本部関連部署より「利益相反」が疑われる事案の報告はなく、「利益相反」に該当する取引はありませんでした。 なお、「利益相反」に該当する場合には、その取引について担当部署と協議し、お客様の保護と正当な利益を確保するための措置を講ずることとしています。 ・当金庫ホームページに取扱商品の一覧・情報等開示するとともに、投資信託等についての特徴・しきみ等についても掲示するなど、お客様にわかりやすく開示いたしました。
4 手数料等に係る情報提供の取組み	(1) 当金庫は、お客さまにご負担いただく手数料等について、商品・サービスごとにわかりやすい表示を行っています。 (2) 投資信託に係る手数料については、ホームページにファンド一覧を掲載し、商品間での比較が簡単にできるよう一覧表にするなど、お客さまにわかりやすい開示を行います。	・ホームページのファンド一覧等の掲載 ・ホームページへの各種手数料掲載	・当金庫ホームページに取扱いファンド一覧を基準価格、分配金に関する情報とともに申込手数料・信託報酬・信託財産留保額の費用等について掲載しています。また、個別商品ごとの手数料についても開示しています。
5 お客さまの立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み	(1) 当金庫は、お客さまの金融商品の取引経験や金融知識を確認させていただき、金融商品・サービスの販売や説明等を行う際には、お客さまにとってわかりやすく丁寧な情報提供を行います。 (2) ろうきん業態として、確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきん i De Co」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明しています。 (3) 当金庫が取り扱う投資信託において、パッケージ商品に該当するファンドオブファンズ ^(注) 形式の商品があります。当商品については、個別のファンドごとの購入には対応しておりません。ホームページ等のファンド情報、フリーダイヤル、店頭窓口等で当該商品のメリット、リスク、手数料等についてご案内しております。	・ホームページのファンド情報等の掲載 ・専用ヘルプデスクの活用 ・継続投資教育:10回	・当金庫ホームページに取扱いファンド一覧を基準価格、分配金に関する情報とともに申込手数料・信託報酬・信託財産留保額の費用等について掲載しています。また、個別商品ごとの手数料についても開示しています。 ・当金庫ホームページで投資信託のしきみ、NISAについて分かりやすく情報提供しています。 ・インターネットバンキングを活用してお取引いただく投資信託の専用ヘルプデスクを活用するなど、お客さまにとってわかりやすく丁寧な説明および情報提供をいたしました。 ・企業型DC導入会員に対して継続投資教育の実施を働きかけ、継続投資教育を20回実施しました。
6 お客さま一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み	(1) 当金庫は、お客さま一人ひとりの健全な生活設計の支援に向け、中長期的な視点での資産形成に向けたアドバイスや、子育てや教育、マイホームなどライフステージにおけるあらゆる資金ニーズに良質な商品で応えていきます。また、多様化するお客さまの金融ニーズに的確に応えるべく、既存商品・サービスの見直しや、商品開発を行っていきます。 (2) 当金庫は、お客さま一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を確認させていただき、お客さまに最適な商品・サービスを提供します。また、投資信託の販売にあたっては、お客さまの投資目的、投資経験、資産状況等を確認させていたいたうえで、お客さま一人ひとりに合った、的確な説明・提案を誠実に行います。 (3) 当金庫は、お客さまへの適正な金融商品の勧説を行ったための「金融商品に関する勧説方針」、共済・保険商品の適正な募集をするための「共済募集方針」「保険募集方針」等を定めています。これらの方針は、ホームページに掲載し、公表しています。	・他社ローン借換件数:3,140件 ・会員への提案活動件数:1,500件 ・iDeCo新規契約:4,260件 ・認知症治療保険新規契約:484件	・会員と連携し、「他社ローン借換取組み」を強化した結果、他社ローン借換件数は3,716件となりました。 ・庫内で情報共有を効果的に行なうことで提案活動を強化し、会員への提案活動件数は2,332件となりました。 ・iDeCoの認知度向上と加入促進に向けた周知活動を全店で展開し、iDeCo新規契約件数は4,465件となりました。 ・老後の生活不安の軽減を図るため、認知症治療保険の販売に取組みましたが、新規契約件数は401件となり計画に及びませんでした。
7 「ろうきんの理念」の職員への定着と実践に向けた取組み	(1) 「ろうきん」は、「ろうきんの理念」を掲げ、常にお客さまである勤労者の生活向上への貢献を第一に考えた運営を行っています。その職員への定着と実践に向け、全役職員が「中国ろうきんブランドブック」を携行し、私たちの約束(職員行動指針)に基づいて業務に取組んでいます。また、「ろうきん」ならではの存在意義と役割発揮に係る研修等を人材教育体系で実施しています。 (2) 職員の人事評価にあたっては、お客さまの最善の利益に資する行動の実践を評価する項目を設定しています。	・FP1級資格取得者数の公表 ・人事評価に「中国ろうきんブランドブック」の項目を反映	・2019年度末時点のFP1級取得者数は17名、FP2級取得者数は244名、FP3級取得者数は176名、DC1級取得者数は5名、DC2級取得者数は48名となりました。 ・職員が携行するブランドブックに記載した職員行動指針について、人事評価制度を通じて実践度合いを確認し、お客さまの利益に資する行動の実践・定着に努めています。

(注) ファンドオブファンズとは、「投資信託に投資する投資信託」で、複数の投資信託(ファンド)を適切に組み合わせて、一つの投資信託(ファンド)にまとめたものをいいます。

内部統制システム整備に関する基本方針 (業務の適正を確保するための体制)

内部統制とは、企業目的を達成するために欠かせない仕組みであり、経営者には、内部統制を構築するとともにその有効性と効率性を維持することが求められています。

内部統制システム整備に関する基本方針は、当金庫の業務の適正を確保するため、事業の有効性と効率性の向上、事業体の財務報告の信頼性確保、関連する法令等遵守に向けた体制整備を進めるに当たっての基本的事項を定めたものです。

①▶理事および職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 (労働金庫法第38条第5項第5号)

- 中国労働金庫は、「ろうきんの理念」のもと「事業方針」の中で組織強化に向けた取組みにおいて、「経営の中心にコンプライアンスをおいた態勢を継続し、ガバナンスの一層の強化を図ること」を掲げる。また、この「事業方針」に則り、コンプライアンスを経営上の最重要課題の一つとして位置付け、理事が率先してコンプライアンス態勢の確立に取組むことを「コンプライアンス基本方針」として定めるとともに、組織として遵守すべき事項と役職員が遵守すべき事項を「行動規範」として定め、これを全役職員に周知し遵守する。また、コンプライアンス態勢についてディスクロージャー誌等により開示する。
- 理事会については「理事会規程」を定め、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、理事間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督する。
- 理事の職務執行については、監事会の定める「監事監査基準」に基づき、各監事による監査対象になっている。
- 理事長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス態勢の構築・維持・向上を図る。
- 内部監査部門として、執行部門から独立した監査部を置くとともに、コンプライアンス統括部門として、リスク統括部コンプライアンス課を設置する。
- 理事は、金庫における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告し、遅延なく理事会に報告する。
- 職員が法令違反その他コンプライアンス上の問題を直接通報することのできる内部報告システムとして、リスク統括部コンプライアンス課、監事を情報受領者とするホットライン制度を設置する。
- 監事は、コンプライアンス態勢に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

②▶理事の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制 (労働金庫法施行規則第19条第1号)

理事の職務執行に係る情報(総会・理事会・常務会・各種委員会議事録、稟議書など)については、「理事会規程」「常務会規程」各種委員会の規程または「文書取扱要綱」等に基づき作成する。記録文書は、文書種類ごとに定められた期間適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

③▶損失の危険の管理に関する規程その他の体制 (労働金庫法施行規則第19条第2号)

- 財務の健全性を保つつつ、適度なリスクを取って必要な範囲で収益性を高める観点から、リスク・アペタイト・フレームワーク(以下、RAFという)を運用するための体制を整える。
- リスク管理体制は、「統合的リスク管理規程」、「リスク・アペタイト・ステートメント(以下、RASという)」に定め、統合的リスク管理担当役員および統合的リスク管理責任者を決定するほか、個々のリスクについての管理部署を決定し、リスク状況の検証を行うため、代表理事または担当理事を委員長とする委員会(経営管理委員会、オペレーションリスク連絡調整委員会、コンプライアンス委員会、資産査定委員会)を設置し審議内容を常務会に報告するなど、同規程等に従ったリスク管理体制を構築するとともに、ディスクロージャー誌等により開示する。
- 不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、損失の拡大を最小限に止める体制を整える。
- 反社会的勢力による被害を防止するため、一元的な管理態勢を構築し、万一反社会的勢力による不当な要求を受けた場合に備え、適切な対応を行うための規程等を整備し、これを全役職員に周知する。
- 適正な利益相反管理の遂行のため、リスク統括部コンプライアンス課を利益相反管理統括部署とし、利益相反管理に係る当金庫全体の情報を集約するとともに、対象取引の特定および管理を一元的に行い、その記録を保存する。

④▶理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制 (労働金庫法施行規則第19条第3号)

- 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、理事会を原則として月1回定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営方針および経営戦略にかかわる重要事項については、事前に理事長、副理事長、専務理事、常務理事および常勤理事からなる常務会において議論を行い、その審議を経て理事会において執行決定を行う。
- 理事会の決定に基づく業務執行については、「代表理事会規程」、「常務会規程」、「業務組織規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定める。

⑤▶当金庫およびその子会社からなる集団(以下、「当金庫グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制(労働金庫法施行規則第19条第5号)

- 理事会は、当金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制を構築する。
- 当金庫およびその子会社間で定期協議を実施し、情報の共有化が効率的に行われる体制を構築する。また、子会社に対して金庫としての経営方針を伝達するとともに子会社経営を管理する。
- 監査部は、当金庫グループの監査を定期的に実施し、監査結果を理事会に報告する。
- 当金庫は、「統合的リスク管理規程」において当金庫グループのリスク管理体制を定め、その統括部署をリスク統括部統合リスク管理課とし、当金庫グループ全体のリスクを統括的に管理する。また、子会社に対するリスク管理担当部署を総務統括部総務課とし、子会社におけるリスク管理の状況について、定期的に経営管理委員会に報告する。
- 不測の事態が発生した場合の対応としては、「危機管理基本規程」に基づき、理事長を本部長とする危機管理総合対策本部を設置して迅速な対応を行い、当金庫グループ全体の損失の拡大を最小限に止める体制を整える。
- 子会社の「コンプライアンス・プログラム」策定にも当金庫が関与し、その実施状況について定期的に報告を受ける。
- 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、反社会的勢力に関する情報を当金庫グループ内で共有し、統括部署であるリスク統括部コンプライアンス課で一元管理する。

⑥▶監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項 (労働金庫法施行規則第19条第6号)

金庫は、監事の職務を補助するため、職員から監事会事務局に必要な能力を備えた専任の補助職員を任命する。

⑦▶前号の職員の理事からの独立性および当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項 (労働金庫法施行規則第19条第7号、第8号)

- 補助職員は、監事の指揮命令に基づき職務の執行を行うこととし、監事以外からの指揮命令を受けないものとする。また、補助職員の人事異動、人事評価、懲戒処分等については、監事会の同意を得ることとする。
- 補助職員は、監事の指示により、必要な会議へ出席する等の調査や情報収集を行うことができるものとする。

⑧▶当金庫グループの役員および使用人が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制(労働金庫法施行規則第19条第9号)

- 当金庫グループの役員および使用人は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監事に報告する。
- 監事は、理事会に出席するとともに、常務会、経営管理委員会、およびコンプライアンス委員会等重要な会議に出席し、意見を述べることが出来る。また、前記にかかわらず、監事はいつでも必要に応じて当金庫グループの役員および使用人に対して報告を求めることができる。
- 当金庫グループの役員および使用人は、職務の執行状況等について、監事からの報告を求められた場合、速やかに適切な報告を行う。

⑨▶監事へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(労働金庫法施行規則第19条第10号)

監事へ報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けることを禁止し、「公益通報者保護規程」を定める。

⑩▶監事の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項(労働金庫法施行規則第19条第11号)

監事がその職務の執行について、当金庫に対して費用等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監事の職務の執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪▶その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制 (労働金庫法施行規則第19条第12号)

理事と監事は、定期的に意見交換を行い、双方の意思疎通を通じて監査の実効性を高めるよう努力する。

顧客保護等管理態勢

①▶プライバシー・ポリシー(個人情報保護方針)

中国労働金庫(以下「当金庫」という)は、高度情報通信社会における個人情報保護の重要性を認識し、以下の方針に基づきお客様の個人情報の保護に努めます。

なお、「個人番号」および「特定個人情報」の取扱いについては、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」をご覧ください。

(1)個人情報の取得について

当金庫は、お客様とのお取引やサービスを提供するため、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を預かりいたします。

(2)個人情報の利用について

- ① 当金庫は、お客様の個人情報を、公表している利用目的あるいは取得の際に示した利用目的の範囲内で、業務の遂行上必要な限りにおいて利用します。
- ② 当金庫は、お客様が所属する会員団体との間で、お客様の個人情報を共用させていただいております。
- ③ 当金庫は、お客様の個人情報の取扱いを外部に委託することができます。委託する場合には、当該委託先について厳正な調査を行ったうえ、お客様の個人情報が安全に管理されるよう適切な監督を行います。
- ④ 当金庫は、法令で定める場合を除き、お預かりした個人情報を、お客様の同意がない第三者へ提供・開示いたしません。

(3)個人情報の管理について

当金庫は、お客様の個人情報の紛失・破壊・改ざん・漏えい・不正アクセスなどを防止するため、セキュリティ対策を講じて適正に管理いたします。

(4)個人情報の開示・訂正・利用停止等について

お客様が、ご自身の個人情報について、内容の開示・訂正・利用停止等を求められる場合は、お取引店または当金庫窓口(下記に記載のお問い合わせ先)までご連絡ください。

(5)個人情報保護の維持・改善について

当金庫は、個人情報管理責任者を置き、お客様の個人情報が適正に取扱われるよう、従業者への教育を徹底し、適正な取扱いが行われるように点検すると同時に、個人情報保護の取組みを適宜見直し改善いたします。

(6)個人情報等の法令等の遵守について

当金庫は、個人情報保護法などの法令等を遵守して、お客様の個人情報を取扱いいたします。

(7)お問い合わせ・苦情の窓口について

当金庫の個人情報の取扱いに関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申出ください。

〈お問い合わせ先〉 広島市南区稻荷町1番14号 中国労働金庫リスク統括部「ろうきん相談室」

TEL:0120-801-284 受付時間:平日9:00~17:00

ただし、12月31日~1月3日、5月3~5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

FAX:082-261-8177 E-mail:riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

②▶特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

中国労働金庫(以下「当金庫」という)は、個人番号および特定個人情報(以下「特定個人情報等」という)保護の重要性を認識し、その適正な取扱いの確保について組織として取組むため、以下の方針に基づきお客様の特定個人情報等の保護に努めます。

(1)事業者の名称

中国労働金庫

(2)関係法令、ガイドライン等の遵守

当金庫は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」および「(別冊)金融業務における特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」等を遵守して、特定個人情報等の適正な取扱いを行います。

(3)安全管理措置に関する事項

当金庫は、お客様の特定個人情報等について、漏えい、滅失またはき損の防止等、その管理のために必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、特定個人情報等を取扱う従業者や委託先(再委託先等を含みます)に対して、必要かつ適切な監督を行います。

(4)お問い合わせ・苦情の窓口

特定個人情報等に関するお問い合わせ・苦情は、お取引店または下記お問い合わせ先にお申出ください。

〈お問い合わせ先〉 広島市南区稻荷町1番14号 中国労働金庫リスク統括部「ろうきん相談室」

TEL:0120-801-284 受付時間:平日9:00~17:00

ただし、12月31日~1月3日、5月3~5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

FAX:082-261-8177 E-mail:riskkanri@chugoku.rokin.or.jp

なお、お客様の個人情報の取扱いについて、「個人情報の保護に関する法律」にもとづく当金庫のプライバシー・ポリシー(個人情報保護方針)もご覧ください。

利益相反管理方針の概要

すべてのお客さまは平等に利益・サービスを享受できるものであり、お客様の不利益のもと当金庫が利益を得たり、お客様の利益が不当に害されることのないよう、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、公表するとともに、適切な管理体制を整備しています。

※「利益相反管理方針」は、当金庫ホームページに掲示しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

苦情等への対応(金融ADR制度への対応について)

①▶苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申出に、公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時~17時)に、本店・営業店・ローンセンター・代理店(電話番号は、53~54ページ参照)または、

お客様相談窓口(電話:0120-86-3760・平日9時~18時)にお申出ください。

なお、土曜日・日曜日・祝日・振替休日および12/31~1/3は休業とさせていただきます。

②▶紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、全国労働金庫協会「ろうきん相談所」(金庫営業日9時~17時、電話:0120-177-288)にお申出があれば、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等に取り次ぎいたします。また、お客様から各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。

仲裁センター等では、東京都以外の地域の方々からの申立てについて、当事者のご希望を伺ったうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める次の方法も用意しています。

①移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。例えば、お客様がお住まいの県の弁護士会の仲裁センターに事件を移管し、以後、県弁護士会の仲裁センターで手続きを進めることができます。

②現地調停:東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人がテレビ会議システム等を利用して、共同して紛争の解決に当たります。例えば、お客様がお住まいの県の弁護士会の仲裁センターにお越しいただき、県弁護士会のあっせん人とは面談で、東京の弁護士会のあっせん人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続を進めることができます。

※移管調停、現地調停は、すべての弁護士会で実施しているわけではありませんので、ご注意ください。実際に実施している弁護士会名や具体的な手続きについては、東京三弁護士会の各仲裁センター等、当金庫の苦情・相談等窓口および「ろうきん相談所」にお問い合わせください。くわしくは当金庫ホームページ(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)をご確認ください。

政治的中立に係わる方針

労働金庫法第5条第3項において「金庫は、その事業の運営については、政治的に中立でなければならない。」と政治的中立の原則が定められています。

当金庫は、労働金庫法第5条第3項に定められた政治的中立の原則を遵守するため、「政治的中立に係わる基準」を制定し、全役職員に周知徹底しています。社会的責任と公共的使命を十分に自覚し、業務を遂行してまいります。

反社会的勢力による被害の防止について

2007年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」において、企業は契約書や取引約款に「暴力団排除条項」を導入することが求められており、また、金融庁の「監督指針」においても「暴力団排除条項」の導入により反社会的勢力が金融機関の取引先となることを防止することが必要とされています。

当金庫では、2010年7月20日より各種預金規定・預金新規申込書等に「暴力団排除条項」を導入し、預金口座の開設時など取引のお申込みの際に、お客様が反社会的勢力には該当しないことを表明し確認していただることとしています。

これにより、取引開始後に、申込時の表明確認が虚偽申告であった場合や反社会的勢力に該当することが判明した場合には、取引を停止し、または取引を解約させていただくこととなります。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力との関係を遮断する取組みを推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任の観点から不可欠であるとの認識のもと、お客様の信頼を得られるよう、また、業務の適切性および健全性を確保するため、「反社会的勢力に対する基本方針」を制定しています。※「反社会的勢力に対する基本方針」は、当金庫ホームページに掲示しています。(https://www.chugoku.rokin.or.jp/)

金融円滑化への取組み

①▶ 基本方針

当金庫は、勤労者の金融機関として、勤労者福祉の向上のために金融円滑化に努めており、2008年9月の世界的な金融危機に伴う経済・労働環境の急激な悪化に対応するため、2008年12月16日に「生活支援緊急対策本部」を設置しました。当対策本部においては勤労者の生活支援策を実効あるものとするため「助け合い制度」に「収入が減少となった方々への生活支援」を追加して金融円滑化を促進してきました。

2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(以下「金融円滑化法」という。)は、2013年3月31日をもって最終期限を迎えたが、雇用不安の増大、賃金・一時金の減少など勤労者を巻く環境は依然として厳しく、当金庫は、金融円滑化法の期限到来後も、引き続き変わることなく融資条件の変更や円滑な資金供給に努めるとともにその対象を拡大し、福祉金融機関としての役割を果たしていきます。

なお、「生活支援緊急対策本部」は、今後予想される様々な変化に対応し、「社会福祉金融機関」としての社会的役割を継続的に発揮するため、設置期限を設けず、名称を「生活支援対策本部」に変更しました。

(1) 住宅ローン等返済計画の見直し相談があった場合の対応

住宅資金等の債務の弁済に係る負担の軽減に関する相談・申込みに対しては、きめ細かく協議を行い、財産および収入の状況のみならず家計全体に目配りを行い、コンサルティング機能を発揮して支出面の改善も勘案しつつ、できる限り債務の弁済に係る負担を軽減するために必要な措置を取るよう努めています。また、当金庫の「顧客保護等管理方針」に則り、適切かつ丁寧な説明を行います。

(2) 住宅ローン等の返済が困難になった方への対応

給与等の減少に伴い、住宅ローン等の返済が困難になった方に対しては現況をお聞かせいただき、コンサルティング機能を発揮し、返済条件の変更を積極的に提案しています。

(3) 貸出条件変更を行った後の対応

債務の弁済に係る負担を軽減した場合、返済状況のモニタリングを通してコンサルティング機能を発揮し、継続的な返済が行えるよう支援しています。

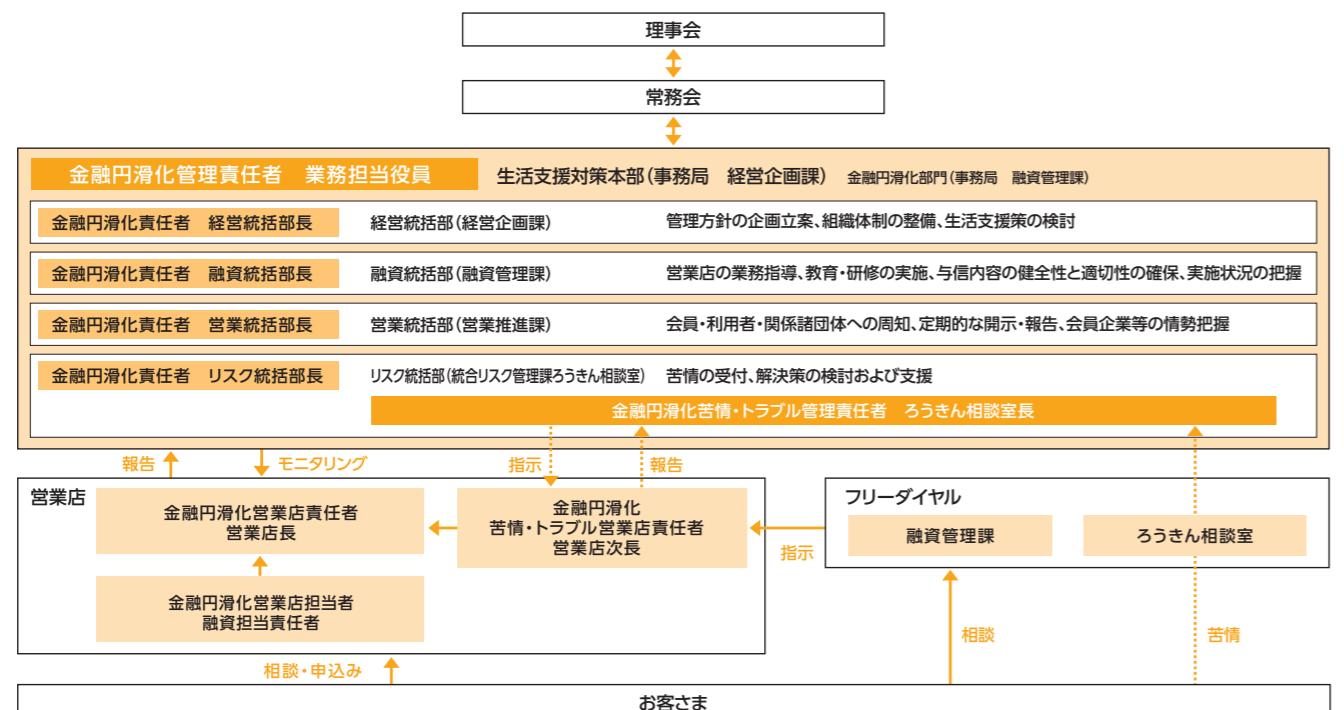
(4) 他金融機関等との連携

コンサルティング活動において、他の金融機関、住宅金融支援機構、信用保証機関等が関係している場合には、独占禁止法や個人情報保護法等に配慮しつつ、当該機関と密接な連携を図って対応しています。

(5) 中小企業等のみなさまへの対応について

個別対応により取組みの方針等を説明し、相談等に応じる態勢を確保しています。

②▶ 組織体制



③▶ お問い合わせ・相談先

本件について、ご相談やご不明な点等がございましたら、当金庫の営業店およびローンセンターの「生活支援緊急相談窓口」のほか、次の「金融円滑化相談ダイヤル」までお申出ください。

中国労働金庫融資統括部<融資管理課>

《金融円滑化相談ダイヤル》

0120-007-537

受付時間 平日 9:00~17:00

※ただし、12月31日~1月3日、5月3日~5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

④▶ 貸付条件変更等にかかる苦情受付

住宅ローン等貸付条件変更にかかる苦情は、次の「金融円滑化苦情ダイヤル」までお申出ください。

中国労働金庫リスク統括部<ろうきん相談室>

《金融円滑化苦情ダイヤル》

0120-801-284

受付時間 平日 9:00~17:00

※ただし、12月31日~1月3日、5月3日~5日、および祝日・振替休日・国民の休日を除きます。

債務者が住宅資金借入者である場合の申込状況

(1) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

【金融円滑化法期限到来前受付分】 (単位:百万円)

	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	529	2,540	4,524	6,546
うち、実行に係る貸付債権の額	215	1,702	2,828	3,968
うち、謝絶に係る貸付債権の額	58	334	824	1,469
うち、審査中の貸付債権の額	214	161	281	129
うち、取下げに係る貸付債権の額	40	341	590	978

【金融円滑化法期限到来後受付分】 (単位:百万円)

	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	709	1,506	1,958	2,375	2,550	2,903	3,176
うち、実行に係る貸付債権の額	449	885	1,216	1,531	1,687	2,020	2,281
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	61	158	51	23	12	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	199	463	690	820	851	883	895

(2) 貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

【金融円滑化法期限到来前受付分】 (単位:件)

	2010年3月末	2011年3月末	2012年3月末	2013年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	39	185	341	510
うち、実行に係る貸付債権の数	18	122	214	302
うち、謝絶に係る貸付債権の数	4	24	68	122
うち、審査中の貸付債権の数	13	17	21	14
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	22	38	72

【金融円滑化法期限到来後受付分】 (単位:件)

	2014年3月末	2015年3月末	2016年3月末	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2020年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	57	112	158	190	200	224	242
うち、実行に係る貸付債権の数	42	76	104	130	137	159	176
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の数	4	9	4	1	1	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	11	27	50	59	62	65	66

ろうきん助け合い制度

〈ろうきん〉の原点である「助け合いの精神」に基づき、2006年度より会員勤労者およびその家族を守り、地域社会に貢献する諸施策の充実を目的として実施しております。

個別具体策の内容および2019年度の利用実績は以下のとおりです。

①▶「生活支援策」の利用実績

新規利用実績

商品・制度	件 数	金 額
生活・雇用応援ローン	1	600
勤労者生活支援特別融資制度	38	38,540
求職者支援資金融資制度	10	3,400
生活支援緊急ローン	0	0
技能者育成資金融資制度	11	10,480
合 計	60	53,020

勤労者生活支援特別融資制度利用状況(既往者条件変更分)

内 容	件 数	金 額
元金返済据置	6	121,852
返済期間延長	6	73,594
合 計	12	195,446

お使いみち・特長

商品・制度	お使いみち・特長
生活・雇用応援ローン	企業の雇用調整等により給与収入が減少した方に対し、当面の生計を支援する生活資金の融資として、収入減少分の補填資金を月々分割してご融資し、普通預金口座へ振り込みます(会員の構成員の方のみご利用いただけます)。
勤労者生活支援特別融資制度	勤務先企業の業績悪化等もしくは自然災害による収入減少、または勤務先企業倒産や自然災害により離職した方に、住宅金融支援機構を含む他金融機関住宅ローンの借換えまたは生活資金としてご融資します(カードローンを除く金庫既往融資の返済条件を見直し、継続返済することも可能です)。
求職者支援資金融資制度	雇用保険を受給できない方のうち、職業訓練受講中に支払われる給付金のみでは生活費が不足する方に対して、円滑な職業訓練、再就職をするために必要な資金をご融資します。なお、利用対象の審査等はハローワークで行われますので、まずはハローワークにご相談ください。
生活支援緊急ローン	勤務先企業の業績悪化等もしくは自然災害による収入減少、または勤務先企業倒産やリストラもしくは自然災害により離職した会員の構成員もしくは構成員であった方で、勤労者生活支援特別融資制度を利用することができない方に、生活資金をご融資します(ろうきん友の会賛助会員の融資取引者を含みます)。
技能者育成資金融資制度	経済的な理由により職業能力開発大学校および公共職業能力開発施設の行う職業訓練を受けることが困難な方に対し、経済的な負担の軽減を図ることで職業訓練の受講を容易にするため、授業料等に充てる資金をご融資します。

②▶「助け合い制度」具体策の利用実績

○「リトライ融資制度」の取扱い

商 品	件 数	新規実行金額
カードローン	40	81,760
教育ローン(証書貸付型)	8	17,890
教育ローン(カード型)	23	36,200
無担保住宅ローン	9	17,670
マイプラン	131	135,800
有担保住宅ローン	47	1,021,570
その他(自治体提携ローンなど)	46	44,540
合 計	304	1,355,430

○安心パック保証制度利用状況

商 品	件 数	金 額
カードローン	67	201,540
教育ローン	19	41,030
無担保住宅ローン	8	63,830
安心パック専用フリーローン	46	11,620
合 計	140	318,020

○多重債務の整理について (相談体制・融資制度)

多重債務に陥った組合員とそのご家族の生活再建を目的に、負債整理融資制度による借換えのほか、法的手続き等、さまざまな手段について検討を重ねて解決方針を決定するとともに、生活改善を通じた再発防止についても相談者とともに取組んでいます。

1.相談受付件数

件 数
138

2.法的整理状況

法的整理による救済措置の手続きをとった案件 (うち、弁護士等へ引継いだ案件)	件 数
任意整理	3(2)
特定調停	0(0)
個人再生	12(6)
自己破産	1(1)

3.借換ローンの実行状況

商 品	件 数	金 額
おまとめローン(債務整理扱い)	29	133,210
有担保負債整理ローン	0	0
合 計	29	133,210

○育児休業・介護休業期間中の元金据置制度利用状況

件 数	利 用 残 高
4	88,583

○福祉ローン

育児・介護休業期間中の育児・介護資金や医療費にかかる資金等にご利用いただけます。

新規実行件数	新規実行金額	2020年3月末 融資残高
14	16,580	47,525

○災害救援ローン

災害で被災された方の、家財購入費や生活資金等にご利用いただけます。

新規実行件数	新規実行金額	2020年3月末 融資残高
54	372,920	1,298,393

社会的責任と貢献活動

地域社会への貢献をめざして

当金庫は、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」と定めたろうきんの理念を実現するために、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

○自然災害に係る取組み

自然災害(地震・台風・大雨・大雪等)により被害を受けられたみなさまに心よりお見舞い申しあげるとともに、一日も早い被災地の復興を心からお祈り申しあげます。

〈中国ろうきん〉では、復興に向けた支援として、以下のとおり対応させていただいている。

義援金振込手数料の免除

会員団体および広く一般に災害義援金を募っている団体等が全国の労働金庫に開設した口座へ義援金を送る場合の振込手数料を免除扱いとしています。

「災害救援ローン」の取扱い

被災による家財道具の購入費や車両の買替・修繕資金、災害復旧に要するその他の生活資金をはじめ、被災住宅の修理・改修等の復旧工事費用にご利用いただけるローンを取扱っています。

「災害救援ローン」の概要(2020年7月1日)

対象者	災害救助法の適用となる災害等により、被災された方、または被災された方の3親等以内の親族で、当金庫の取引資格を満たす方。
資金使途	①生活資金 被災による家財道具購入費、被災による傷病の入院・治療費、被災した車両の買替・修繕費用、災害復旧に要するその他生活資金、および災害時の当座の生活資金 ②住宅資金 被災住宅の修理・改修等の復旧工事費、災害による住宅の建替費・代替住宅の購入費
貸出金額	【無担保】 資金使途①は最高 1,000万円 資金使途②は最高 2,000万円 【有担保】 最高 1億円 ※無担保融資の場合、公的年金を主たる収入とされる方は200万円を上限とし、かつ年間の支給額の範囲内とします。
貸出期間	【無担保】 資金使途①は10年以内 資金使途②は25年以内 【有担保】 40年以内 ※上記返済期間内で当初1年以内の元金据置(利息込)がお選びいただけます。なお、元金据置期間は返済期間に含みます。
担保	【無担保】不要 【有担保】原則として融資対象物件(不動産)に第1順位の抵当権を設定します。
必要書類	①罹災証明書 ②資金使途と所要資金がわかるもの ※くわしくはお問い合わせください。

○〈ろうきん〉をご利用いただくことで社会に貢献できるしくみ

2012年度より、〈ろうきん〉の存在意義を会員・利用者のみなさまと共有していくことを目的に、〈ろうきん〉をご利用いただくことで社会貢献団体の行う活動を間接的にサポートしていただくことのできる施策を実施してきました。

・教育ローン等の利用実績、「ドレミ協奏曲」新規実績に応じた寄付

・マイプラン新規・増額件数に応じた寄付

2019年度は鳥取・島根・岡山・広島・山口の「いのちの電話」を寄付先として選定し「教育ローン等の利用実績、『ドレミ協奏曲』新規実績に応じた寄付」と「マイプラン新規・増額件数に応じた寄付」により、1年間で2,050,100円寄付をすることができました。
※いずれもお客様のご負担なく社会貢献につながる取組みです。

○NPOへの支援

「中国ろうきんNPO寄付システム」

寄付者であるお客様と地域社会の課題に取組むNPOを結ぶ「NPO寄付システム」(寄付は毎月100円からの口座振替・手数料不要。)を継続して提供しました。

口座振替による寄付を通じて社会貢献に参加する当システムにより、2019年度は3,734,300円の寄付が行われました。集まった寄付金から、運営団体である各県NPO中間支援団体で審査選考された51団体に、合計283万円が配分されました。



○地域社会の活性化に関する取組み

「家計の見直し運動」の取組み

生活応援運動の一環として、可処分所得の向上、「助け合い制度」の周知、多重債務の未然防止を目的に、労福協・推進機構、こくみん共済 coopと連携し、家計の見直し運動を展開しました。

2019年度は各県の労福協ニュースに「家計の見直し運動」について寄稿するなど、労福協中国ブロックと連携して取組みました。

「高校生のための消費者講座」への講師派遣

未成年者に対する消費者教育の一環として、中国4県労働者福祉協議会および広島労働会館が主催する「高校生のための消費者講座」へ職員を講師として派遣しました。

2019年度は中国5県で、42校へ講師派遣を行い、5,707名の高校生を対象に、悪質商法等による消費者トラブルの未然防止、ローンやクレジットの上手な利用法などの学習、啓発活動に努めました。



「確定申告書作成セミナー」

退職者や中国ろうきん友の会会員のみなさまを対象として、毎年「確定申告書作成セミナー」を開催しています。2019年度は、18地区、総勢320名にご参加いただきました。中国税理士会所属の税理士の指導により、それぞれご自身の確定申告書を作成されました。

○環境保護の取組み

「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」への賛同

当金庫は、「持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則(21世紀金融行動原則)」(以下、金融行動原則という)に賛同し、署名いたしました。金融行動原則は、地球の未来を憂い、持続可能な社会の形成のために必要な責任と役割を果たしたいと考える金融機関の行動指針として、国内の幅広い金融機関が参加した起草委員会によって、自主的に策定されたものです。

「ろうきんの理念」に「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与することを目的とします。」と掲げ、各種環境保護の取組みを進めております。

当金庫は、持続可能な社会の形成に向けて金融機関としての責任と役割を果たすため、今後も金融行動原則の趣旨に基づく取組みを推進してまいります。

【金融行動原則】

1. 自らが果たすべき責任と役割を認識し、予防的アプローチの視点も踏まえ、それぞれの事業を通じ持続可能な社会の形成に向けた最善の取組みを推進する。
2. 環境産業に代表される「持続可能な社会の形成に寄与する産業」の発展と競争力の向上に資する金融商品・サービスの開発・提供を通じ、持続可能なグローバル社会の形成に貢献する。
3. 地域の振興と持続可能性の向上の視点に立ち、中小企業などの環境配慮や市民の環境意識の向上、災害への備えやコミュニティ活動をサポートする。
4. 持続可能な社会の形成には、多様なステークホルダーが連携することが重要と認識し、かかる取組みに自ら参画するだけでなく主体的な役割を担うよう努める。
5. 環境関連法規の遵守にとどまらず、省資源・省エネルギー等の環境負荷の軽減に積極的に取組み、サプライヤーにも働き掛けるように努める。
6. 社会の持続可能性を高める活動が経営的な課題であると認識するとともに、取組みの情報開示に努める。
7. 上記の取組みを日常業務において積極的に実践するために、環境や社会の問題に対する自社の役職員の意識向上を図る。

○環境取組みと実績

2018年2月末をもってエコアクション21の認証を返上しましたが、今後も以下の「環境理念・環境方針」に則り、環境保全の取組みを継続します。

【環境理念】

「中国ろうきんは、人々が未来にわたり、喜びを持って、共生できる自然と調和した社会を実現するため、全役職員が環境に対する高い意識を持ち、地球環境の保全活動に会員、地域のみなさまとともに積極的かつ継続的に取組みます。」

【環境方針】

1. 環境保全に関する諸法令を遵守するとともに、省エネルギー・省資源等の活動を推進して環境負荷低減に努めます。
2. 環境保全に配慮した商品・サービスを提供し、お客さまによる環境保全活動を支援します。
3. 環境活動レポートを作成し、環境方針とともに金庫内外に公表します。

【具体的な取組み】

- ① 電力消費の抑制

2017年度の消費量を基準に1%削減を目標とする。

 - i. クールビズ・ウォームビズの推進
 - ii. 業務効率化による残業時間の削減をすすめ、電力使用量を抑制する。
- ② ガソリン消費の抑制

2017年度の消費量を基準に1%削減を目標とする。

 - i. 営業車両使用合理化と更新によりガソリン使用量の抑制する。
 - 営業活動の効率化をすすめ、適正な営業車両を維持するとともに、車両更新により燃費効率の良い車両を導入することによりガソリン使用量を抑制する。
- ③ 環境保全に配慮した商品・サービスの提供
 - i. 融資商品における金利優遇
 - 環境に配慮した消費に対して融資金利を優遇することで、お客さまの環境に配慮した消費活動を支援・促進する。
 - ii. NPO寄付システムの推進
 - NPO寄付システムの推進を通じて、お客さまによるNPO支援(環境分野)の仕組みを提供する。
- ④ 環境活動の点検と改善

環境活動の実践状況を庫内で共有し、活動の点検と改善を促進する。

【環境目標達成状況(2019年度)】

電力・ガソリン消費の抑制:○

役職員へ省エネルギー活動の意識醸成を行い、環境負荷低減に努め、数値目標を達成しました。

ろうきん森の学校

「ろうきん森の学校」は、労働金庫連合会の創立50周年記念社会貢献活動として、豊かな森の再生と環境問題に取組む人材育成を柱に、2005年10月に開校しました。労働金庫連合会が活動資金を支援し、NPO法人ホールアース研究所を全国事務所として全国5地区(福島、新潟、富士山、岐阜、広島)のNPO法人が実施する森林環境教育事業です。当金庫のエリア内では、広島県広島市の「NPO法人 ひろしま自然学校」が事業を展開しています。



2019年度ろうきん運動推進表彰

「ろうきん運動推進表彰制度」は、営業店推進委員会と会員が一体となった推進展開を強化し、ろうきん運動の活性化と発展に資することを目的としています。

2019年度は、預金・融資取引やろうきん運動の拡大で貢献度の高い営業店推進委員会および会員を右記のとおり選定いたしました。営業店推進委員会、会員のみなさまのご協力に感謝を申しあげるとともに、ろうきん運動のよりいっそうの推進強化を図っていただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

ろうきん運動推進表彰制度の内容

営業店推進委員会部門、会員推進部門、ろうきん友の会部門の3部門とし、営業店推進委員会部門は17推進委員会を、会員推進部門は店舗区分の上位店(13店)3会員、中規模店(12店)2会員、小規模店(13店)1会員(計76会員)を、ろうきん友の会部門は2会員を選定し表彰します。

対象会員

営業店推進委員会部門は全営業店推進委員会、会員推進部門は全会員、ろうきん友の会部門は全地区ろうきん友の会を対象とします。

表彰基準

(1)営業店推進委員会部門

営業店での推進にかかる項目を選定して表彰基準とします。ただし、項目については、年度ごとに見直しを行います。なお、2019年度の選定項目は次の9項目とし評価総合点により上位10位までの営業店推進委員会を表彰することとしておりましたが、全項目を達成した営業店推進委員会が17推進委員会であった為、17推進委員会を表彰します。

- 他行(他社)ローン借換え件数目標達成率
- 助け合いプラン「安心パック」会員適用数目標達成率
- マイプラン新規契約件数目標達成率
- 積立性預金新規契約件数目標達成率
- 個人型確定拠出年金(iDeCo)新規契約件数目標達成率
- 給与振込指定者目標達成率
- 会員推進委員会の設置
- 推進委員会ニュースの発行
- 推進委員会(役員)との帯同による会員オルグ

(2)会員推進部門

預金・融資の利用拡大のほか、「一時金預金運動」「助け合いプラン」「安心パック」「積立性預金の取組み」「家計の見直し運動」「若年層の取組み」「退職金受入の取組み」「確定拠出年金の取組み」「店独自課題」等において顕著な取組みがあった会員を表彰対象とし、営業店推進委員会または営業店推進幹事会の推薦会員を表彰します。

(3)ろうきん友の会部門

営業店での友の会活動推進にかかる項目を選定して表彰基準とします。ただし、項目については、年度ごとに見直しを行います。なお、2019年度の選定項目は次の2項目とし、それぞれ1位の地区友の会を中国ろうきん友の会の推薦のものと表彰します。

- 個人預金増加率(前年度末の預金残高からの増加率)
- 2019年度公的年金受給口座指定者数増加率(前年度末の件数からの増加率)

一 営業店推進委員会部門 一

営業店	推進委員会名
倉吉支店	倉吉支店推進委員会
岡山東支店	岡山東支店推進委員会
岡山西支店	岡山西支店推進委員会
倉敷支店	倉敷支店推進委員会
備中支店	備中支店推進委員会
広島東支店	広島東支店推進委員会
大竹支店	大竹支店推進委員会
三原支店	三原支店推進委員会
福山支店	福山支店推進委員会

営業店	推進委員会名
府中支店	府中支店推進委員会
西条支店	西条支店推進委員会
鋼管町支店	鋼管町支店推進委員会
岩国支店	岩国支店推進委員会
徳山支店	徳山支店推進委員会
防府支店	防府支店推進委員会
下関支店	下関支店推進委員会
萩支店	萩支店推進委員会

一 会員推進部門 一

営業店	会員名
鳥取支店	鳥取県職員連合労働組合
鳥取支店	JAM大鳥機工労働組合
鳥取支店	中電工労組鳥取分会
倉吉支店	中電工労組倉吉分会
倉吉支店	琴浦町社会福祉協議会職員労働組合
米子支店	鳥取県教職員組合 西部支部
米子支店	西日本旅客鉄道労働組合米子保線分会
米子支店	南部町職員労働組合
松江支店	中電工労組松江分会
松江支店	中電工労組隱岐分会
松江支店	スズキ販売労働組合自販島根支部
安来支店	安来市職員労働組合
出雲支店	ヒラタ精機労働組合
出雲支店	全農林労働組合石見分会
浜田支店	江津市職員労働組合
益田支店	津和野町職員組合
雲南支店	雲南市立病院職員労働組合
岡山支店	全農林労働組合岡山分会
岡山支店	正織労働組合
岡山東支店	全印刷局労働組合岡山支部
岡山東支店	フルハーフ岡山労働組合
岡山東支店	オールヨータイ労働組合
玉野支店	三井E&S労働組合連合会岡山地方支部
岡山西支店	岡山トヨペット労働組合
岡山西支店	岡山スイキュウ労働組合
岡山西支店	岡山電気軌道労働組合
倉敷支店	水菱プラスチック労働組合
倉敷支店	井原精機労働組合
倉敷支店	倉敷化工労働組合
津山支店	全日本自治団体労働組合真庭市職員労働組合
津山支店	勝明福祉会職員労働組合
備中支店	日本郵政グループ労働組合備中支部
水島支店	JFEスチール倉敷労働組合
水島支店	関東電化労働組合水島支部
水島支店	サノヤス労働組合
本店営業部	南条装備工業労働組合
本店営業部	全農林労働組合広島農政分会
本店営業部	中国地方電力総連テンパール工業労働組合

営業店	会員名
三次支店	安芸高田市職員労働組合
広島東支店	石崎本店労働組合
広島東支店	デルタ工業労働組合
広島東支店	マツダ労働組合
大竹支店	三菱ケミカル労働組合広島支部
吳支店	JAM新日本機械労働組合
吳支店	ジャパンマリンユナイテッド吳労働組合
三原支店	三原市職員労働組合
尾道支店	尾道造船労働組合
尾道支店	尾道市職員労働組合
福山支店	福山市職員労働組合連合会
福山支店	中電工労組福山分会
福山支店	早川ゴム労働組合
府中支店	北川冷機株式会社従業員会
広島西支店	広島県建設労働組合
広島西支店	コベルコ建機労働組合
広島西支店	中国電力ユニオン広島北第二支部
西条支店	三井金属竹原製煉所労働組合
西条支店	三協化成労働組合
鋼管町支店	JFEスチール福山労働組合
鋼管町支店	日通福山鉄鋼運輸労働組合
山口支店	山口県職員労働組合県庁支部
山口支店	山口市職員労働組合
山口支店	日本郵政グループ労働組合山口中央支部
岩国支店	岩国市職員組合
岩国支店	全国一般山口地方労働組合柳井紙工支部
下松支店	日鉄溶接労働組合光支店
徳山支店	全国一般山口地方労働組合東ソーリー物流支店
徳山支店	日通徳山運輸労働組合
防府支店	マツダ労働組合山口県本部
防府支店	ワイテック労働組合防府工場支部
宇部支店	山口県上下水道労働組合宇部支店
宇部支店	宇部興産機械労働組合
宇部支店	セントラル硝子労働組合宇部支店
小野田支店	山陽小野田市病院職員労働組合
下関支店	彦島製錬労働組合
下関支店	済生会下関労働組合
萩支店	長門市職員労働組合

一 ろうきん友の会部門 一

営業店	会員名
広島東支店	広島東地区ろうきん友の会

営業店	会員名
岡山西支店	岡山西地区ろうきん友の会

役員一覧

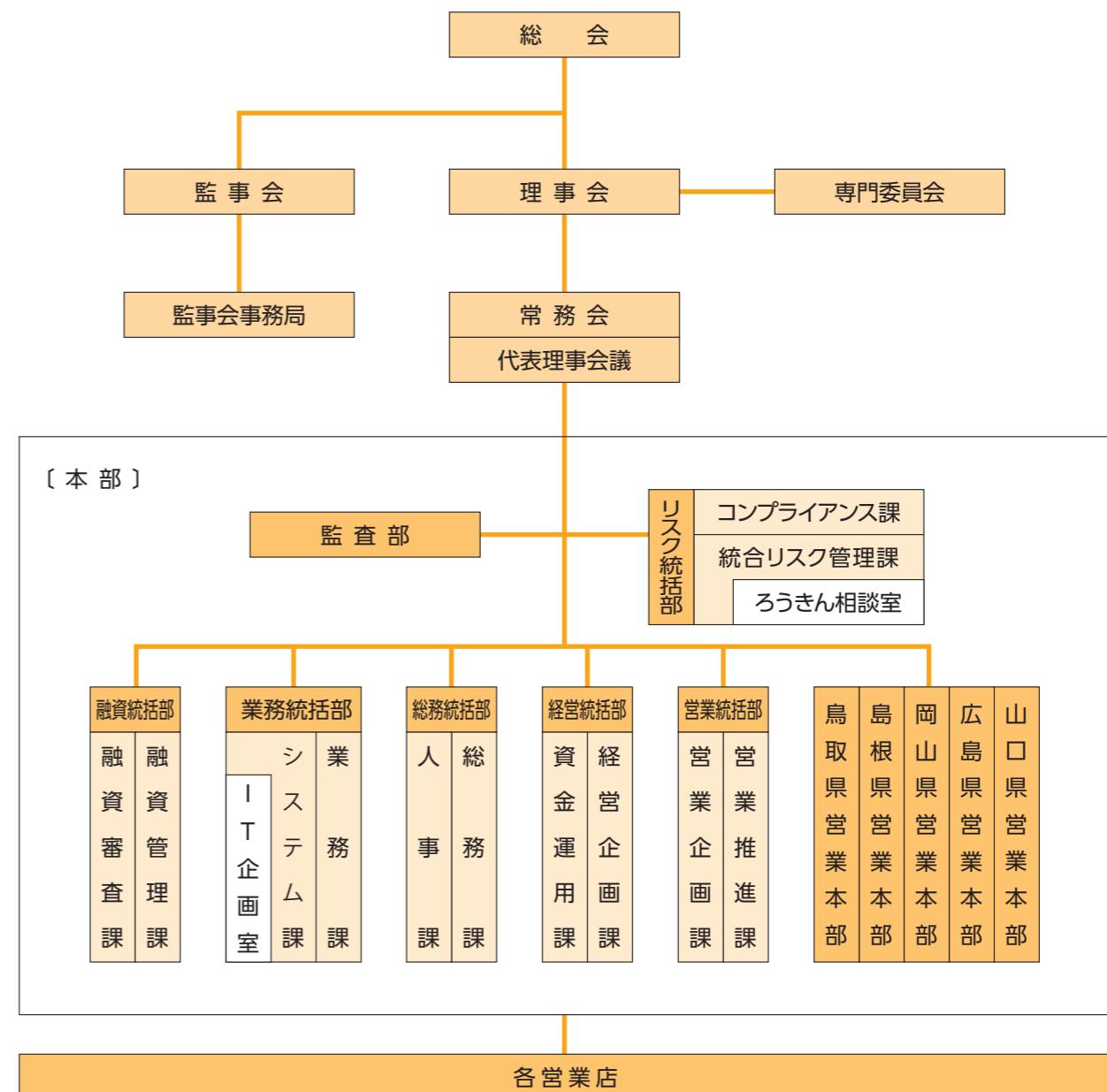
(2020年7月1日現在)

役職名	氏名	出身組織
理事長	戸守 学	自治労広島県本部
副理事長	岡本 博之	自治労山口県本部
専務理事	東方田 稔	員外
常務理事	安達 孝道	員外
常務理事	瀬光 秀昭	員外
常勤理事	西村 裕生	自治労鳥取県本部
常勤理事	仲田 敏幸	中国電力労働組合山陰統括本部
常勤理事	小西 徳	日本労働組合総連合会岡山県連合会
常勤理事	善積 昭之	基幹労連広島県本部
常勤理事	網戸 茂	マツダ労働組合山口県本部
常勤理事	遠藤 剛	員外
理事	高木 義朗	住友重機械労働組合連合会玉島地方本部
理事	爲末 和政	員外
理事	門長 雄三	広島県高等学校教職員組合
理事	生田 勝実	クラレ労働組合岡山支部
理事	原田 悟	マツダ労働組合
理事	藪本 敬士	北川鉄工所労働組合
理事	宮原 俊友	三菱自動車工業労働組合水島支部
理事	脇本 昭彦	マイクロンメモリジャパンFab15労働組合
理事	河村 正之	電機連合山陰地方協議会
理事	須田 晋次	出雲市職員連合労働組合
理事	中野 雅彦	東ソー労働組合南陽支部
理事	本地 康秀	中国電力労働組合広島統括本部
理事	森原 功裕	UAゼンセン広島県支部
理事	上原 宏	日鉄ステンレス労働組合
常勤監事	廣川 孝司	員外
監事	西田 忠生	日立製作所労働組合笠戸支部
監事	多久和礼人	パナソニックESソーラーシステム製造労働組合
監事	白井 秀治	情報労連広島県協議会
監事	高田 雅章	全矢崎労働組合新見支部



組織図

(2020年7月1日現在)



代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況

労働金庫法第35条(兼職又は兼業の制限)第1項の「内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可」を受けて兼職または兼業を行っている常勤役員等はありません。

会計監査人の氏名又は名称

有限責任 あづさ監査法人(2020年7月現在)

報酬等に関する事項

(単位:千円)

区分	2019年度報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	169,255	192,000
監事	16,301	32,400
合計	185,556	224,400

(注)左記以外に支払った退職慰労金は理事78,834千円、監事450千円であります。

職員の状況

項目	2018年度末	2019年度末
職員数	524人	529人
うち男性	332人	324人
うち女性	192人	205人
平均年齢	44歳0月	43歳11月
平均勤続年数	15年3月	14年9月
平均給与額	353千円	351千円

(注) 1. 職員数は、臨時職員(2018年度240人、2019年度250人)を含みません。
2. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3. 平均給与額は、賞与を除く3ヶ月中の平均給与月額です。
4. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与額は、常勤職員(フルタイム勤務の嘱託職員等を含む)のみとなります。



商品のご案内

金融商品に関する勧誘方針

当金庫は、次の4項目を遵守し、お客さまに対して金融商品の適正な勧誘を行ってまいります。

- (1) お客さまのご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- (2) お客さまご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- (3) お客さまにとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- (4) 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

金融犯罪被害防止に向けた取組み

○ 偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しによる被害を防止するために

当金庫では、偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、1日あたりのATM利用限度額を設定、ICキャッシュカード(磁気ストライプ併用)の導入、異常取引検知システムによるモニタリングの実施、類推されやすい暗証番号の危険性についてのご案内等の対策を行っています。

○ インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害を防止するために

当金庫では、インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しによる被害を未然に防止するため、ワンタイムパスワード(1分ごとに変化する使い捨てのパスワード)の導入、複数のパスワード(ご契約番号、ログイン、確認用、第二暗証番号)による本人認証の実施、セキュリティソフト[SaAT:Netizen]の無料提供等の対策を行っています。

○ 振り込み詐欺等への対応について

当金庫では、振り込み詐欺等による被害を未然に防止するため、ATMコーナーへのポスター掲示、操作に不慣れなお客さまへのお声かけの実施、ATMでのお振込みの際には振り込み詐欺被害注意画面を表示して注意喚起を行っています。

また、「振り込み詐欺救済法」(正式名称「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」2008年6月21日施行)に基づき、振り込み詐欺等の犯罪被害資金を当金庫の口座に振り込まれた方からのご照会をお受けいたします。

預金商品のご案内

2020年7月1日現在の主要商品を掲載しています。

○ 便利な暮らしのお手伝い

お財布がわりにご利用いただける総合口座など、日常の暮らしに役に立つ商品をご用意しています。

商品名	期間	特徴
総合口座	各預金の取扱いとなります	◇普通預金・定期預金を組み合わせ、「預ける・貯める・支払う・借りる」の4つの機能を1冊にセッティングした通帳です。 ◇担保預金の90%（最高300万円）まで、当座貸越による自動融資が受けられます。
普通預金	出し入れ自由	家計の財布がわりに、キャッシュカード利用で便利さが広がります。
普通預金無利息型（決済用預金）	出し入れ自由	普通預金と同様に給与振込の受取等にもご利用いただけます。 預金保険制度により全額保護の対象となる預金です。
普通預金（無通帳型）	出し入れ自由	インターネットバンキングまたはろうきんアプリ（かんたん通帳）にて取引内容をご確認いただくことを前提に、通帳を発行しない普通預金です。
貯蓄預金	出し入れ自由	普通預金の便利さを兼ね備え、預入残高に応じて金利が段階的にアップします。
通知預金	7日以上据置	短期（預入期間7日以上）でまとまった資金を運用します。

○ まとめた資産を安全・確実に運用

目的、期間に合わせて安全・確実に増やす各種定期預金をご用意しています。

商品名	期間	特徴
スーパー定期	1ヶ月以上10年以内	1円以上300万円未満の有利な運用に最適です。安全・確実に増やす定期預金です。
スーパー定期300	1ヶ月以上10年以内	300万円以上1,000万円未満のまとめた資金の運用に最適です。 安全・確実に増やす定期預金です。
大口定期預金	1ヶ月以上10年以内	1,000万円以上の大型資金の運用に最適です。
ワイド定期	最長3年	1円以上300万円未満の期日指定定期預金です。1年複利で、1年経過後は一部引出しができます。
変動金利定期	1年以上3年以内	市場金利に連動して、6ヶ月ごとに金利が変動します。
譲渡性預金	1日以上10年以内	5,000万円以上の資金の運用に適した預金です（預金保険の対象商品ではありません）。
ろうきん福祉定期預金	1年	◇別途定める年金や各種手当を受給される方が対象となります。 1人350万円までの非自動継続式扱いです。
公的年金契約者向け定期預金	1年	◇中国ろうきんに公的年金の受取口座をご指定の方および年金裁定請求書・支払機関変更届を提出済みの方が対象となります。 ◇1万円以上で、預入限度額はありません。 ◇金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。
退職金専用定期預金 中国ろうきん プレミアム定期預金S	3ヶ月	◇ご退職により退職金を当金庫にお預け入れされる方が対象となります。 ◇預入金額は100万円以上です。 ◇金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。 ◇取扱期間は2020年5月1日～2021年4月30日です。
退職金専用定期預金 中国ろうきん プレミアム定期預金	3年、5年	◇ご退職により退職金を当金庫にお預け入れされる方が対象となります。 ◇預入金額は100万円以上1,000万円未満です。 ◇金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。
退職金専用定期預金 中国ろうきん プレミアム定期預金L	10年	◇ご退職により退職金を当金庫にお預け入れされる方が対象となります。 ◇預入金額は300万円以上1,000万円未満です。 ◇金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。 ◇取扱期間は2020年4月1日～2021年4月30日です。
しあわせの櫻くたすき> 定期預金	1年	世帯向けサービス「しあわせの櫻くたすき」の利用対象のお客さま、およびその配偶者さま、お子さま、お孫さまがご利用いただける特別金利の単利型定期預金です。お預け入れ期間は1年です。預入金額は、新規お預け入れの場合50万円以上、既存預金のお預け替えの場合300万円以上となります。金利は店頭表示金利に当金庫所定の金利を上乗せいたします。 ※次のいずれかの要件を満たし、「特典カード（ご本人さま用）」の提示をいただいた個人のお客さま、およびその配偶者さま、お子さま、お孫さまのうち、「特典カード（ご家族さま用）」の提示をいただいた個人のお客さまが対象になります。 ・「有担保住宅ローン利用者」および「有担保多目的ローン」を住宅目的でご利用の方（主債務者の方） ・60歳以上かつ定期性預金の合計残高300万円以上の預金者

○ 納入天引で着実に財産形成。目的に合わせたお積立に

「一般財形」、「財形年金」、「財形住宅」の3タイプから目的に合わせてご利用いただけます。「財形年金」、「財形住宅」合わせて残高550万円までのお利息には税金がかかりません。

商品名	期間	特徴
一般財形	3年以上	給与天引きで積立を継続しながら必要な資金を払戻すことができます。
財形年金	5年以上	定年退職後の年金資金づくりに最適です。60歳以降に分割して受取っていただけます。
財形住宅	5年以上	住宅の新築・購入・増改築などの住宅資金に充当する場合に払戻できます。

○ ライフプランに合わせて自由に、有利にお積立

退職後の年金生活をバックアップする「年金そな衛門」や、お子さまの教育資金を積立てる「ドレミ協奏曲（コンセルト）」など、ライフプランに合わせた各種商品をご用意しています。

商品名	期間	特徴
エース預金	エンドレス型	積立を継続しながら必要な資金を払戻すことができます。
	確定日型	目標日（預金口座の満期日）以降に一括して払戻しができます。
	年金型	定年退職後の年金資金づくりに最適。目標日を定め、あらかじめ決めていた支払回数により年金形式でお受取りいただけます。
	「年金そな衛門」	年金資金のための積立ですが、定例入金による積立のほか、任意入金や退職金等の一括預入も可能です。
	「ドレミ協奏曲」 コンセルト	教育資金のための積立です。 エンドレス型と確定日型のいずれかの選択となります。

個人型確定拠出年金 (iDeCo) のご案内

○自分で育てる年金。掛金を個人の判断で運用

老後の生活資金を確保するために、従来の企業年金などに加え新たな選択肢のひとつとして導入された公的年金とは別の個人年金制度です。

業務の種類	特徴・留意点
個人型確定拠出年金 (iDeCo)	公務員や専業主婦、企業年金に加入している会社員も含め、基本的に60歳未満のすべての現役世代が加入できます。 加入者自らが掛金や運用商品を決めることができます。 「積立てる」「運用する」「受取る」の3つのステップで、税制上の優遇措置があります。 ※詳しくは、当金庫ホームページをご覧ください。

企業型確定拠出年金のご案内

当金庫では、企業型は商品提供金融機関として取扱いを行っています。

有価証券のご案内

○長期的な資産運用に

お客さまのマネープランをサポートする運用商品をご用意しています。

業務の種類	期間	申込単位	特徴・留意点
国債窓口販売業務 個人向け国債	10年	1万円	国が発行する個人のお客さまを対象とした債券です。
	5年		
	3年		
投資信託窓口販売業務			多くの投資家から集めた資金をひとつのファンド（基金）としてまとめ、専門の運用会社が株式や債券などに分散投資して運用する商品です。 ※市場価格の変動によっては、お預かりしたご資金が換金時に元本割れすることもございます。

共済代理業務のご案内

こくみん共済 coop(全国労働者共済生活協同組合連合会)の代理店として、「ろうきん住宅ローン専用住まいの共済」、「住まいの共済」の代理募集の取扱いを行っています。

損保窓口販売業務のご案内

損害保険代理店として、「ろうきん住宅ローン総合保険」の代理店業務を行っています。

生保窓口販売業務のご案内

生命保険代理店として、「たんぽぽ認知症治療保険」の代理店業務を行っています。

内国為替業務のご案内

給与振込などの国内のお客さまの間での資金の送金(送金為替)、公共料金引落としなどの取立ての仲介(代金取立)業務を行っています。

その他

当金庫では、商品有価証券売買業務、外国為替業務、社債受託および登録業務、金融先物取引等の受託等業務、信託業務は行っていません。

融資商品のご案内

2020年7月1日現在の主要商品を掲載しています。

○充実したライフプランをバックアップ

マイカーの購入、お子さまのご入学、ご自宅のリフォームなど、節目ごとに必要となる費用をバックアップするための各種商品をご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内容
カーライフローン	1,000万円	変動 固定	10年以内	マイカーに関する資金、マリンスポーツに関する資金、他金融機関の自動車ローン借換資金をご利用いただけます。
教育ローン (証書貸付型)	2,000万円	変動 固定	20年以内	入学または在学期間中の教育に関する資金、他金融機関の教育ローン借換資金、ビジネススキル向上のための資金をご利用いただけます。
教育ローン (カード型)	2,000万円	変動	20年以内	入学または在学期間中の教育に関する資金、他金融機関の教育ローン借換資金を、在学期間に貸越専用カードローンとしてご利用いただけます。在学期間中は、利息のみ返済いただき、在学期間後は、証書貸付に切り替えたうえ、元利返済を行っていただけます。
おまとめローン	2,000万円	変動	25年以内	他金融機関等ローンの借換資金をご利用いただけます。
無担保住宅ローン	2,000万円	変動 固定	25年以内	マイホームに関する資金、リフォームに関する資金、他金融機関の住宅ローン借換資金をご利用いただけます。
無担保多目的ローン	1,000万円	変動	10年以内	生活資金全般をご利用いただけます。
予約型ローン 「そなYELL」	500万円	変動	1年毎の自動更新	マイカーに関する資金、教育に関する資金、冠婚葬祭に関する資金をご利用いただけます。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内容
有担保多目的ローン	1億円	変動	40年以内	不動産を担保として、多目的にご利用いただけます。
預金担保ローン	1億円かつ担保預金残高の範囲内	固定	3年以内かつ担保預金の満期日まで	預金を担保として、多目的にご利用いただけます。 金利は担保預金利に年0.5%を加えた固定金利です。

※ご融資限度額、ご返済期間は保証機関により異なる場合があります。

○大きな夢の実現にむけて

人生の大きな目標であるマイホームの購入。お客さまの計画に合わせてご利用いただけるよう各種商品をご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内容
有担保住宅ローン	1億円	変動 固定	40年以内	マイホームの新築・増改築、宅地やマンションの購入資金、他金融機関の住宅ローン借換資金をご利用いただけます。 金利は、固定金利選択型、全期間固定金利型、上限金利設定型、変動金利型の4種類からお選びいただけます。
住宅つなぎローン	5,000万円	固定	6ヶ月以内	当金庫で取扱う有担保住宅目的融資および公的住宅ローン等のつなぎ資金をご利用いただけます。
リバースモーゲージローン	5,000万円	変動	契約終了日は、お借入人がお亡くなりになった日。	満50歳以上のお客さま向け住宅ローンです。毎月のお支払いは、利息のみをご返済いただき、元金はお客さまがお亡くなりになられた時に、相続人の方からご返済いただくか、担保物件の売却により一括してご返済いただく商品です。
住宅金融支援機構 買取型 住宅ローン	8,000万円	固定	15年以上 35年以内 36年以上 50年以内	住宅金融支援機構が住宅ローンを買取ることにより、全期間固定金利でご返済終了までの金利・返済額が確定した住宅ローンをご利用いただけます。 (ろうきん)の住宅ローンを併用するミックスプランもご利用いただけます。

有担保住宅ローン(固定金利選択型、全期間固定金利型、上限金利設定型、変動金利型)では、マイホームの取得やご返済を応援するさまざまな制度をご利用いただけます。

制度名	内容
住宅プラス500	有担保住宅ローン新規ご契約の方は、住宅ローンのお使いみちに、他金融機関等の各種無担保ローンの借換資金や家具・家電等の家財購入資金、自動車購入資金を最高500万円まで合算できます。 ※くわしくは当金庫ホームページをご覧ください。
ろうきんオールマイティ 保障型団信	死亡・高度障がいに加え、三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)により所定の支払い事由に該当した場合、または病気やけがで所定の障がい状態になった場合、ローン残高の全額が保険会社から当金庫(保険金受取人)に支払われ、返済に充当されます。

○暮らしのさまざまな場面に役立ちます

いざという時や突然の出費に便利な各種カードローンをご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内容
マイプラン	500万円	変動	1年毎の自動更新	生活資金全般をご利用いただけます。当初設定した極度額内で繰返しご利用いただけます。極度額に応じて一定の返済額で返済できる「通常コース」と、残高に応じて定められた返済額が設定される「悠悠コース」でご返済いただけます。

※ご融資限度額、ご返済期間は保証機関により異なる場合があります。

○働くみなさまとご家族のサポートに

福祉金融機関ならではの商品として育児・介護・医療費用等にご利用いただける「育児応援ローン」や「福祉ローン」など、各種ローンをご用意しています。

商品名	ご融資限度額	金利区分	ご返済期間	内容
育児応援ローン	育児資金	200万円	変動	勤務先の育児休業制度を利用して間の育児資金および生活資金や、妊娠から小学校入学前までに要する費用をご利用いただけます。育児休業取得期間中は、元金据置期間を設けることができます。
福祉ローン	介護休業目的(生活資金)	200万円	変動	勤務先の介護休暇制度を利用して間の生活資金および介護資金をご利用いただけます。介護休業取得期間中は、元金据置期間を設けることができます。
	医療費・介護資金・災害復旧に必要な資金	1,000万円		医療費、介護用品購入等の必要資金をご利用いただけます。介護休業取得期間中は、元金据置期間を設けることができます。
無担保災害救援ローン	生活資金	1,000万円	固定	災害救助法の適用となる災害(地震・台風・豪雨・土砂崩れ等の自然災害または火災等)の被災者への、家財購入・治療費・生活費・住宅費などをご融資します。
	住宅資金	2,000万円		
有担保災害救援ローン	1億円	変動	40年以内	

上記以外に、自治体との提携により低利な融資を行う自治体提携融資制度等も取扱っています。

お客様相談窓口
0120-86-3760

受付時間：平日 9:00～18:00

休業日：土・日・祝休日*、12月31日～1月3日

*振替休日を含みます。

各種サービスのご案内

○キャッシュサービス (ATM・CD)

- ろうきんカードは、全国ほとんどのATMでご利用いただけます。しかも、多くのコンビニATMでのお引出し手数料は、実質0円!
- 2018年10月1日(月)から一部金融機関ATMでは所定の手数料がかかります。

ご利用いただける主なサービス	お引出し	ご入金	残高照会
全国のろうきん	○	○	○
MICS加盟金融機関 ^{※1} コンビニエンスストア	○	○ ^{※2}	○
E-net	○	○	○
ローソン銀行	○	○	○
ゆうちょ銀行	○	○	○
セブン銀行	○	○	○
イオン銀行	○	○	○

※1 一部のMICS加盟金融機関ではご利用いただけない場合があります。
※2 相互入金業務サービス提携金融機関でご利用いただけます。

○ATM手数料キャッシュバックサービス

- ろうきんカードは、ATMでのお引出し手数料について、対象のATMで「無料」または「即時キャッシュバック」を行っています。



○ダイレクトバンキングサービス

- インターネットに接続可能なパソコンやスマートフォン、携帯電話でご利用できます。
- 残高のご照会、お振込み・お振替え、定期預金のご入金・お支払い、ローンの繰上げ返済等のサービスがご利用できます。
- ダイレクトバンキングおよび会員・会員所属企業が契約する法人版インターネットバンキングの利用手数料は無料です。

※インターネットバンキング(団体向け)は携帯電話でのご利用はできません。

ダイレクトバンキングでご利用いただける主なサービス
<ul style="list-style-type: none"> ・新規口座開設・入金・支払い(定期預金・エース預金) ・ローンの返済・試算照会 ・残高照会 ・一般財形支払い(覚書締結企業にお勤めの方のみ) ・振込・振替 ・入出金明細の照会 ・公共料金自動引落しの申込み ・税金・各種料金の払込み「Pay-easy(ペイジー)」 ・住所変更の手続き ・投資信託の購入・解約・各種照会 <p>(2020年7月1日現在)</p>

○ろうきんWebお知らせサービス

- ダイレクトバンキングより、Webお知らせサービス開始登録をいただきますと、**「ろうきん」**からお知らせする「満期のご案内」、「残高のお知らせ」等がこれまでの郵送による通知に替えて、ダイレクトバンキング上で閲覧できるサービスです。
- 利用手数料は無料です。

○貸金庫サービス

- 盗難防止・耐火・耐熱性能を備えた構造でお客様の大切な財産をお守りいたします。



○世帯向けサービス「しあわせの響くたすき」

- 60歳以上かつ定期性預金の合計残高300万円以上のお客さまや有担保住宅ローン利用および有担保多目的ローンを住宅目的でご利用(主債務者のみ)のお客さまが対象者となり、ご本人さま、その配偶者さま、お子さま、お孫さまが、定期預金の金利の上乗せを受けられるサービスです。また、配偶者さま、お子さま、お孫さまは、住宅ローンの取扱手数料引下げ等のサービスを受けることができます。

○給与振込み・年金自動受取サービス

- 毎月の給与やボーナス、年金が普通預金口座へ自動的に振込まれます。

○公共料金などの自動支払サービス

- 電気、ガス、電話(携帯電話含む)、水道、NHKなどの公共料金をはじめ、各種税金、保険料、クレジットカードなどの支払日にご指定の普通預金口座から自動的にお支払いたします。

○為替(振込み・送金)サービス

- 国内の金融機関ならどこへでも、確実、迅速に指定口座へ振り込むことができます。

○定額自動送金サービス

- お客様の指定口座より、一定金額をお支払いし、あらかじめ指定された口座(他行宛も可能)へ定期的に送金するサービスです。**「ろうきん」**の窓口からの振込みに比べ手数料も割安となっています。

○現金デリバリーサービス

- 営業店や最寄りのATM(提携先を含む)に健康上の理由等でどうしても立ち寄れなくなってしまったお客様のご依頼に応じて、原則、毎月1回のご指定日に、口座から指定した金額を引出し、現金をご指定の場所にお届けするサービスです。

※宅配日等は事前にお客様と相談のうえ決定いたします。
※書面による所定の手続きがあります。
※毎月1回は無料でデリバリー(宅配)させていただきますが、2回目以降は所定の手数料をいただきます。

現金デリバリーサービスの対象となる方

(A)の条件を満たし、かつ(B)のいずれかの条件を満たした方を対象としたサービスです。詳しくは店頭へご確認ください。

A

- ・ご家族の介助が得られず、ご高齢やご入院その他の都合により最寄りの**「ろうきん」**の店舗やATMコーナー(提携先含む)に立ち寄れなくなった方

B

- ・中国ろうきん友の会正会員の方
- ・原則50歳以上のご退職者あるいはご高齢者で、5年以上**「ろうきん」**と取引があり、**「ろうきん」**に公的年金等の受取口座を指定している方または100万円以上の定期預金のある方など

○デビットカードサービス

- ろうきんキャッシュカードなら「J-Debit(ジェイデビット)」マークのあるお店で、そのままお買い物や飲食代のお支払いにご利用いただけます(加入手続きも手数料も不要です)。ご利用代金はご利用口座から即時に自動引落しされます。

○代理人カード

- 1つの口座で2枚のキャッシュカードを発行できます。ご夫婦や親子での利用に便利です。

○代理業務サービス

- 現在、次の代理業務サービスを行っています。
住宅金融支援機構、日本政策金融公庫等の代理業務サービスを行っています。マイホーム購入資金、進学ローンなどをご利用いただけます。

○ろうきんUCカード(マスター/VISA)

- 国内・海外のUC、マスター、VISAの加盟店で、ショッピングなどにご利用いただけます。

手数料一覧

(2020年7月1日現在)

○為替手数料

種類		同一店	本・支店	他行宛
窓口利用	電信扱い	5万円未満	330円	330円
		5万円以上	550円	550円
	文書扱い	5万円未満	—	660円
		5万円以上	—	880円
ATM・テレfonバンキング利用	5万円未満	無料	110円	440円
	5万円以上	無料	330円	660円
自動送金利用	5万円未満	無料	110円	440円
	5万円以上	無料	330円	550円
FB利用	5万円未満	無料	220円	—
	5万円以上	無料	275円	—
IB・法人IB利用	5万円未満	無料	220円	—
	5万円以上	無料	275円	—
財形年金支払 エース年金支払	1件につき	無料	無料	—
送金手数料	1件につき	—	440円	660円
代金取扱手数料	1通につき	普通扱い	—	660円
	1通につき	至急扱い	—	440円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料(1件につき)		660円	
	取扱手形組戻料(1通につき)		660円	
	取扱手形店頭呈示料(1通につき)		660円	
	不渡手形返却料(1通につき)		660円	

*同一店内振込みの為替手数料については個人取引のみ必要となります。

*団体出資会員の同一店内振込み、本支店宛振込みの為替手数料は無料となります(法人IB、FB、ANSER利用も含みます)。

*相続手続きで口座解約した資金を当金庫預金口座に振り込む場合の為替手数料は無料となります。

*当金庫に普通預金口座をお持ちで、視覚障がいによりATMのご利用が困難な場合、窓口利用の振込手数料をATM利用の振込手数料と同額でご利用いただけます。

*自動送金利用の場合、別途自動送金手数料(取扱手数料)が必要となります。

*団体出資会員の所属する企業の法人IB、FB、ANSER利用による本支店宛振込みの為替手数料は無料となります。

○ATM利用手数料

くろうきんのATM

曜日	時間帯	くろうきんのカード	ゆうちょ銀行のカード	提携金融機関(くろうきん以外)のカード	入金ネット加盟金融機関のカード
		支払・入金	支払・入金	支 払	入 金
平日	8:00~ 8:45	無 料	220円	220円	220円
	8:45~18:00		110円	110円	110円
	18:00~21:00		220円	220円	220円
土曜日	9:00~14:00	無 料	110円	220円	220円
	14:00~17:00		220円	ご利用いただけません	ご利用いただけません
	17:00~19:00		ご利用いただけません	ご利用いただけません	ご利用いただけません
日曜・祝日	9:00~17:00	無 料	220円	220円	ご利用いただけません
	17:00~19:00		ご利用いただけません	ご利用いただけません	ご利用いただけません

(注)ATMのご利用時間帯・営業日は、店舗・ATMコーナーによって異なる場合があります。

<中国ろうきん>では、ATM利用手数料をキャッシュバックしています。詳しくは49頁をご覧ください。

○その他の手数料

項目	手数料	対象者
小切手帳発行手数料	1冊(50枚綴り) 550円	団体 個人
手形帳発行手数料	1冊(50枚綴り) 550円	団体 個人
自己宛小切手発行手数料	1枚につき 550円	団体(会員は除く) 個人
現金デリバリーサービス利用手数料 (毎月1回目は無料、同一月2回目以降1回当たり)	550円	個人
通帳・証書再発行手数料	※1※2※3 1,100円	団体 個人
普通預金(有通帳型)切替手数料	1,100円	団体 個人
キャッシュ(ローン)カード再発行手数料 ※4	1,100円	団体 個人
ICカード発行手数料 ※5	1,100円	団体 個人
貸金庫カード再発行手数料	1,100円	団体 個人
ダイレクトカード再発行手数料	無料	個人
証明書発行手数料 (残高証明書等) 1通当たり (取引明細) 1口座6ヶ月毎 ※6※7	220円	団体(会員、NPO法人等は除く) 個人
保有個人データ 開示手数料 ※8※9	基本手数料 氏名・住所・生年月日・電話番号・ 労働組合(団体会員名)等 依頼書1通 550円 (郵送の場合 1,100円)	個人
	預金残高・借入残高 1口座1基準日毎 550円	
	取引明細 1口座1ヶ月毎※6 550円	
	その他 1項目毎 550円	
有担保ローン全額繰上償還手数料	無料	個人
有担保ローン借換手数料(他行への借換)※10	55,000円	個人
特約付住宅ローン繰上償還手数料 ※11	無料	個人
切替手数料 (長・短変動から新基準変動型貸付への切替) (当初新基準変動型貸付から固定金利選択型および 上限金利設定型住宅ローンへの切替)	5,500円	個人
不動産担保取扱手数料(有担保住宅ローンを除く貸付申込1件当たり)※12	33,000円	団体(会員は除く) 個人
フラット35事務手数料 フラット50事務手数料 (貸付申込1件当たり)※13	融資額×2.20%	個人
貸付取扱移管手数料(他金庫に移管する場合)	無料	個人
有担保住宅ローン 取扱手数料 ※14※15 (貸付申込1件当たり)	1号・3号および4号特例会員と その事業体に所属する管理職 「しあわせの裡くたすき」 特典カード(ご家族さま用)提示者 33,000円	個人
	中国ろうきん友の会賛助会員 個人会員等 融資額×1.54%	
	2号会員(消費者生活協同組合員 (同一生計配偶者含む)など) 4号会員(4号特例会員および 中国ろうきん友の会賛助会員を除く) 融資額×1.10%	
保護預り料	封緘方式(保管袋1個当たり) 550円 公共債保護預り料 1,320円	団体 個人
リバースモーゲージローン 取扱手数料	1号・3号および4号会員(中国ろうきん友の会 賛助会員を除く)とその事業体に所属する管理職 33,000円	個人
	中国ろうきん友の会賛助会員 2号会員 個人会員等 55,000円	
夜間金庫手数料	基本料(年額) 26,400円	団体 個人
	取扱手数料(入金帳1冊) 3,300円	
貸金庫(年間契約手数料)	小 13,200円 中 16,500円 大 18,700円	団体 個人
※取扱店は本店営業部、山口支店となります。		
ファーム・バンキング	契約手数料 無料	団体
	利用手数料(月額) 3,300円	(会員および会員所属企業は除く) ※16
自動送金手数料(取扱手数料)	55円	団体 個人
インターネットバンキング利用手数料(年額)	無料	個人
団体IB/パスワード生成機追加・再発行手数料	1,650円	団体
団体IB一括口座確認手数料	無料	団体
法人版インターネットバンキング(ライトタイプ)利用手数料(月額)	1,100円	団体(会員および会員所属企業は除く)
法人版インターネットバンキング(フルタイプ)利用手数料(月額)	3,300円	団体(会員および会員所属企業は除く)
窓口両替手数料 ※17 (受入・払出のいずれか多い方)	1枚~50枚 51枚~300枚 301枚~500枚 501枚~1,000枚 1,001枚~2,000枚 2,001枚以上	無料 110円 220円 440円 660円 2,001枚~3,000枚 990円 3,001枚~4,000枚 1,320円 4,001枚~5,000枚 1,650円 (1,000枚毎に330円加算)
	出資金残高証明書手数料	220円
	出資証券再発行手数料	550円
		団体(出資会員) 個人

*1 総合口座通帳再発行に伴い、総合口座通帳とエース預金通帳が分冊発行された場合の再発行手数料は1枚分のみとなります。

*2 自然災害および建物の火災が原因の場合は、再発行手数料は不要です。

*3 成年後見制度を利用して、法定代理人を通じて取扱をされる方の通帳・証書等の再発行の場合は、再発行手数料は不要です。

*4 また、預金相続の名義変更時における通帳・証書等の再発行の場合は、再発行手数料は不要です。

*5 ICカードを含みます。

*6 新規発行(初回)または磁気カードから初めてICカードに切替える場合が対象となります。

なお、ローマンのICカード発行手数料は不要です。

*7 相続預金に関する取引履歴証明書を含みます。

*8 自身の個人情報について、金庫の取扱いを確認するために開示請求するものを対象とします。

*9 検索等にコストがかかる場合は別途実費相当分の追加手数料をいただきます。

*10 住宅つなぎローン、リバースモーゲージローンについても対象とします。

*11 全期間固定金利型、上限金利型および固定金利選択型住宅ローンが対象となります。

*12 フラット35およびフラット50の事務手数料方式を選択した場合にいただきます。この場合、不動産担保取扱手数料は不要です。

*13 フラット35およびフラット50の事務手数料方式を選択した場合にいただきます。この場合、不動産担保取扱手数料は不要です。

*14 有担保住宅ローンを対象とし、不動産担保取扱手数料は不要です。

*15 融資資金を6ヶ月以内に全額返済した場合、手数料全額をお返しいたします。

*16 ANSER契約も同様です。

*17 窓口での預金口座への硬貨による入金、金種指定による払出についても対象となります。



中国ろうきんのネットワーク

店舗一覧

○営業時間・休業日のご案内

店舗
[営業時間] 平日 9:00~15:00
広島東支店は平日 9:00~18:30
※第2木曜日は9:00~15:00
[休業日] 土曜・日曜・祝休日・年末年始
[土曜日営業店の営業時間] 9:00~16:00

※備中支店は2020年8月3日より、営業時間に平日9:00~11:00、12:00~15:00とします。



ローンセンター
[営業時間] 平日 9:00~18:00
土曜・日曜 9:00~16:00
[休業日] 毎週水曜日・祝休日・年末年始



〒680-0847 鳥取市天神町30-5
鳥取支店 TEL (0857) 23-1241
ローンセンター鳥取 0120-25-3655

代理店
[営業時間] 平日 9:00~18:00
土曜・日曜 9:00~16:00
[休業日] 土曜・日曜・祝休日・年末年始



〒682-0804 倉吉市東昭和町286-2
米子支店 TEL (0859) 22-1200
ローンセンター米子 0120-35-6475

(2020年7月27日現在)



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
出雲市駅前3-7-1
出雲支店 TEL (0853) 21-3737
ローンセンター出雲 0120-86-3788



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 252-6111
ローンセンター岡山 0120-29-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160

〒716-0062 高梁市落合町近似267-27
TEL (0866) 23-1112



〒690-0007 松江市御手町場549-4
松江支店 TEL (0852) 27-3636
ローンセンター松江 0120-31-0209



〒697-0024 浜田市黒川町123-9
TEL (0855) 22-0431

〒698-0025 益田市あけの西町12-6
TEL (0856) 22-0196

〒694-0064 大田市大田町大田1イ287-5
TEL (0854) 82-4141



〒699-1332 雲南市木次町木次468-6
TEL (0854) 42-2121



〒723-0014 三原市城町1-2-1
TEL (0848) 62-4128

〒729-0141 尾道市高須町5641
TEL (0848) 46-8110

〒721-0927 福山市大門町津之下1580-17
TEL (084) 940-3939



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒712-8061 倉敷市神田2-11-2
TEL (086) 446-2552



〒706-0011 玉野市宇野8-3-8
TEL (0863) 31-5331

〒704-8114 岡山市東区西大寺東3-7-14
岡山西支店 TEL (086) 201-5588
ローンセンター岡山西 0120-38-4160

〒700-0925 岡山市北区大元上町1-11
岡山西支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山西 0120-38-4160

〒708-0822 津山市林田821-3
TEL (0868) 22-7168



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160



〒716-0062 高梁市落合町近似267-27
TEL (0866) 23-1112

〒745-0056 周南市新宿通2-20
徳山支店 TEL (0834) 21-2128
ローンセンター徳山 0120-62-4160

〒747-0037 防府市八王子1-8-18
防府支店 TEL (0835) 22-1863
ローンセンター防府 0120-46-4160

〒750-0006 下関市南部町21-23
下関支店 TEL (083) 223-8141
ローンセンター下関 0120-02-5002



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160



〒716-0062 高梁市落合町近似267-27
TEL (0866) 23-1112



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160



〒716-0062 高梁市落合町近似267-27
TEL (0866) 23-1112



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160



〒716-0062 高梁市落合町近似267-27
TEL (0866) 23-1112



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160



〒716-0062 高梁市落合町近似267-27
TEL (0866) 23-1112



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160



〒716-0062 高梁市落合町近似267-27
TEL (0866) 23-1112



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160



〒716-0062 高梁市落合町近似267-27
TEL (0866) 23-1112



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160



〒716-0062 高梁市落合町近似267-27
TEL (0866) 23-1112



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160



〒716-0062 高梁市落合町近似267-27
TEL (0866) 23-1112



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160



〒716-0062 高梁市落合町近似267-27
TEL (0866) 23-1112



岡山支店
[営業時間] 平日 9:00~15:00
岡山支店 TEL (086) 242-2411
ローンセンター岡山 0120-38-4160



〒710-0836 倉敷市沖289-7
倉敷支店 TEL (086) 422-6141
ローンセンター倉敷 0120-53-4160



ATM・CD一覧

(2020年7月1日現在)

○鳥取県

地域	設置場所	機種	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
鳥取市	鳥取支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	日ノ丸自動車	ATM	9:00	20:00	9:00	17:00
					9:00	17:00
倉吉市	倉吉支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	海田西町日ノ丸自動車	ATM	9:00	20:00	9:00	17:00
米子市	米子支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
境港市	境港市役所	ATM	9:00	19:00	9:00	17:00

○島根県

地域	設置場所	機種	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
松江市	松江支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	松江支店乃木出張所	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	松江市立病院	ATM	9:00	19:00	9:00	19:00
	島根県庁	ATM	8:00	21:00	8:00	21:00
	松江市役所	ATM	9:00	17:00		
	自治労会館	ATM	8:45	21:00	9:00	19:00
安来市	安来支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
雲南市	雲南支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
出雲市	出雲支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	出雲市役所	ATM	9:00	18:00		
	出雲市役所平田支所	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00
大田市	大田代理店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	大田市役所	ATM	9:00	18:00		
江津市	江津	ATM	8:45	21:00	9:00	19:00
浜田市	浜田支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
益田市	益田支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00

○岡山県

地域	設置場所	機種	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
岡山市	岡山支店	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00
	岡山西支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	岡山東支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
玉野市	玉野支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	三井生協本部出張所	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
倉敷市	倉敷支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	水島支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	天満屋ピータウン児島店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	水島協同病院	ATM	9:00	19:00	9:00	
久米郡	津山支店柵原久木出張所	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
津山市	津山支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00
	津山市役所	ATM	9:00	18:00		
新見市	NTT新見出張所	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
高梁市	備中支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
備前市	マックスバリュ備前店	ATM	9:00	20:00	9:00	19:00

ATM 引出し、残高照会、預入れ、振込みの取引をご利用いただけます。

CD 引出し、残高照会のみご利用いただけます。

※1月1日～1月3日は休止となる場合があります。

※記載しているATM以外にも9カ所の企業内に設置しています。

○広島県

地域	設置場所	機種	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
広島市	本店営業部	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	ワークピア広島	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	広島東支店	ATM	8:00	21:00	9:00	17:00
	広島西支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00
	広島電鉄支部会館	ATM	8:00	20:00	9:00	17:00
	広島県庁*	ATM				
	こくみん共済 coop会館	ATM	8:45	19:00	9:00	
	コーポ高陽	ATM	9:00	21:00	9:00	19:00
	イズミはなわ可部中央店	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00
呉市	呉支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	広駅	ATM	8:45	20:00	9:00	19:00
	呉市役所	ATM	8:45	18:00	8:45	18:00
	コープ焼山	ATM	9:00	20:00	9:00	19:00
竹原市	藤三竹原ショッピングセンター	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00
三原市	三原支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
尾道市	尾道支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	尾道市役所因島総合支所	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	フレスタ因島店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	因島代理店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
福山市	福山支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	鋼管町支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
	沖野上町	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	福山市役所	ATM	9:00	18:00		
	福山市民病院（共同）	CD	9:00	18:00		
	福山市西部市民センター（共同）	CD	9:00	19:00	9:00	17:00
	福山市北部市民センター（庁舎外）（共同）	CD	9:00	19:00	9:00	19:00
	福山市北部市民センター（庁舎内）（共同）	CD	9:00	18:00		
府中市	府中支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
三次市	三次支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
	三次プラザ	ATM	9:00	19:30	9:00	19:00
庄原市	庄原	ATM	8:45	20:00	9:00	19:00
	東城町	ATM	9:00	19:00	9:00	19:00
大竹市	大竹支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00
廿日市市	ゆめタウン廿日市	ATM	9:00	21:00	9:00	19:00
東広島市	西条支店	ATM	8:00	21:00	9:00	19:00

※広島県庁ATMについては、広島県庁耐震化工事に伴い、現在稼動を一時休止しております。稼動再開時期については、決まり次第、当金庫ホームページ等でご案内します。

○山口県

地域	設置場所	機種	平 日	土曜日	日曜日	祝 日
山口市	山口支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00
	山口県庁	ATM	8:45	18:00		
	山口市小郡総合支所	ATM	9:00	19:00	9:00	19:00
岩国市	岩国支店	ATM	8:00	19:00	9:00	19:00
	岩国市役所	ATM	8:45	18:00		
柳井市	柳井代理店	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00
光市	イオン光店	ATM	9:00	20:00	9:00	19:00
下松市	下松支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
周南市	徳山支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
防府市	防府支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
宇部市	宇部支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
美祢市	美祢	ATM	8:45	19:00	9:00	19:00
山陽小野田市	小野田支店	ATM	8:00	20:00	9:00	19:00
下関市						



中国ろうきんの歩み

1950年(昭和25年)	6月	岡山県勤労者信用組合創立総会
1951年(昭和26年)	8月	全国労働金庫協会創立総会
	12月	信用組合広島県労働金庫営業開始
1952年(昭和27年)	3月	信用協同組合山口県労働金庫営業開始
1953年(昭和28年)	6月	信用組合島根県労働金庫設立
	10月	労働金庫法制定
1954年(昭和29年)	2月	営業エリアを島根・鳥取両県に拡大(山陰)
1955年(昭和30年)	4月	労働金庫連合会発足
	5月	住宅金融公庫代理業務取扱い開始
1959年(昭和34年)	7月	水害罹災者特別融資実施(山口)
	11月	炭労支援 1人1,000円預金運動開始(岡山)
1963年(昭和38年)	2月	豪雪災害復旧特別融資実施(山陰)
1965年(昭和40年)	8月	ろうきんアイドル「キン坊」誕生
1970年(昭和45年)	5月	山口県勤労者住宅建設促進資金開始(山口)
1972年(昭和47年)	1月	財形貯蓄(虹の預金)取扱い開始
	7月	7月豪雨災害特別貸付実施(山口)
1978年(昭和53年)	5月	預託金による住宅ローンの利子補給制度実施(広島)
	8月	労働金庫西部事務センター発足
1981年(昭和56年)	1月	普通預金オンライン・スタート
	8月	内国為替取引開始
1982年(昭和57年)	11月	定期預金等オンライン・スタート
1983年(昭和58年)	4月	全国統一「サラ金」対策キャンペーン
1984年(昭和59年)	1月	全国統一オンラインシステム稼動
1985年(昭和60年)	6月	全国労金CDネット網完成
1986年(昭和61年)	10月	ろうきん新シンボルマーク(現行)採用
1987年(昭和62年)	5月	マイプラン発売開始
1990年(平成2年)	7月	MICS(全国キャッシュサービス)開始
1991年(平成3年)	1月	新オンラインシステム「UNITY」開始
	2月	サンデーパンキング開始
1994年(平成6年)	4月	国債窓口販売取扱い開始
	10月	流動性預金利自由化
1995年(平成7年)	1月	阪神淡路大震災特別融資
	4月	阪神・淡路大震災復旧支援定期(エール30)
1998年(平成10年)	12月	中小企業金融安定化特別融資制度取扱い開始
1999年(平成11年)	1月	郵貯とのCD提携
	10月	勤労者生活支援特別融資取扱い開始
	郵貯とのATM入金提携開始	
	融資限度額特例(担保評価100%)融資制度の新設	
2000年(平成12年)	3月	郵貯ジョイントカード取扱い開始
	12月	郵貯相互送金サービス取扱い開始
	中国4労働金庫統合準備委員会発足	
2001年(平成13年)	5月	中国4労働金庫統一商品「ゆったり.U.P」発売開始
	10月	ろうきんインターネットバンキング開始
2002年(平成14年)	1月	中国4労働金庫合併印式
	9月	中国4労働金庫合併延期
2003年(平成15年)	2月	「日本育英会奨学生入学金融資制度」取扱い開始
	6月	中国4労働金庫合併契約書調印・総会で「合併契約書」承認
	10月	中国労働金庫誕生
	12月	防府支店移転オープン
	ローンセンター防府オープン	
2004年(平成16年)	4月	電話振替サービス「ZATT」取扱い開始
	6月	アイワイバンク銀行(現セブン銀行)ATM利用提携開始
2005年(平成17年)	6月	山陰合銀ATM利用手数料キャッシュバック開始(鳥取・島根県内支店発行口座)
	10月	ローンセンター松江オープン(松江江南支店2階)
2006年(平成18年)	1月	MICS加盟金融機関の相互入金サービス開始
	Webお知らせサービス開始	
	10月	ローンセンター岡山東開設(岡山東支店隣接)
	11月	携帯版Webお知らせサービス開始
2007年(平成19年)	2月	中国ろうきんプレミアム定期の取扱い開始
	3月	浜田支店新築移転オープン
	4月	コールセンター開設
	5月	「生活応援運動・多重債務対策本部」の設置
	6月	インターネット中国支店を開設
	7月	他行ATM利用手数料の全額キャッシュバック開始
	10月	備中支店移転オープン



資料編／財務データ(単体)

○決算の状況

貸借対照表	59~62
損益計算書	63
剩余金処分計算書	63

○安全性の指標

リスク管理債権	
(破綻先債権・延滞債権・3ヶ月以上延滞債権)	
貸出条件緩和債権・合計額	64

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律	
第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」	64

資産査定に係る各種基準の比較	65~66
----------------	-------

○経営指標

主要な業務の状況を示す指標	67
---------------	----

純資産の内訳	67
--------	----

常勤役職員1人当たり預金・貸出金残高	67
--------------------	----

1店舗当たり預金・貸出金残高	67
----------------	----

○業績の内容

会員数・出資金に関する指標	
---------------	--

会員数内訳	68
-------	----

大口出資金会員一覧	68
-----------	----

出資配当等	68
-------	----

預金に関する指標	
----------	--

預金科目別残高(期末残高)	68
---------------	----

預金種類別内訳(平均残高)	68
---------------	----

定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)	68
-------------------------	----

預金者別内訳(期末残高)	68
--------------	----

財形貯蓄残高(期末残高)	68
--------------	----

貸出金等に関する指標

貸出金科目別内訳(平均残高)	69
貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高)	69
貸出金担保種類別内訳(期末残高)	69
債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高)	69
貸出金使途別内訳(期末残高)	69
貸出金貸出先別・業種別内訳(期末残高)	69
預貸率(期末値・期中平均値)	69

有価証券に関する指標

商品有価証券の種類別の平均残高	70
有価証券の種類別・残存期間別の残高	70
有価証券の種類別の平均残高	70
預証率(期末値・期中平均値)	70
有価証券の時価情報	70~71
金銭の信託の時価情報	71

金融先物取引等・デリバティブ取引

先物・外貨・為替取引等	71
「当金庫のデリバティブへの取組み姿勢等」について	71

その他業務に関する指標

公共債窓口販売実績	72
投資信託窓口販売実績	72
内国為替取扱実績	72

○自己資本の充実の状況

単体自己資本比率(国内基準)	72
自己資本の構成に関する開示事項	73~74
自己資本の充実度に関する事項	75
信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く)	76~77
信用リスク削減手法に関する事項	78
派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	78
証券化エクスポージャーに関する事項	78
出資等エクスポージャーに関する事項	79
リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	79
金利リスクに関する事項	79
オペレーションナル・リスクに関する事項	80

決算の状況

● 貸借対照表

資産の部	2018年度末	2019年度末
現金	9,610	8,999
預け金	420,629	412,512
買入手形	—	—
コールローン	—	—
買現先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	1,000	1,000
商品有価証券	—	—
有価証券	98,413	98,439
国債	10,148	7,459
地方債	17,883	18,346
社債	53,553	54,944
投資信託	10,662	10,876
株式	174	181
外国証券	5,991	6,630
貸出金	707,826	756,014
手形貸付	10,145	7,990
証書貸付	661,535	710,567
当座貸越	36,145	37,456
外国為替	—	—
その他資産	10,307	11,287
未決済為替貸	6	72
労働金庫連合会出資金	7,700	7,700
前払費用	29	22
未収収益	2,114	2,184
その他の資産	456	1,306
有形固定資産	12,106	11,926
建物	6,648	6,506
土地	4,819	4,819
建設仮勘定	3	—
その他の有形固定資産	635	601
無形固定資産	98	116
ソフトウェア	56	74
その他の無形固定資産	42	41
前払年金費用	237	243
繰延税金資産	1,044	1,085
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	25	17
貸倒引当金	△463	△451
(うち個別貸倒引当金)	△448	△434
資産の部合計	1,260,835	1,301,190

負債および純資産の部	2018年度末	2019年度末
預金積金	1,139,201	1,163,111
当座預金	25	23
普通預金	325,787	343,541
貯蓄預金	481	452
通知預金	—	—
別段預金	366	402
納税準備預金	—	—
定期預金	812,539	818,693
定期積金	—	—
譲渡性預金	9,538	11,243
借用金	48,200	62,700
売渡手形	—	—
コールマネー	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	3,605	2,945
未決済為替借	7	18
未払費用	1,449	1,248
給付補償金	—	—
未払法人税等	462	637
前受収益	28	24
払戻未済金	4	3
払戻未済持分	0	—
金融派生商品	—	—
資産除去債務	41	41
その他の負債	1,612	972
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	281	297
役員賞与引当金	—	—
退職給付引当金	3,823	3,248
役員退職慰労引当金	109	61
睡眠預金払戻損失引当金	146	128
ポイント景品交換制度準備引当金	128	116
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	20	20
債務保証	25	17
負債の部計	1,205,080	1,243,891
出資金	6,996	6,993
普通出資金	6,996	6,993
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	48,253	50,262
利益準備金	7,036	7,036
その他利益剰余金	41,216	43,225
特別積立金	38,718	40,418
(特別積立金)	3,914	3,914
(機械化積立金)	11,993	12,993
(金利変動等準備積立金)	12,358	13,058
(配当準備積立金)	850	850
(経営基盤強化積立金)	8,738	8,738
(その他の積立金)	863	863
当期末処分剰余金	2,497	2,806
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	55,249	57,255
その他有価証券評価差額金	543	81
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	△37	△37
評価・換算差額等合計	505	43
純資産の部合計	55,755	57,298
負債および純資産の部合計	1,260,835	1,301,190

(注記)
1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法、子会社株式については移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準および評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は、当金庫の定める決算経理規程に基づき定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)ならびに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 22年～50年　その他 3年～15年

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソ

フトウェアについては、庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

7. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号、2020年3月17日)に規定する正常先債権および要注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

8. 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

9. 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。なお、過去勤務費用および数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりです。

(1) 過去勤務費用

その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により損益処理

(2) 数理計算上の差異

各事業年度の発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から損益処理

(追加情報)

当金庫は2019年4月1日に職員(嘱託等職員および契約職員を除く)の退職給付制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用しております。

なお、この制度移行による退職給付制度終了益148,090千円を特別利益に計上しております。

10. 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失に対し、必要と認める額を計上しております。

12. ポイント景品交換制度準備引当金の計上基準

ポイント景品交換制度準備引当金は、ポイント景品交換制度実施要領に基づき、当事業年度末における未交換ポイント等に係る支払見込額を引当しております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額および圧縮記帳額

有形固定資産の減価償却累計額 7,981,522千円

有形固定資産の圧縮記帳額 21,765千円

15. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額

481,618千円

16. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債務総額

—千円

17. 子会社等の株式(および出資金)総額 50,000千円

18. 子会社等に対する金銭債権総額 32千円

19. 子会社等に対する金銭債務総額 117,825千円

20. 破綻先債権額および延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は321,195千円、延滞

日常的にはリスク統括部において、VaRによる共通の尺度を用いてリスク量を把握し、経営体力と比較して過大とならぬよう適切なリスク管理を行ない、月次ベースで経営管理委員会や常務会・理事会に報告しております。

なお、金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ等のデリバティブ取引も行っております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しています。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、資金運用委員会において決定された運用方針に基づき、資金運用取扱要綱に従い行われております。

このうち、経営統括部では、市場運用商品の購入を行っており、事前申請、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報はリスク統括部を通じ、経営管理委員会や常務会・理事会において定期的に報告されております。

(iv)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、デリバティブ取引規程に基づき実施されております。

(v)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、金融資産・金融負債全体の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（預金・貸出金については保有期間120日、信頼区間99%・観測期間120営業日、その他の金融資産・金融負債については保有期間20日、信頼区間99%・観測期間240営業日）により算出しており、2020年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で6,501,557千円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを定期的に実施し、計測手法の有効性を検証しています。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです（時価等の算定方法については（注1）を参照）。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（注1）（単位：千円）

	貸借対照表上額	時価	差額
(1) 預け金	412,512,668	413,535,419	1,022,751
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,552,729	8,582,739	30,009
その他有価証券	83,227,985	83,227,985	-
(3) 貸出金	756,014,276		
貸倒引当金（*1）	△450,999		
	755,563,277	764,428,400	8,865,122
金融資産計	1,259,856,660	1,269,774,544	9,917,883
(1) 預金積金	1,163,111,554	1,163,480,543	368,989
(2) 謙渡性預金	11,243,640	11,242,014	△1,626
(3) 借用金	62,700,000	62,700,000	-
金融負債計	1,237,055,194	1,237,422,558	367,363
デリバティブ取引（*2）	-	-	-
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（）で表示しております。

（注1）金融商品の時価等の算定方法

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30から34に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等について、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金、および（2）譲渡性預金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借用金

借用金については、固定金利によるものであります。なお、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、取引金融機関から入手した時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておません。

（注3）（単位：千円）

区分	貸借対照表上額
子会社・子法人等株式（*）	50,000
非上場株式（*）	49,493
労働金庫連合会出資金（*）	7,700,000
私募投資信託（REIT）（*）	6,559,137
合計	14,358,630

（注4）子会社・子法人等株式、非上場株式、労働金庫連合会出資金および私募投資信託（REIT）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（注5）金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（注6）（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	242,441,468	121,271,200	39,800,000	9,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	8,354,000	200,000	-	-
その他有価証券のうち	12,030,000	26,375,052	14,666,400	23,923,699
満期があるもの				
貸出金（*）	197,346,801	221,806,165	284,925,943	43,803,938
合計	460,172,269	369,652,417	339,392,343	76,727,637

（注7）貸出金には、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めのないものは含めておりません。

（注8）有利子負債の決算日後の返済予定額

（注9）（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	763,577,090	395,761,424	3,773,040	-
譲渡性預金	11,243,640	-	-	-
借用金	62,700,000	-	-	-
合計	837,520,730	395,761,424	3,773,040	-

（注10）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

（注11）有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。

これらには、貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています（以下、34.まで同様）。

（1）売買目的有価証券

売買目的有価証券は、該当ありません。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30から34に記載しております。

(2) 満期保有目的の債券

（単位：千円）

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
----	----------	----	----

安全性の指標

● リスク管理債権

(破綻先債権・延滞債権・3ヶ月以上延滞債権・貸出条件緩和債権・合計額)

2019年度のリスク管理債権合計は6,730百万円で、貸出金残高756,014百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.89%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が321百万円、「延滞債権」が5,856百万円、「3ヶ月以上延滞債権」が551百万円となっています。

リスク管理債権合計6,730百万円に対して、担保・保証等による回収見込み額が6,292百万円となっています。また、「貸倒引当金」を434百万円引当てています。その結果、保全額は6,727百万円となり、リスク管理債権合計の99.95%をカバーしています。

● 金融機能の再生のための

緊急措置に関する法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

2020年3月31日現在の資産査定等の状況は以下のとおりです。

(単位 : 百万円)

	2018年度末	2019年度末
金融再生法上の不良債権 (A)	6,384	6,736
破産更生債権およびこれらに準する債権	2,384	2,285
危険債権	3,614	3,898
要管理債権	385	552
保全額 (B)	6,376	6,727
担保・保証等による回収見込額	5,926	6,292
貸倒引当金	449	435
保全率 (B) / (A) (%)	99.88	99.87
正常債権 (C)	702,357	750,103
合計 (D) = (A) + (C)	708,741	756,839
金融再生法上の不良債権比率 (A) / (D) (%)	0.90	0.89

注) 1.原則として、保全率は100%を上限として記載しています。

2.金額は決算後（償却後）の計数です。

3.単位未満四捨五入しています。

「破産更生債権およびこれらに準する債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、破産手続開始・更生手続開始・再生手続開始の申立て等の事由によって経営破綻に陥っている借り手に対する債権およびこれらに準する債権のことです。

「危険債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借り手が破綻の状態には至っていないものの、財務状態・収入状況が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「要管理債権」とは

貸出金のうち、上記の「破産更生債権およびこれらに準する債権」と「危険債権」を除いた「3ヶ月以上延滞債権」と「貸出条件緩和債権」の合計額のことです。

「正常債権」とは

総与信額（貸出金、外国為替、債務保証見返し、与信関係未収利息・仮払金等融資関連の全科目）のうち、借り手が破綻の状態には至っていないものの、財務状態・収入状況が悪化して契約に従った債権の元本の回収と利息の受取りができない可能性が高い債権のことです。

「担保・保証等による回収見込額」とは

「破産更生債権およびこれらに準する債権」、「危険債権」および「要管理債権」のうち、預金定期積金、有価証券および不動産等の確実な担保ならびに保証機関等確実な保証先による保証により回収が可能と見込まれる額です。

「貸倒引当金」とは

将来、債権が回収できなくなる可能性に備えて計上する引当金のことで、「個別貸倒引当金」と「一般貸倒引当金」があります。貸借対照表上の資産の部にあらかじめ控除項目として表示（△）します。

「個別貸倒引当金」とは、「破産更生債権およびこれらに準する債権」と「危険債権」について、借り手の資産状況や支払能力からみて債権の相当部分が回収できないと見込まれることが明らかになった場合、債権額の一部または全部に相当する金額を計上する貸倒引当金のことです。

「一般貸倒引当金」とは、「要管理債権」について、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定した金額を計上する貸倒引当金のことです。

なお、引当基準については、貸借対照表に注記していますのでご参照ください。

● 損益計算書

科 目	2018年度	2019年度
経常収益	16,672	17,119
資金運用収益	14,925	15,287
貸出金利息	12,186	12,693
預け金利息	1,380	1,267
有価証券利息配当金	651	845
その他の受入利息	706	480
役務取引等収益	1,033	1,142
受入為替手数料	190	199
その他の役務収益	843	943
その他業務収益	576	620
国債等債券売却益	9	32
その他の業務収益	566	587
その他経常収益	136	70
貸倒引当金戻入益	11	12
債却債権取益	0	0
株式等売却益	9	2
金銭の信託運用益	52	53
その他の経常収益	63	1
経常費用	14,339	14,140
資金調達費用	598	581
預金利息	596	579
給付補填備金繰入額	—	—
譲渡性預金利息	1	2
役務取引等費用	2,770	2,857
支払為替手数料	578	542
その他の役務費用	2,192	2,314
その他業務費用	36	51
国債等債券売却損	36	51
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	0	0
経費	10,909	10,641
人件費	5,612	5,623
物件費	5,180	4,885
税金	116	132
その他経常費用	24	8
貸出金償却	0	—
株式等売却損	4	8
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	19	—
経常利益	2,332	2,979
特別利益	—	166
固定資産処分益	—	17
その他の特別利益	—	148

● 剰余金処分計算書

科 目	2018年度（総会承認日2019年6月25日）	2019年度（総会承認日2020年6月25日）
当期末処分剰余金	2,497	2,806
当期純利益	1,623	2,248
繰越金（当期首残高）	873	558
土地再評価差額金取崩額	—	—
剰余金処分額	1,939	2,249
普通出資に対する配当金	(年2.00%)	(年2.00%)
事業の利用分量に対する配当金	139	139
特別積立金	99	99
金利変動等準備積立金	1,700	2,010
機械化積立金	700	1,000
助け合い積立金	1,000	1,000
圧縮積立金	—	—
繰越金（当期末残高）	558	556

以上の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書については、2020年5月27日に監事の監査を受けております。また、同年6月25日の総会において上記の貸借対照表および損益計算書について報告するとともに、剰余金処分計算書について承認を得ております。

なお、当金庫は、譲渡性預金を含む一般員外預金残高の対総預金残高比率が、労働金庫法施行令第1条の4および同施行令第1条の7に定められた「100分の10」以上とのため、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書について、労働金庫法第41条の2第3項に基づく「会計監査人の監査」を、2020年5月20日に受けております。

2019年度における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という）の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

2020年6月25日
中国労働金庫

理 事 長 戸 守 学

● 資産査定に係る各種基準の比較

当金庫の「資産査定の債務者区分」「償却・引当基準」「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権区分」「労金法施行規則に基づくリスク管理債権」の各種基準を比較すると以下のとおりとなります。

資産査定の債務者区分			労金の償却・引当基準		
区分単位	債務者単位	金額 (単位:百万円)	区分単位	債務者単位	金額 (単位:百万円)
対象債権	債権		対象債権	債権	
定義 債務者区分	労働金庫の資産査定要領 債務者区分		定義 処理基準 分類	労働金庫の資産査定要領	
破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者	321	破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。
				III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。
				非・II分類	321
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実は発生していないものの、深刻な経営難の状態があり、再建の見通しがない状況にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者	1,964	実質破綻先	IV分類	全額を直接償却、あるいは個別貸倒引当金に繰入れる。
				III分類	全額を個別貸倒引当金に繰入れる。
				非・II分類	1,957
破綻懸念先	現状、経営破綻の状態にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画などの進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者	3,898	破綻懸念先	III分類	必要額（予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積る場合もある。）を個別貸倒引当金に繰入れる。
				非・II分類	427
					3,471
要注意先	金利減免・利息棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済もしくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者または財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者	4,640	要注意先	要管理債権	予想損失率により今後3年間の予想損失額を見積り、一般貸倒引当金に繰入れる。（注1）
				II分類	571
				非分類	
正常先	業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者	740,289	正常先	要管理債権以外（注5）	II分類
				要管理債権以外の要注意先	II分類
				非分類	4,068
その他	国および地方公共団体に対する債権および被管理金融機関に対する債権	5,725	その他	—	引当は行わない。（注1）
					5,725

債権の区分（金融再生法に基づく報告・公表）			リスク管理債権の区分（労金法に基づく開示）		
区分単位	債務者単位	金額	区分単位	債権単位	金額
対象債権	総与信		対象債権	貸出金	
定義 債権区分	金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則第4条		定義 区分	労働金庫法施行規則第114条	
	(注2)				
破綻更生債権およびこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立てなどの事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権		321	破綻先債権	債務者が破産、会社更生、民事再生などの申立てを行ったこと、および銀行取引停止処分を受けたことにより未収利息を計上していない貸出金
	(注2)				
破綻更生債権およびこれらに準ずる債権			1,964	延滞債権	元金または利息支払の遅延が相当期間継続していることなどの事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがなく未収利息を計上していない貸出金のうち破綻先債権以外の貸出金
	(注4)				
危険債権	債務者が経営破綻の状況には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権		3,898	延滞債権	
	(注4)				
要管理債権（債権単位）	元金または利息支払が約定支払日の翌日を起算日として3ヶ月以上延滞している貸出金		552	3ヶ月以上延滞債権	元金または利息支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金（破綻先債権、延滞債権を除く）
3ヶ月以上 延滞債権					
貸出条件緩和債権	経済的困難に陥った債務者の再建または支援を図り、当該債権の回収を促進することなどを目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定などを行った貸出金		0	貸出条件緩和債権	債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破綻先債権、延滞債権および3ヶ月以上延滞債権を除く）
正常債権（注3）	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、要管理債権、危険債権、破産更生債権およびこれらに準ずる債権以外のものに区分される債権		750,103		
	(注1) 一般貸倒引当金は、過去の貸倒実績から求めた予想損失率に基づいて算定しています。				
	(注2) 債却・引当基準と金融再生法の差（網かけ部分）は、直接債却額分です。				
	(注3) 総与信のうち要管理債権に係る貸出金以外の債権（未収利息等）については、正常債権に含まれます。				
	(注4) 金融再生法とリスク管理債権の差（網かけ部分）は、「対象債権」の違いによります。ただし、貸出金元金については、債務者区分により名寄せを行っており、破綻懸念先以下の貸出金未収利息を名寄せした債務者ごとに原則どおり一律資産不計上とした場合は、債務者区分の破綻懸念先以下の貸出金元金合計額と、リスク管理債権の破綻先債権と延滞債権の合計額が一致します。したがって、債務者区分から集計する金融再生法の下位区分の合計額（貸出金分）にも一致することになります。				
	(注5) 要管理債権を有する債務者の、3ヶ月以上延滞債権あるいは貸出条件緩和債権以外の債権が、これに該当します。これらと要管理債権を合計したものが、要管理先です。				

経営指標

● 主要な業務の状況を示す指標

科 目	2018年度	2019年度
業務粗利益	13,130	13,559
業務粗利益率	1.07%	1.06%
業務純益	2,395	3,090
実質業務純益	2,395	3,090
コア業務純益	2,422	3,110
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	2,422	3,110
資金運用収支	14,328	14,705
役務取引等収支	△1,737	△1,715
その他業務収支	539	568
資金運用勘定平均残高	1,222,176	1,269,176
資金運用収益（受取利息）	14,925	15,287
資金運用収益増減（△）額	323	361
資金運用利回り	1.22%	1.20%
資金調達勘定平均残高	1,185,972	1,232,049
資金調達費用（支払利息）	598	581
資金調達費用増減（△）額	△43	△16
資金調達利回り	0.05%	0.04%
資金調達原価率	0.95%	0.89%
資金利鞘	0.27%	0.31%
総資産経常利益率	0.18%	0.22%
総資産当期純利益率	0.12%	0.17%
総資産業務純益率	0.19%	0.23%
純資産経常利益率	4.20%	5.22%
純資産当期純利益率	2.92%	3.94%
純資産業務純益率	4.31%	5.41%

注) 1.「業務粗利益」とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」の合計です。

$$\text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

2. 利益率・純益率

$$\text{総資産(純)利益率(純益率)} = \frac{\text{(純)利益(純益)}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

$$\text{純資産(純)利益率(純益率)} = \frac{\text{(純)利益(純益)}}{\text{純資産(外部流出額を除く)期末残高}} \times 100$$

● 純資産の内訳

科 目	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
純資産	53,386	53,728	54,153	55,755	57,298
出資金	7,003	7,002	7,001	6,996	6,993
普通出資金	7,003	7,002	7,001	6,996	6,993
利益剰余金	45,895	46,461	46,939	48,253	50,262
利益準備金	7,036	7,036	7,036	7,036	7,036
その他利益剰余金	38,858	39,424	39,902	41,216	43,225
特別積立金	3,914	3,914	3,914	3,914	3,914
目的積立金	33,283	33,304	33,304	34,804	36,504
当期末処分剰余金	1,660	2,205	2,683	2,497	2,806
当期純利益	795	944	857	1,623	2,248
評価・換算差額等合計	487	264	213	505	43

● 常勤役職員1人当たり預金・貸出金残高

項 目	2018年度	2019年度
預金残高（平均残高）	1,460	1,494
貸出金残高（平均残高）	864	932

注) 役職員数は期中平均人員を使用しています。

● 1店舗当たり預金・貸出金残高

項 目	2018年度	2019年度
預金残高（平均残高）	29,463	30,089
貸出金残高（平均残高）	17,429	18,775

注) 店舗数は期末の店舗数を使用しています。

業績の内容

● 会員数・出資金に関する指標

〈会員数内訳〉 (単位:会員、千円、%)

項 目	2018年度末			2019年度末		
	会員数	出資金額	出資割合	会員数	出資金額	出資割合
団体会員	3,762	6,753,439	96.52	3,729	6,757,239	96.62
民間労働組合	2,103	4,240,106	60.60	2,138	4,355,100	62.27
民間以外の労働組合	660	1,216,428	17.38	608	1,103,048	15.77
および公務員の団体						
生活協同組合	55	130,934	1.87	55	130,934	1.87
その他団体	944	1,165,971	16.66	928	1,168,157	16.70
個人会員	2,592	243,138	3.47	2,487	236,006	3.37
合 計	6,354	6,996,577	100.00	6,216	6,993,245	100.00

〈大口出資会員一覧〉 (単位:千円、%)

順位	会員名	出資金額	出資金額に に対する割合
1	一般社団法人 広島労働会館	545,608	8.07
2	J F E スチール倉敷労働組合	242,260	3.59
3	マツダ労働組合	223,248	3.30
4	一般社団法人 山口県労働者福祉協議会	210,110	3.11
5	一般社団法人 岡山県労働者福祉協議会	162,874	2.41
6	日鉄ステンレス労働組合 周南	116,000	1.72
7	全国マツダ労働組合連合会	101,300	1.50
8	中電工労組	100,000	1.48
9	日ノ丸共済会	77,010	1.14
10	三井E & S労働組合連合会岡山地方支部	76,472	1.13
11	東ソー労働組合	66,479	0.98
12	トクヤマ労働組合	64,607	0.96
13	三菱自動車工業労働組合水島支部	62,500	0.92
14	宇部興産労働組合	60,678	0.90
15	自治労鳥取県本部	59,218	0.88
16	I H I 労働組合連合会吳支部	55,298	0.82
17	J F E スチール福山労働組合	52,328	0.77
18	J P 労組岡山連絡協議会	50,000	0.74
18	日鉄日新製鋼労働組合吳支部	50,000	0.74
20	自治労広島県本部	49,110	0.73

2020年3月31日現在

〈出資配当等〉 (単位:千円)

項 目	2018年度		2019年度	
	(総会承認日2019年6月25日)	(年2%の割合)	(総会承認日2020年6月25日)	(年2%の割合)
出資配当 (配当率)	139,754		139,487	
利用配当	99,994		99,994	
配当負担率	9.59%		8.53%	

注) 配当負担率 = $\frac{\text{出資配当} + \text{利用配当}}{\text{当期末処分剰余金}}$

● 預金に関する指標

〈預金科目別残高（期末残高）〉 (単位:百万円)

項 目	2018年度末			2019年度末		
	個人	法人	個人	法人	個人	法人
当座預金	-	-	-	25	-	-
普通預金	286,880</td					

● 貸出金等に関する指標

〈貸出金科目別内訳（平均残高）〉 (単位：百万円)

項目	2018年度	2019年度
手形貸付	8,910	9,215
証書貸付	635,660	686,122
当座貸越	35,184	36,906
割引手形	—	—
合 計	679,755	732,243

〈貸出金の固定金利・変動金利別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
固定金利貸出金	117,954	118,548
変動金利貸出金	589,872	637,466
合 計	707,826	756,014

注) 手形貸付、当座貸越については、「固定金利貸出金」に含んでいます。

〈貸出金担保種類別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
当金庫預金積金	2,288	2,228
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	23,194	19,605
その他	—	—
小 計	25,483	21,833
保証	676,171	728,143
信用	5,982	5,874
合 計	707,826	756,014

〈債務保証見返勘定の担保種類別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	—	—
その他	—	—
小 計	—	—
保証	25	17
信用	—	—
合 計	25	17

〈貸出金使途別内訳（期末残高）〉 (単位：百万円、%)

項目	2018年度末		2019年度末		
	金額	構成比	金額	構成比	
賃金手当対策資金	—	—	—	—	
生活資金	91,673	12.95	95,858	12.67	
カードローン	31,086	4.39	32,805	4.33	
教育ローン	5,921	0.83	6,710	0.88	
その他	54,666	7.72	56,343	7.45	
福利共済資金	運営資金	5,857	0.82	5,791	0.76
設備資金	803	0.11	754	0.09	
生協資金	運営資金	—	—	—	
設備資金	—	—	—	—	
住宅資金	一般住宅資金	606,491	85.68	653,610	86.45
住宅事業資金	—	—	—	—	
合 計	707,826	100.00	756,014	100.00	

● 有価証券に関する指標

〈商品有価証券の種類別の平均残高〉

当金庫では、証券会社と同じように、国債をお客さまに商品として販売しています。しかし、既に発行された国債などの有価証券を「商品有価証券」として手持ち在庫にかかる売買業務、いわゆるディーリングは行っていません。

〈有価証券の種類別・残存期間別の残高〉 (単位：百万円)

	会員等計	計	期間の定めなし				
			1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	
預金積金担保貸出	198	0.02	205	0.027			
その他	22,614	3.19	24,040	3.17			
	(100.00)		(100.00)				
業種別内訳							
製造業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
農業、林業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
漁業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
建設業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
情報通信業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
運輸業、郵便業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
金融業、保険業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
不動産業、物品販賣業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
医療、福祉	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
サービス業	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
国・地方公共団体	5,784	(25.57)	5,715	(23.77)			
個人	16,830	(74.42)	18,325	(76.22)			
その他	—	(-)	—	(-)	—	(-)	
会員外計	22,812	3.22	24,250	3.20			
合 計	707,826	100.00	756,014	100.00			

〈有価証券の種類別の平均残高〉 (単位：百万円、%)

項目	2018年度		2019年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比
国債	10,053	11.22	7,200	7.46
地方債	17,041	19.03	18,286	18.94
短期社債	—	—	—	—
社債	48,704	54.40	53,727	55.67
貸付信託	—	—	—	—
投資信託	9,239	10.32	10,869	11.26
株式	127	0.14	184	0.19
外国証券	4,359	4.86	6,236	6.46
その他の有価証券	—	—	—	—
合 計	89,527	100.00	96,505	100.00

注) 1.時価は、事業年度末における市場価格等に基づいています。
2.社債には、政府保証債、公社公団債、金融債、事業債が含まれます。
3.時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含まれません。

〈預貸率（期末値・期中平均値）〉 (単位：%)

項目	2018年度		2019年度	
	期末値	期中平均値	期末値	期中平均値
預貸率（期末値）	61.61	64.37	—	—
預貸率（期中平均値）	59.15	62.39	—	—

〈預証率（期末値・期中平均値）〉 (単位：%)

項目	2018年度		2019年度	
	期末値	期中平均値	期末値	期中平均値
預証率（期末値）	8.56	8.38	—	—
預証率（期中平均値）	7.79	8.22	—	—

自己資本の充実の状況

4 その他有価証券

項目	2018年度末			2019年度末		
	貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-	-	-
	債券	68,783	68,135	647	43,589	43,267
	国債	10,148	10,056	91	7,160	7,129
	地方債	10,132	9,964	168	10,201	10,092
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	48,502	48,115	386	26,227	26,044
	その他	7,529	7,363	166	4,876	4,800
	小計	76,313	75,499	813	48,466	48,067
						399
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	74	85	△10	82	85
	債券	3,252	3,258	△6	28,607	28,764
	国債	-	-	-	299	299
	地方債	-	-	-	591	596
	短期社債	-	-	-	-	-
	社債	3,252	3,258	△6	27,716	27,867
	その他	3,368	3,421	△52	6,070	6,200
	小計	6,695	6,764	△69	34,761	35,049
						△288
合計		83,008	82,264	744	83,227	83,116
						111

注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上しました。

2. 社債には、政府保証債、公社公債、金融債、事業債が含まれます。

3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

● 金融先物取引等・デリバティブ取引・先物・外貨為替取引等

「デリバティブ取引」とは

金融自由化が進むにつれて、国内、国外の金融市場で、金利や為替、株式等に関する先物やスワップ、オプションなどの新しい手法を用いた、いわゆるオーバーバンク取引（帳簿外の取引）が急速に広まっています。

これらの取引は、「デリバティブ」（金融派生商品）取引と呼ばれ、金利や本来の金融取引から派生した取引のことであり、大きくは次の3つのタイプに分かれます。

(1) 先物 (2) スワップ (3) オプション

「先物取引」「先渡し取引」とは

もとになるもの（例えば国債等）の価格、金利、指数について、将来の決まった時点で精算する約束のもとで、その債を売買する取引のことをいいます。

「先物取引」が取引所に上場しているのに対し、「先渡し取引」は、相対取引の店頭取引であるという違いがあります。

「スワップ」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもと、異なる2種類のキャッシュフローを交換する取引のことです。同一通貨の場合（金利スワップ）と異なる通貨の場合（通貨スワップ）があります。当金庫では、固定金利選択型ローンの取扱いに伴う、金利変動リスクを避けるためにスワップを利用しています。

「オプション」とは

あらかじめ定めた一定の条件のもとで、債券、株式、通貨などの特定の商品を購入または売却する「権利」を売買する取引のことです。オプションの購入者は対価（プレミアム）を支払ってオプション行使する権利を手に入れ、オプションの売却者はオプション行使に応じる義務を負います。

当金庫でキャップローン（上限金利付住宅ローン）の取扱いに伴う金利変動リスクを避けるために利用しているキャップも、このオプションのうちの一つです。

● その他業務に関する指標

〈公共債窓口販売実績〉

(単位：千円)

項目	2018年度	2019年度
国債	57,850	34,440

〈投資信託窓口販売実績〉

(単位：千円)

項目	2018年度	2019年度
投資信託	38,086	50,113

〈内国為替取扱実績〉

(単位：件)

項目	区分	2018年度	2019年度
送金・振込	各地へ向けた分	275,744	301,514
	各地より受けた分	3,133,610	3,398,118
代金取扱	各地へ向けた分	3	2
	各地より受けた分	7	14
合計		275,747	301,516
		3,133,617	3,398,132

● 単体自己資本比率（国内基準）

	2018年度末	2019年度末
	8.78	8.47

注) 当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁・厚生労働省告示第7号）」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により、自己資本比率を算定しています。

この自己資本比率告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の自己資本比率告示が適用されております。

また、当金庫は国内基準を採用しております。

「自己資本比率」とは

自己資本比率は、金融機関の自己資本の状況が適当であるかどうかを判断するための基準として、法令により定められた指標です。海外に営業拠点をもつ金融機関には国際統一基準とよばれる自己資本比率が、それ以外の金融機関には国内基準と呼ばれる比率が適用されます。2013年度末から適用する算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額} (\text{コア資本に係る基礎項目の額}) \text{ (注1)}}{\text{コア資本に係る調整項目の額} \text{ (注2)}} \times 100$$

$$= \frac{\text{コア資本に係る調整項目の額} \text{ (注2)}}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} \text{ (注3)}} \times 100$$

$$+ \frac{\text{オペレーション・リスク相当額} \times 12.5 \text{ (注4)}}{\text{合計額} \text{ (注3)}} \times 100$$

(注1) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注2) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注3) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額（含むオーバーバンク取引等）、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関連携エクスボージャーの額の合計額

(注4) 8%（国際統一基準の自己資本比率）の逆数である12.5を乗じています。

5 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の主な内容および貸借対照表計上額

(単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末
子会社・子法人等株式	50	50
関連法人等株式	-	-
非上場株式	49	49
労働金庫連合会出資金	7,700	7,700
私募投資信託（REIT）	5,755	6,559
合計	13,555	14,358

〈金銭の信託の時価情報〉

(単位：百万円)

項目	2018年度末	2019年度末	
貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
その他の金銭信託	1,000	-	1,000

注) 1. 貸借対照表計上額は、事業年度末における時価により計上したものです。

2. 時価の算定は、金銭の信託の受託者が合理的に算出した価格によっています。

3. 「運用目的の金銭の信託」および「満期保有目的の金銭の信託」はありません。

〈金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、商品関連取引、クレジット・デリバティブ取引〉

該当するデリバティブ取引の取扱いはありません。

国内業務のみを行う労働金庫においては、自己資本比率が4%に満たない場合、その満たない程度に応じて各種の行政措置が発動されます。これが「早期是正措置」と呼ばれるもので、最も厳しい措置は業務の停止命令です。

当金庫の自己資本比率は8.47%ですから、行政措置を受けることはありません。引き続き、保有する資産が毀損するリスクを可能な限り抑え、一方で毀損に対する最終的な補填原資である自己資本の充実に努めてまいります。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項

項目	2018年度末	2019年度末
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	55,010	57,016
うち、出資金および資本剰余金の額	6,996	6,993
うち、利益剰余金の額	48,253	50,262
うち、外部流出予定額(△)	△239	△239
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14	16
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	16
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	55,025
コア資本に係る調整項目(2)		57,033
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	98	116
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	98	116
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	173	177
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	272
自己資本	(ハ)	54,752
自己資本の額((イ) - (ロ))		56,739
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	598,796	645,060
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△301	—
うち、他の金融機関等向けエクスボージャー	△301	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,300	24,640
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセットの額の合計額	(二)	623,097
自己資本比率		669,701
自己資本比率((ハ) / (二))		8.78
自己資本比率(8.47)		8.47
自己資本調達手段の概要		
2019年度末の自己資本は、出資金および利益剰余金等により構成されております。		
なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。		
普通出資	①発行主体:中国労働金庫	
	②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額:57,033百万円	

「コア資本」とは

2014年3月末から適用されたバーゼルⅢの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+△調整・控除項目で構成されます。

「コア資本に係る基礎項目」とは

2013年度以降適用された告示では、コア資本に算入できる項目を「コア資本に係る基礎項目」として定めております。算入できる項目は、普通出資、非累積的永久優先出資および一般貸倒引当金等があげられ、2012年度までの旧告示において資本として認められていた劣後ローン等については算入できなくなりました(ただし、経過措置が設けられています)。

「出資金」とは

会員のみなさまより出資いただいた金額で、万が一の際に当金庫が負う債務に対する最終的な引当てになる基本財産の額です。

「非累積的永久優先出資」とは

優先出資とは、剰余金の配当の支配順序が普通出資者よりも優先する出資ですが、配当可能剰余金の額が減少した場合には、あらかじめ約束された優先的配当の額を下回る配当となることがあります。

この場合に、下回った相当額を、翌期以降に繰延べて支払う「累積型」に対して、翌期以降に繰延べられないもののうち、満期のない社債型優先出資が「非累積的永久優先出資」と呼ばれるものです。

「資本剰余金」とは

「純資産」のうち「資本準備金」と「その他資本剰余金」で構成されております。

「資本準備金」は、時価等での発行となる優先出資について、発行価額の全額または2分の1を出資金勘定とし、残額を出資金勘定とは別の準備金という枠組みに組み入れることができます。この準備金が「資本準備金」と呼ばれるものです。

「その他資本剰余金」は、債務免除益や国庫補助金などを計上する贈与剰余金や、自己株式の売却益などから成っており、資本準備金とともに資本剰余金を構成します。通常、うろきんの取引から生ずることはございません。

「利益剰余金の額」とは

万が一の際の損失を補填するために留保している「利益準備金」および「その他利益剰余金」から構成されています。

「利益準備金」は、労働金庫法第60条第1項の規定に基づき、当金庫が出資金の総額に達するまで毎事業年度の剰余金の100分の10に相当する金額以上の金額を、万が一の際の損失を補填するための準備金として積み立てている法定準備金を指します。

「特別積立金」は、当金庫が自己資本の充実を図り、より安定した事業活動を継続していくために、以下とのおり各目的で積み立てている積立金の合計額です。

(1)金利変動準備積立金
市場金利の変動に耐えられる財務的な基盤を確保するための積立金のことです。

(2)機械化積立金
事務処理などの機械化に伴う将来的な追加投資に耐え得る財務的基盤を作り上げるための積立金のことです。

(3)配当準備積立金
配当に要する利益を計上できない場合に備えて、配当原資を確保するための積立金です。

(4)経営基盤強化積立金
将来の支出増大などに備えて経営基盤強化に資するための積立金です。

「外部流出予定額(△)」とは

当期の剰余金のうち、出資配当や利用配当のような形で会員のみなさまへ還元する予定されるものを指しています。

「上記以外に該当するものの額」とは

出資金や資本剰余金等以外のもの、たとえば処分未済持分や自己優先出資等の額が含まれます。

「一般貸倒引当金」とは

引当金は将来の費用または損失に対して引当て(積み立て)のものです。当金庫においては一般貸倒引当金、個別貸倒引当金および退職給付引当金の3種類を引当てております。

このうち、一般貸倒引当金は、特定の債権の貸倒に対して引当てるというものではありません。貸出金の償却という特定の目的のための引当という制約はあります。資産の部の単なる控除項目というよりは資本としての色彩が強いと見ることができ、自己資本の額として「コア資本に係る基礎項目」への算入が認められています(算入上限は信用リスクアセットの額の合計額の1.25%)。

「土地の再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額」とは

労働金庫が保有している事業用土地を時価(公示地価等)で評価し、それまでの帳簿価額を上回った場合には、その「差額」を貸借対照表に有形固定資産として計上することが認められています。

2012年度までの旧告示では、この「差額」の45%は自己資本の補完的項目(Tier2)に加算することが認められていましたが、2013年度からの新告示では自己資本に算入できない取扱いとなりました。

ただし、この取扱いについては、経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2024年3月30日までの10年間、各時点の「差額」の45%を基準とする算入可能額をコア資本へ算入(算入割合は年々減少)することができます。一方で、当該土地の信用リスク・アセットの額の合計額に算入することになります。

当金庫ではこの経過措置を適用しております。

「コア資本に係る調整項目」とは

2013年度以降適用された告示では、損失吸収力の乏しい資産や金融システム全体のリスクを高める資産等について、「コア資本に係る調整項目」として定め、コア資本から控除する扱いとなりました。算入される項目は、無形固定資産や前払年金費用、繰延税金試算等があげられます(ただし、2017年度末までは調整項目対象額に掛け目を乗じた額をコア資本に係る調整項目の額に参入することを可とする経過措置が設けられており、当金庫ではこの経過措置を適用しております)。

「のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額」とは

無形固定資産のうち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のその他無形資産(ソフトウェアやリース資産、電話加入権等)は、市場換金性が乏しく、いざという時に売却しても損失の吸収に充てることが事業上困難であることから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から全額が控除されます。(2012年度までの旧告示では信用リスク・アセットの額の合計額に加算されました)。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛け目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能でした。

当金庫では2017年度末までこの経過措置を適用しております。

「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」とは

証券化取引に伴う債権譲渡により売却益が発生した場合、売却收入から取引関連費用および売却原価を控除した額(税効果勘定後)が「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」です。

「証券化エクスボージャー」とは

証券化取引に係るエクスボージャーのことです。「証券化」とは、債権や不動産など一定のキャッシュフロー(利息収入等)を生む資産を裏付けとして証券等を発行し、第三者に売却することです。

「前払年金費用の額」とは

退職給付会計では、年金資産の金額が退職給付債務の金額を上回る場合、前払年金費用として資産計上されますが、必ずしも金庫が損失の吸収のために自由に充てができる財産ではないことから、「コア資本に係る調整項目」としてコア資本から控除されます。

ただし、この取扱いについては経過措置が設けられており、それを適用した場合、2014年3月31日から2019年3月30日までの5年間、期間に応じた掛け目を乗じた額を調整項目の額に算入し、算入されなかったものの額をリスク・アセットの額の合計額に算入することが可能でした。

当金庫では2017年度末までこの経過措置を適用しております。

「自己資本の額((イ) - (ロ))」とは

以上のコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除した金額が、自己資本比率計算で使う自己資本の額となります。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

信用リスク等に対する所要自己資本の額

項目	2018年度末		2019年度末	
	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)	リスク・アセット (注1)	所要自己資本 (注2)
信用リスク	(A)	598,796	23,951	645,060
標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー (注3)		594,758	23,790	641,097
ソブリン向け (注4)		793	31	705
金融機関向け		86,097	3,443	84,078
事業法人等向け		16,993	679	16,178
中小企業等・個人向け		356,245	14,249	399,051
抵当権付住宅ローン		78,326	3,133	75,247
不動産取得等事業向け		597	23	697
延滞債権 (注5)		1,224	48	1,346
その他 (注6)		54,481	2,179	63,791
				2,551
証券化エクスポージャー (うち再証券化)		151	6	94
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー (注7)		4,187	167	3,868
ルック・スルー方式 (注8)		4,187	167	3,868
マンデート方式 (注9)		—	—	—
蓋然性方式 (250%) (注10)		—	—	—
蓋然性方式 (400%) (注10)		—	—	—
フォールバック方式 (1250%) (注11)		—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—
他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置により	△301	△12	—	—
リスク・アセットの額に算入されなかったものの額		—	—	—
CVAリスク相当額を8%で除して得た額 (注12)		—	—	—
中央清算機関連エクspoージャー (注13)		—	—	—
オペレーションナル・リスク (注14)	(B)	24,300	972	24,640
リスク・アセット・総所要自己資本額 (A) + (B)	(C)	623,097	24,923	669,701
				26,788

(注) 1.リスク・アセットとは、貸借対照表に記載された資産（債務保証見返を除く）に、その種類あるいは取引相手の信用リスクの度合いに応じて設定されたリスク・ウェイトを乗じて算定した額のことです。なお、当金庫では、適格格付機関の格付等に応じて設定されたリスク・ウェイトを使用する「標準的手法」を採用しています。
貸借対照表に記載されないコミットメントや金利関連取引などにも信用リスクをともなうものがあります。上記同様、リスク・ウェイトを使ってリスク・アセットを計算することとなっています。
なお、貸借対照表に計上している労働金庫が行う債務保証の見返勘定はオフバランス取引として取り扱うことになっています。
当金庫のオフバランスに係るリスク・アセットの額の半分は、公的な代理業務に付随して発生する債務保証に関するものです。

2.所要自己資本=リスク・アセット×4%

3.「エクspoージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等、リスクにさらされている資産等の金額のことです。

4.「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、政府関係機関等のことです。

5.「延滞債権」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクspoージャーのことです。

6.標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクspoージャーのうち「その他」は、出資等です。

7.「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」は、ファンド向けエクティティ出資について、エクspoージャーそのもののリスク・ウェイトが判定できない場合の取扱いであります。この場合は、以下の8.~11の順序によりそれの方式のリスク・ウェイトが適用されます。

8.「ルック・スルー方式」は、エクspoージャーの裏付けとなる資産等に関する情報が一定の要件を満たした場合に適用が認められるものです。この方式では、その裏付けとなる資産等を当金庫が保有しているものとみなし、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

9.「マンデート方式」は、ルック・スルー方式が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクspoージャーの裏付けとなる資産等の運用基準に基づいて、次の計算により算出される割合をリスク・ウェイトとして用います。

裏付けとなる資産等の運用基準に基づき、信用リスク・アセットの総額が最大となるように算出したエクspoージャーの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額

マンデート方式= 裏付けとなる資産等を実際に保有する事業体の総資産の額

10.「蓋然性方式」は、「ルック・スルー方式」「マンデート方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では、エクspoージャーのリスク・ウェイトが250%または400%であるという蓋然性が高いと推測する等の場合において、250%または400%をリスク・ウェイトとして用います。

11.「フォールバック方式」は「ルック・スルー方式」「マンデート方式」「蓋然性方式」が適用できない場合に用いられる方式です。この方式では1250%をリスク・ウェイトとして用います。

12.「CVAリスク」とは、クレジット・スプレッドその他の信用リスクに係る指標の市場変動により、CVA（デリバティブ取引について、取引相手方の信用リスクを勘案しない場合の評価額と勘案する場合の評価額との差額）が変動するリスクのことといいます。

13.「中央清算機関連エクspoージャー」とは、デリバティブ取引等の中央清算機関（CCP）に対して発生するエクspoージャーのことで、担保など例外を除き、原則として信用リスク・アセット額の計算が必要となりました。

14.オペレーションナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクのことです。当金庫では、基礎的手法により、リスク量を算定しています。

(基礎的手法の算定方法)

オペレーションナル・リスク = $\frac{\text{粗利益} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値} \times 12.5}$

金庫の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

〈現在の自己資本の充実状況について〉

2019年度末の当金庫の自己資本比率は8.47%であり、国内基準の4%を大きく上回っています。

新告示によるバーゼルⅢ基準では、自己資本は引き損失の吸収力の高い出資金・利益準備金・特別積立金等で構成されており、当金庫の自己資本は、質・量ともに充実していると評価しております。

当金庫は、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力（自己資本）と対照することによって管理する「統合的リスク管理」によって自己資本の充実度を評価しております。

具体的には、市場リスク、信用リスク、オペレーションナル・リスクなどのリスクに対してリスク資本を配賦し、定期的に計測する各リスクのリスク量が配賦したリスク資本の範囲に収まっていることの確認を行っております。

〈将来の自己資本の充実策〉

当金庫では、3カ年の中期経営計画および単年度の事業計画を策定しています。計画に基づく諸施策を着実に実行することで安定的に利益を確保し、内部留保を積み上げることにより、自己資本の充実を図ります。

(3) 信用リスクに関する事項

（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーおよび証券化エクspoージャーを除く）

①信用リスクに関するエクspoージャーの期末残高および主な種類別の内訳

地域別	エクspoージャー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産（ファンド等）		その他の資産等（注2）	
		18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末
国内		1,249,340	1,289,841	707,340	755,447	81,029	80,689	—	—	5,852	6,559	454,178	446,188
国外		6,008	6,709	—	—	6,008	6,709	—	—	—	—	—	—
合計		1,255,348	1,296,551	707,340	755,447	87,037	87,398	—	—	5,852	6,559	454,178	446,188

(単位：百万円)

業種別	エクspoージャー区分	合計		貸出金等取引 (注1)		債券		店頭デリバティブ取引		複数の資産を裏付とする資産（ファンド等）		その他の資産等（注2）	
		18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末
製造業		12,043	13,549	—	—	12,006	13,511	—	—	—	—	37	37
農業、林業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業		1,300	1,100	—	—	1,300	1,100	—	—	—	—	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業		4,602	5,607	—	—	4,602	5,607	—	—	—	—	—	—
情報通信業		485	1,083	—	—	400	998	—	—	—	—	85	85
運輸業、郵便業		1,701	1,701	—	—	1,701	1,701	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業		200	401	—	—	200	401	—	—	—	—	—	—
金融業、保険業		445,428	438,863	6	4	23,644	25,145						

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

業種区分	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	18年度	19年度	18年度	19年度	目的使用	その他	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度		
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業 採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業、物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	415	404	404	393	—	—	415	404	404	393	—	—	—	
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	46	42	42	40	1	—	45	42	42	40	1	—	—	
その他	—	1	1	0	—	—	1	1	0	—	—	—	—	
合 計	461	448	448	434	1	—	460	448	448	434	1	—	—	

注) 当金庫では国外への融資を行っていないため、個別貸倒引当金および貸出金償却とも、すべて国内の残高です。

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポートの額等

リスク・ウェイト区分	エクスポートの額					
	2018年度末			2019年度末		
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計
0%	—	46,212	46,212	—	42,033	42,033
10%	—	7,335	7,335	—	7,051	7,051
20%	6,361	430,785	437,146	5,977	420,392	426,369
35%	—	223,790	223,790	—	214,993	214,993
50%	18,213	7	18,221	20,712	—	20,712
75%	—	477,276	477,276	—	534,294	534,294
100%	3,702	29,343	33,046	4,308	31,217	35,526
150%	—	577	577	—	777	777
200%	—	—	—	—	—	—
250%	—	11,741	11,741	—	14,791	14,791
1250%	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—
合 計	28,278	1,227,070	1,255,348	30,998	1,265,552	1,296,551

注) 1.格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2.エクスポートの場合は、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポートの場合は、格付の有無に係らず「格付無し」に分類しています。

4.CVAリスク相当額および中央清算機関連エクスポートの場合は含まれておらずません。

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の専門部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定規程」および「貸出金等償却・引当事務手続規程」に基づき以下のとおり計上しています。

・正常先債権および要注意先債権

・一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引当てています。

・破綻懸念先債権

・債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。

・破綻先債権および実質破綻先債権

・債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポートの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

・株式会社日本格付研究所（JCR）・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポートの額等 (単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末
ソブリン向け	ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	金融機関向け	—	—	—	—	—	—
事業法人等向け	事業法人等向け	8	4	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	中小企業等・個人向け	2,282	2,224	0	—	—	—
抵当権付住宅ローン	抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
延滞	延滞	—	—	—	—	—	—

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要
(貸出金と自行預金の相殺)

当金庫では、「貸出金と自行預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。手形貸付、証券貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

〈適格金融資産担保〉

当金庫では「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金庫預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「資産査定実施規則」に基づき適切な評価・管理を行うよう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

〈保証〉

当金庫では、告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社等に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

〈クレジット・デリバティブ〉

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額等 (単位:百万円)

	2018年度末		2019年度末	
2018年度末 オーバーバランス取引 取引	2019年度末 オーバーバランス取引 取引	2018年度末 オーバーバランス取引 取引	2019年度末 オーバーバランス取引 取引	

<tbl_r cells="5" ix="5" maxcspan="1" maxrspan="1"

(7) 出資等エクスポートに関する事項

①貸借対照表計上額および時価

	2018年度末		2019年度末	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	179	179	82	82
非上場株式等	6,885	—	7,658	—
その他	7,700	—	7,700	—
合計	14,764	179	15,440	82

注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいて算定しています。

2.「その他」の区分には、労働金庫連合会出資金等を計上しています。

②出資等エクスポートの売却および償却に伴う損益の額 (単位:百万円)

	2018年度	2019年度
売却益	9	3
売却損	8	36
償却	—	—

③貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2018年度末	2019年度末
評価損益	△2	△2

④貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	2018年度末	2019年度末
評価損益	—	—

「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート」を除き、投資信託の出資等エクスポートを含んでいます。

出資等エクスポートに関するリスク管理の方針および手続きの概要

子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。

「その他有価証券」については、「有価証券運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会および理事会に報告しています。

また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「時価会計取扱要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポートに関する事項

(単位:百万円)

	2018年度末	2019年度末
ルック・スルー方式	4,689	4,300
マンデート方式	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—
合計	4,689	4,300

(9) 金利リスクに関する事項

①金融リスク量

(単位:百万円)

	2019年度末	2018年度末
VaR	6,501	7,153

②IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク

項目番号	イ ロ ハ ニ	△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
		1 上方パラレルシフト	2 下方パラレルシフト	3 スティーブ化	4 フラット化
1	19,425	21,597	—	—	—
2	—	—	839	—	—
3	—	—	—	—	—
4	—	—	—	—	—
5	—	—	—	—	—
6	—	—	—	—	—
7	—	—	—	—	—
8	56,739	54,753	—	—	—

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。なお、表中のイ、ロ、ハ、ニの記号は告示の様式上に定められているものです。

3.「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。

4.「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合をプラスで表示)。

金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、地方債、事業債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っています。また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクは、定期的にBPV(ベース・ポイント・スルーアンド・バリュー)およびVaR(バリュー・アット・リスク)計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である△EVEおよび金利収益の変動額である△NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVEおよび△NIIを四半期ベースで計測しています。この計測結果は、経営管理委員会で協議し、常務会に報告しております。

金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2020年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.643年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。

(3) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提
金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別や地域別の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。

推測値については、定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を十分に行っております。

(4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
PSJモデルを採用しています。

(5) 複数通貨の集計方法およびその前提
IRRBBについては保守的に通貨毎に算出した△EVEおよび△NIIが正となる通貨のみを対象としています。

(6) スプレッドに関する前提
スプレッドおよびその変動は考慮していません。

(7) 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明
当期末の△EVEは19,425百万円(前期末比△2,172百万円)となり、減少しました。

(9) 計測値の解釈や重要性に関する説明

△EVEの計測値は、自己資本対比で34.24%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を上回っていますが、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1) 金利ショックに関する説明

当金庫ではVaR(バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変化幅を採用しています。

(2) 金利リスク計測の前提およびその意味(特に定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点)

VaRは、保有期間6ヶ月(一部の資産負債については1ヶ月)、信頼水準99%、観測期間5年(一部の資産負債については1年)の条件のもとで分散共分散法により算出しています。流動性預金については、コア預金モデル(内部モデル)を採用し、貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関しては、考慮していません。

(10) オペレーション・リスクに関する事項

オペレーション・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では、オペレーション・リスクを①事務リスク、②システムリスク、③リーガルリスク、④その他リスク(人的リスク、有形資産リスク、風評リスクなど)に区分し、管理しています。

オペレーション・リスク管理の基本方針として、年度ごとに策定する統合的リスク管理方針のなかで上記①～④の各リスクの管理方針等を定めています。

また、具体的な管理体制・手続き等の基本事項を定めた「統合的リスク管理規程」を制定しています。

オペレーション・リスクの管理に当たっては、統括部署であるリスク統括部がオペレーション・リスク全体を管理し、各リスクの管理部署がそれぞれのリスクを管理しています。

管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会で協議し、常務会および理事会に定期的に報告しています。

オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法によりオペレーション・リスク相当額を算出しています。



資料編／財務データ（連結）

○連結情報

金庫およびその子会社等の 主要な事業の内容および組織の構成	82
金庫の子会社等に関する事項	82
金庫およびその子会社等の事業の概況	82
金庫およびその子会社等の 主要な事業の状況を示す指標	82
連結財務諸表の作成方針	82
連結貸借対照表	83～86
連結損益計算書	86
連結剰余金計算書	87
リスク管理債権 (破綻先債権・延滞債権・3ヶ月以上延滞債権・ 貸出条件緩和債権・合計額)	87
自己資本の充実の状況	
連結自己資本比率（国内基準）	87
自己資本の構成に関する開示事項（連結）	88～89
自己資本の充実度に関する事項	89
信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算（ま たは信用リスク・アセットのみなし計算）が適用されるエクス ポージャーおよび証券化エクスポージャーを除く）	90～91
信用リスク削減手法に関する事項	92
派生商品取引および長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	92
証券化エクスポージャーに関する事項	92
出資等エクスポージャーに関する事項	93
リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットの みなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	93
金利リスクに関する事項	93
オペレーション・リスクに関する事項	94
連結セグメント情報	94

連結情報

● 金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成

中国労働金庫
株式会社中国労金ビジネスサービス
»»> 当金庫の関連業務の受託、労働金庫代理業

● 金庫の子会社等に関する事項

名称	株式会社中国労金ビジネスサービス
所在地	広島市南区稻荷町1番14号
資本金または出資金	50百万円
事業の内容	従属業務、付随・関連業務、労働金庫代理業
設立年月日	2013年10月1日
金庫が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	100%
金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合	-%

● 金庫およびその子会社等の事業の概況

▶ 純資産

当金庫と株式会社中国労金ビジネスサービスを連結した結果、連結剰余金は50,316百万円、出資金は6,993百万円となり、純資産は57,353百万円となりました。

▶ 預金

上記連結対象子会社からの預金積金を調整消去した結果、期末残高は1,174,260百万円（譲渡性預金を含む）となりました。

▶ 貸出金

当金庫は株式会社中国労金ビジネスサービスへの貸出金ではなく、金庫単体の貸出金残高と変わらず、期末残高は756,014百万円となりました。

▶ 損益

当金庫グループの2019年度の経常収益は17,106百万円、経常費用は14,113百万円となりました。

その結果、当金庫グループ全体の経常利益は2,993百万円、当期純利益は2,252百万円となりました。

▶ 課題

当金庫は、2019年度を第6期中期経営計画の中間年度として、2018年度の進捗状況を踏まえたうえで「生活応援運動」の強化、会員・推進機構との関係強化を行うとともに、「量を基盤とする質への転換」をめざして基本方針に則った事業運営に取組みました。

営業戦略においては、生活応援運動の強化やiDeCoの推進をはじめとする資産形成ニーズへの対応に取組むなど、事業計画の達成に向け具体的な施策に注力しました。

また、金融機関を取り巻く環境が厳しさを増すなか、「持続可能なビジネスモデル」の構築に向けて、経営改革プロジェクトにおいて具体策を検討し、経営改善に取組みました。

株式会社中国労金ビジネスサービスにおいては、金庫と縦密に連携をとり、安定・継続的に業務遂行を図ってまいりました。

また2014年11月に開店し、6年度目を迎えた労働金庫代理店については、開店以来安定した取引を維持しており、各地域の「ろうきん運動」の拠点として地域に根差した営業を行っていると評価しています。

● 金庫およびその子会社等の 主要な事業の状況を示す指標

項目	(単位：百万円、%)			
	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	16,372	16,078	16,667	17,106
経常利益	1,418	1,350	2,361	2,993
親会社株主に 帰属する 当期純利益	967	851	1,638	2,252
純資産額	53,770	54,189	55,806	57,353
総資産額	1,165,528	1,205,861	1,260,790	1,301,145
連結自己資本比率	10.15	9.60	8.79	8.48

注) 1.貸借対照表関係の項目については、各年度の期末残高を記載しています。

2.当金庫は、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」により連結自己資本比率を算定しています。

● 連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ①連結される子会社および子法人等 1社
会社名 株式会社中国労金ビジネスサービス
- ②非連結の子会社および子法人等
非連結の子会社および子法人等はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用および持分法非適用の子会社および子法人等、関連法人等はありません。

(3) 連結される子会社および子法人等の事業年度等に関する事項

- ①連結される子会社および子法人等の決算日
3月末日 会社名 株式会社中国労金ビジネスサービス
- ②連結される子会社および子法人等の決算日は、連結決算日と一致しております。

(4) のれんの償却に関する事項

該当事項はありません。

(5) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金（利益）処分に基づいて作成しております。

● 連結貸借対照表

資産の部	2018年度末	2019年度末
現金および預け金	430,240	421,512
コールローンおよび買入手形	—	—
買取先勘定	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—
買入金銭債権	—	—
金銭の信託	1,000	1,000
商品有価証券	—	—
有価証券	98,363	98,389
貸出金	707,826	756,014
外国為替	—	—
その他資産	10,310	11,290
有形固定資産	12,108	11,928
無形固定資産	99	116
退職給付に係る資産	237	243
繰延税金資産	1,044	1,085
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	25	17
貸倒引当金	△463	△451
その他の引当金	—	—
資産の部合計	1,260,790	1,301,145

(注記)
1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握する事が極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法または償却原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 金銭の信託の評価基準および評価方法

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において、信託財産として運用

されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

5. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

当金庫の有形固定資産の減価償却は、決算経理規程に基づき定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備および構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 22年～50年 その他 3年～15年

連結される子会社および子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

6. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては当金庫並びに連結される子会社および子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

7. 貸倒引当金の計上基準

貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年3月17日)に規定する正常先債権および注意先債権に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間ににおける各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必

負債の部および純資産の部	2018年度末	2019年度末
預金積金	1,139,101	1,163,016
譲渡性預金	9,538	11,243
借用金	48,200	62,700
コールマネーおよび売渡手形	—	—
売現先勘定	—	—
債券貸借取引受入担保金	—	—
コマーシャル・ペーパー	—	—
外国為替	—	—
その他負債	3,606	2,937
代理業務勘定	—	—
賞与引当金	284	301
役員賞与引当金	—	—
退職給付に係る負債	3,823	3,248
役員退職慰労引当金	109	61
その他の引当金	275	244
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	20	20
債務保証	25	17
負債の部合計	1,204,984	1,243,791
出資金	6,996	6,993
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	48,304	50,316
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	55,300	57,310
その他有価証券評価差額金	543	81
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	△37	△37
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	505	43
新株予約権	—	—
少数株主持分	—	—
純資産の部合計	55,806	57,353
負債の部および純資産の部合計	1,260,790	1,301,145

11. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

12. ポイント景品交換制度準備引当金の計上基準

ポイント景品交換制度準備引当金は、ポイント景品交換制度実施要領に基づき、当連結会計年度末における未交換ポイント等に係る支払見込額を引当てております。

13. 消費税および地方消費税の会計処理

当金庫並びに連結される子会社および子法人等の消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

14. 有形固定資産の減価償却累計額および圧縮帳額

有形固定資産の減価償却累計額 7,981,522千円

有形固定資産の圧縮帳額 21,765千円

15. 破綻先債権額および延滞債権額

貸出金のうち、破綻先債権額は321,195千円、延滞債権額は5,856,544千円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒債権を行った部分を除く、以下「未収利息不計上貸出金」という)。のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金です。

16. 3ヵ月以上延滞債権額

貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は551,882千円です。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

17. 貸出条件緩和債権額

貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は491千円です。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄、その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3ヵ月以上延滞債権に該当しないものものです。

18. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額

破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は、6,730,114千円です。

なお、15、から18、に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

19. 担保に供している資産

担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産 定期預け金 30,600千円

担保資産に対応する債務 別段預金 328,294千円

普通預金 250,320千円

上記のほか、内国為替取引・当座借越契約用として、定期預け金95,219,300千円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は114,919千円であります。

20. 土地の再評価の方法と差額

土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布、法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

計上額については、旧岡山労働金庫で土地の再評価を行っていたものを、合併に伴い中国労働金庫が継承しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める不動産鑑定士または不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて、(時点修正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 186,145千円

21. 出資1口当たりの純資産額 8,201円29銭

同法律第3条第3項に定める不動産鑑定士または不動産鑑定士による鑑定評価総額 481,618千円

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 186,145千円

22. 当金庫の理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額 一千円

同法律第3条第3項に定める不動産鑑定士または不動産鑑定士による鑑定評価総額 481,618千円

23. 当金庫の理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債務総額 一千円

同法律第3条第3項に定める不動産鑑定士または不動産鑑定士による鑑定評価総額 481,618千円

24. 子会社等の株式または出資金の総額 (連結子会社および連結子法人等の株式(または出資金)を除く) 一千円

同法律第3条第3項に定める不動産鑑定士または不動産鑑定士による鑑定評価総額 481,618千円

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

	連結貸借対照表上額	時価	差額
(1) 預け金	412,512,668	413,535,419	1,022,751
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	8,552,729	8,582,739	30,009
その他有価証券	83,227,985	83,227,985	-
(3) 貸出金	756,014,276		
貸倒り引当金（*1）	△450,999		
	755,563,277	764,428,400	8,865,122
金融資産計	1,259,856,660	1,269,774,544	9,917,883
(1) 預金積金	1,163,016,753	1,163,385,743	368,989
(2) 譲渡性預金	11,243,640	11,242,014	△1,626
(3) 借用金	62,700,000	62,700,000	-
金融負債計	1,236,960,394	1,237,327,757	367,363
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（*1）貸出金に対応する一般貸倒り引当金および個別貸倒り引当金を控除しております。
 （*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。
 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。
 （注1）金融商品の時価等の算定方法
 金融資産
 (1) 預け金
 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、約定期間にに基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。
 (2) 有価証券
 株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。
 なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27から31に記載しております。
 (3) 貸出金
 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間に市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なる限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
 また、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等については、担保および保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日ににおける連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しております。当該価額を時価としております。
 貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間および金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債
 (1) 預金積金、および(2) 譲渡性預金
 要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) 借用金
 借用金については、固定金利によるものであります。なお、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。また、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
 デリバティブ取引
 デリバティブ取引は、金利連取引（金利スワップ）であり、取引金融機関から入手した時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：千円）

区分	連結貸借対照表上額
非上場株式（*）	49,493
労働金庫連合会出資金（*）	7,700,000
私募投資信託（REIT）（*）	5,755,555
合計	13,505,048

（*）非上場株式、労働金庫連合会出資金および私募投資信託（REIT）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

（注3）金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
 （単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金	242,441,468	121,271,200	39,800,000	9,000,000
有価証券				
満期保有目的の債券	8,354,000	200,000	-	-
その他有価証券のうち 満期があるもの	12,030,000	26,375,052	14,666,400	23,923,699
貸出金（*）	197,346,801	221,806,165	284,925,943	43,803,938
合計	460,172,269	369,652,417	339,392,343	76,727,637

（*）貸出金には、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないものを含んでおり、期間の定めのないものは含めておりません。

（注4）有利子負債の連結決算日後の返済予定額
 （単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金（*）	763,482,289	395,761,424	3,773,040	-
譲渡性預金	11,243,640	-	-	-
借用金	62,700,000	-	-	-
合計	837,425,930	395,761,424	3,773,040	-

（*）預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

27. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項

有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりです。
 これらには、連結貸借対照表の「国債」「地方債」「短期社債」「社債」「株式」等が含まれています（以下、31.まで同様）。

（1）売買目的の有価証券

売買目的の有価証券は、該当ありません。

（2）満期保有目的の債券

（単位：千円）

	種類	連結貸借対照表上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	7,552,820	7,580,939	28,118
	短期社債	-	-	-
	社債	999,909	1,001,800	1,890
	その他	-	-	-
小計	8,552,729	8,582,739	30,009	
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
合計	8,552,729	8,582,739	30,009	

（3）その他有価証券

（単位：千円）

	種類	連結貸借対照表上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	43,589,907	43,267,097	322,809
	国債	7,160,275	7,129,966	30,308
	地方債	10,201,680	10,092,651	109,028
	短期社債	-	-	-
社債	26,227,951	26,044,479	183,471	
その他	4,876,970	4,800,000	76,970	
小計	48,466,877	48,067,097	399,779	
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	82,470	85,029	△2,559
	債券	28,607,960	28,764,319	△156,358
	国債	299,430	299,614	△184
	地方債	591,840	596,990	△5,150
	短期社債	-	-	-
社債	27,716,690	27,867,714	△151,023	
その他	6,070,677	6,200,132	△129,455	
小計	34,761,107	35,049,481	△288,373	
合計	83,227,985	83,116,579	111,406	

政策保有株式は時価（市場価格）がない株式として対象外としております。
 なお、上記の差額から繰延税金負債30,079千円を差し引いた額81,326千円が「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

28. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

29. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

（単位：千円）

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	9,267	688	157
債券	5,912,955	11,473	-
国債	2,908,107	5,830	-
地方債	301,011	1,011	-
社債	2,703,837	4,632	-
その他	1,936,756	23,102	59,692
合計	7,858,979	35,2	

● 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	2018年度	2019年度
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	-	-
資本剰余金増加高	-	-
資本剰余金減少高	-	-
資本剰余金期末残高	-	-
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	46,975	48,304
利益剰余金増加高	1,638	2,252
当期純利益	1,638	2,252
利益剰余金減少高	309	239
普通出資に対する配当金	139	139
事業の利用分量に対する配当金	169	99
利益剰余金期末残高	48,304	50,316

● リスク管理債権

(破綻先債権・延滞債権・3ヶ月以上延滞債権・
貸出条件緩和債権・合計額)

2019年度のリスク管理債権合計は6,730百万円で、貸出金残高756,014百万円に占める割合（リスク管理債権比率）は0.89%となっています。

リスク管理債権の内訳は、「破綻先債権」が321百万円、「延滞債権」が、5,856百万円、「3ヶ月以上延滞債権」が551百万円となっています。

リスク管理債権合計6,730百万円に対して、担保・保証等による回収見込額が6,292百万円となっています。また、「貸倒引当金」を434百万円引当てています。その結果、保全額は、6,727百万円となり、リスク管理債権の合計99.95%をカバーしています。

(単位：百万円)

区 分	2018年度末	2019年度末
リスク管理債権 合計 (A)	6,376	6,730
破綻先債権	500	321
延滞債権	5,490	5,856
3ヶ月以上延滞債権	384	551
貸出条件緩和債権	0	0
保全額 (B)	6,374	6,727
担保・保証等による回収見込額	5,926	6,292
貸倒引当金	447	434
保全率 (B) / (A) (%)	99.96	99.95
貸出金残高 (C)	707,826	756,014
リスク管理債権比率 (A) / (C) (%)	0.90	0.89

注) 用語の説明については、64頁をご覧ください。

● 自己資本の充実の状況

連結自己資本比率（国内基準）

(単位：%)

2018年度末	2019年度末
8.79	8.48

注) 当連結グループは、「労働金庫法第94条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、労働金庫および労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（以下、「自己資本比率告示」といいます。）により連結自己資本比率を算定しています。この告示は2013年3月8日に改正され、2014年3月31日から改正後の告示が適用されております。また、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(1) 自己資本の構成に関する開示事項（連結）

(単位：百万円、%)

項目	2018年度末	2019年度末	
コア資本に係る基礎項目（1）			
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	55,060	57,070	
うち、出資金および資本剰余金の額	6,996	6,993	
うち、利益剰余金の額	48,304	50,316	
うち、外部流出予定額（△）	△239	△239	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額または評価・換算差額	-	-	
うち、為替換算調整勘定	-	-	
うち、退職給付に係るものの額	-	-	
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	14	16	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	14	16	
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
少數株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	55,075	57,087	
コア資本に係る調整項目（2）			
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	99	116	
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	-	-	
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	99	116	
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	-	-	
適格引当金不足額	-	-	
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	
退職給付に係る資産の額	173	177	
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-	
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	
少數出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	
労働金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	
特定項目に係る10%基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに係るものの額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に係るものの額	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係るものの額	-	-	
特定項目に係る15%基準超過額	-	-	
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに係るものの額	-	-	
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に係るものの額	-	-	
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係るものの額	-	-	
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	272	293	
自己資本			
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	54,803	56,793
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	598,751	645,015	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△301	-	
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△301	-	
うち、上記以外に該当するものの額	-	-	
オペレーション・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	24,300	24,640	
信用リスク・アセット調整額	-	-	
オペレーション・リスク相当額調整額	-	-	
リスク・アセットの額の合計額 (二)	623,052	669,656	
連結自己資本比率			
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	8.79	8.48	

連結の範囲に関する事項

- 当金庫の連結子会社（連結自己資本比率を算出する対象となる子会社）は1社です（82頁をご覧ください）。
- 告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等に該当するものはありません。
- 連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれないものおよび連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれるものに該当するものはありません。
- 連結グループのうち、自己資本比率規制の対象となる子会社等はありません。したがって、グループ内の資金および自己資本の移動に係る制限等は設けておりません。

③個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

業種別

業種区分	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	18年度	19年度	18年度	19年度	目的使用	その他	18年度	19年度	18年度	19年度	18年度	19年度		
製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
運輸業、郵便業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業、物品販貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
サービス業	415	404	404	393	—	—	415	404	404	393	—	—	—	
国・地方公共団体	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人	46	42	42	40	1	—	45	42	42	40	1	—	—	
その他	—	1	1	0	—	—	—	1	1	0	—	—	—	
合計	461	448	448	434	1	—	460	448	448	434	1	—	—	

④リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額						(単位：百万円)	
	2018年度末			2019年度末				
	格付有り	格付無し	合計	格付有り	格付無し	合計		
0%	—	46,212	46,212	—	42,033	42,033		
10%	—	7,335	7,335	—	7,051	7,051		
20%	6,361	430,785	437,146	5,977	420,392	426,369		
35%	—	223,790	223,790	—	214,993	214,993		
50%	18,213	7	18,221	20,712	—	20,712		
75%	—	477,276	477,276	—	534,294	534,294		
100%	3,702	29,298	33,001	4,308	31,172	35,481		
150%	—	577	577	—	777	777		
200%	—	—	—	—	—	—		
250%	—	11,741	11,741	—	14,791	14,791		
1250%	—	—	—	—	—	—		
その他	—	—	—	—	—	—		
合計	28,278	1,227,025	1,255,303	30,998	1,265,507	1,296,506		

注) 1.格付は、適格格付機関が信用供与に付与したものを使用しています。

2.エクスポージャーは、信用リスク削減手法勘案後のリスク・ウェイトに区分しています。

3.国債等のあらかじめリスク・ウェイトが定められたエクスポージャーについては、格付の有無に係らず「格付無し」に分類しています。

4.CVAリスク相当額および中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当連結グループでは、信用リスク管理の基本方針として「クレジットポリシー」を定め、全役職員に周知しています。また、融資商品・制度に係る要領等に関する研修を定期的に実施することにより、信用リスク管理の実効性を確保する態勢を整備しています。

個別案件審査は営業推進部門から独立した審査部門が行うことにより、適切な審査を行うための牽制機能を確保しています。

信用リスクの評価については、資産査定の専門部署が貸出金等の自己査定を定期的に実施することにより、信用リスクの把握に努めています。また、信用リスク管理の高度化に向け、分析のためのデータ整備を進めています。

信用リスクの管理状況および今後の対応については、定期的に経営管理委員会で協議しています。また、常務会および理事会に対する報告事項を設定し、定期的に報告しています。

貸倒引当金は、「資産査定実施規程」および「貸出金等償却・引当事務手続規程」に基づき以下のとおり計上しています。

・正常先債権および要注意先債権

一定の種類ごとに分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した予想損失額を引当てています。

・破綻懸念先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引当てています。

・破綻先債権および実質破綻先債権

債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引当てています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。なお、エクスポージャーの種類による適格格付機関の使い分けは行っておりません。

・株式会社格付投資情報センター（R&I）

・株式会社日本格付研究所（JCR）

・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）

・S&Pグローバル・レーティング（S&P）

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー (単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		18年度末	19年度末	18年度末	19年度末	18年度末	19年度末
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,290	2,228	0	—	—	—	—
ソブリン向け	—	—	—	—	—	—	—
金融機関向け	—	—	—	—	—	—	—
事業法人等向け	8	4	—	—	—	—	—
中小企業等・個人向け	2,282	2,224	0	—	—	—	—
抵当権付住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—	—
延滞	—	—	—	—	—	—	—

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要
<貸出金と自行預金の相殺>

当連結グループでは、「貸出金と自行預金の相殺」を信用リスク削減手法として用いています。手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証について、期限の利益喪失事由が発生した場合、相殺により回収します。相殺に至った場合、預金者に「相殺通知書」を内容証明郵便で送付します。

<適格金融資産担保>

当連結グループでは「適格金融資産担保」を信用リスク削減手法として用いています。告示で定められた条件を確実に満たしている自金預金を「適格金融資産担保」としています。担保については、「資産査定実施規程」に基づき適切な評価・管理を行なう努めています。なお、信用リスク削減手法の適用にあたり、簡便手法を用いています。

<保証>

告示で定められた条件を確実に満たしている地方三公社に対する地方公共団体の「保証」を信用リスク削減手法として用いています。

<クレジット・デリバティブ>

クレジット・デリバティブの取扱いはありません。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

与信相当額 (単位：百万円)

	2018年度末		2019年度末	
派生商品取引	派生商品取引	派生商品取引	派生商品取引	

<tbl_r cells="4" ix="2" maxcspan="1" maxrspan="1" used

(7) 出資等エクスボージャーに関する事項

①連結貸借対照表上額および時価			
(単位：百万円)			
2018年度末		2019年度末	
連結貸借対照表上額	時価	連結貸借対照表上額	時価
上場株式等	179	179	82
非上場株式等	6,805	—	7,608
その他	7,700	—	7,700
合計	14,684	179	15,390

注) 1.貸借対照表上額は、期末における市場価格等に基づいて算定しています。
2.「その他」の区分には、労金連出資金等を計上しています。

②出資等エクスボージャーの売却および償却に伴う損益の額		
(単位：百万円)		
2018年度		2019年度
売却益	9	3
売却損	8	36
償却	—	—

③連結貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額		
(単位：百万円)		
2018年度末		2019年度末
評価損益	△2	△2

④連結貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額		
(単位：百万円)		
2018年度末		2019年度末
評価損益	—	—

「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャー」を除き、投資信託の出資等エクスボージャーを含んでいます。

出資等エクスボージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要
子会社株式および関連会社株式については、有価証券に占める割合がごくわずかであり、リスクは限定されています。
「その他有価証券」については、「有価証券運用方針」で対象商品、購入枠等を設定しています。方針については、資金運用委員会で協議し、承認を受けています。期中の運用状況についても定期的に常務会および理事会に報告しています。
また、時価および適格格付機関の格付等を定期的に取得することにより、リスクの把握に努めています。

会計処理については、当金庫の「時価会計取扱要綱」および日本公認会計士協会の「金融商品会計の実務指針」に基づき、適切に処理するよう努めています。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算または信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスボージャーに関する事項		
(単位：百万円)		
2018年度末		2019年度末
ルック・スルー方式	4,689	4,300
マンデート方式	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—
フォールバック方式	—	—
合計	4,689	4,300

(9) 金利リスクに関する事項

①金利リスク量

(単位：百万円)

	2019年度末	2018年度末
VaR	6,501	7,153

②IRRBB(銀行勘定の金利リスク)

(単位：百万円)

項目番号	イ ロ ハ ニ	△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
		19,425	21,597	—	—
1 上方パラレルシフト	19,425	21,597	—	—	—
2 下方パラレルシフト	—	—	839	—	—
3 スティーブ化	—	—	—	—	—
4 フラット化	—	—	—	—	—
5 短期金利上昇	—	—	—	—	—
6 短期金利低下	—	—	—	—	—
7 最大値	—	—	—	—	—
8 自己資本の額	56,793	54,803	—	—	—

(注) 1.金利リスクの算定手法の概要等は、「金利リスクの算定手法の概要」の項目に記載しております。

2.「金利リスクに関する事項」は、平成31年金融庁・厚生労働省告示第1号(2019年2月18日)による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。ここに掲載した「IRRBB(銀行勘定の金利リスク)」表を含め、「金利リスクに関する事項」はこの告示の定めにもとづき記載しております。表中のイ、ロ、・の記号は告示の様式上に定められているものです。

3.「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショック(金利リスク量を算定する時の市場金利の変動)に対する経済的価値の減少額として計測されるものです(経済的価値が減少する場合をプラスで表示)。

4.「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものです(金利収益が減少する場合をマイナスで表示)。

金利リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫は、労働金庫連合会への預け金、会員および間接構成員向け貸出、地方債、事業債を中心とした有価証券運用を主として資金運用を行っており、また、預金による調達を主として資金調達を行っています。これらの運用・調達から発生するリスクには、市場リスク(金利リスク、株価変動リスク、為替リスク)および信用リスクなどがあります。このうち、金利リスクについては、預金・貸出金、有価証券等の金利感応資産・負債および金利スワップ等のオフバランス取引を対象にリスク量を計測しています。

金利リスクを含めた市場リスクは、定期的にBPV(ベース・ポイント・バリュー)およびVaR(バリュー・アット・リスク)計測による計量化を行い、配賦されたリスク資本額を超過することのないようモニタリングを行うとともに、市場リスクの管理状況および今後の対応を定期的に経営管理委員会および常務会で協議しています。さらに、金利リスクについてはVaRのほか、銀行勘定の金利リスク(IRRBB)について経済的価値の変動額である△EVEおよび金利収益の変動額である△NIIを計測しています。

また、金利リスクの削減策として金利スワップ等デリバティブを活用したALMヘッジに係る方針を策定し、金利上昇に備えた態勢を整備しています。

VaRによるリスク計測の頻度は、有価証券は日次ベースで、預金・貸出金を含めた全資産・負債は月次ベースで実施しています。加えて、IRRBBは△EVEおよび△NIIを四半期ベースで計測しています。この計測結果は、経営管理委員会で協議し、常務会に報告しております。

なお、当金庫グループにおける金利リスクについては、当金庫(単体)が大部分を占めることから、連結ベースと単体ベースの金利リスク量は等しいとみなしてあります。

金利リスクの算定手法の概要

1. 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項

(1) 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期
2020年3月末における流動性預金全体の金利改定の平均満期は4.643年です。

(2) 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期
10年としております。

(3) 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提金利リスクの算定にあたり、普通預金などの満期のない流動性預金については、コア預金モデルを使って預金種別や地域別の預金残高推移を統計的に解析し、将来預金残高推移を保守的に推計することで実質的な満期を計測しております。
推計値については、定期的にバックテストを実施するなど、モデルの検証等を十分に行っております。

(4) 貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提
PSJモデルを採用しています。

(5) 複数通貨の集計方法およびその前提
IRRBBについては保守的に通貨ごとに算出した△EVEおよび△NIIが正となる通貨のみを対象としています。

(6) スプレッドに関する前提

スプレッドおよびその変動は考慮していません。
(7) 内部モデルの使用等、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
コア預金や貸出の期限前返済、定期預金の早期解約については、過去の実績データを用いて推計しているため、実績値が大きく変動した場合、△EVEおよび△NIIに重大な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

当期末の△EVEは19,425百万円(前期末比△2,172百万円)となり、減少しました。

(9) 計測値の解釈や重要性に関する説明

△EVEの計測値は、自己資本対比で34.24%であり、金融庁のモニタリング基準である20%を上回っていますが、当金庫における自己資本比率や保有有価証券の含み損益、期間収益の状況等、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題のない水準にあるものと判断しています。

2. 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEおよび△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

(1) 金利ショックに関する説明

当金庫ではVaR(バリュー・アット・リスク)をリスク管理の主たる指標としています。金利ショックとして、過去5年間の金利データから算出した想定最大変幅を採用しています。

(2) 金利リスク計測の前提およびその意味(特に定量的開示の対象となる△EVEおよび△NIIと大きく異なる点)

VaRは、保有期間6ヶ月(一部の資産負債については1ヶ月)、信頼水準99%、観測期間5年(一部の資産負債については1年)の条件のもとで分散共分散法により算出しています。流動性預金については、コア預金モデル(内部モデル)を採用し、貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関しては、考慮していません。

(10) オペレーションナル・リスクに関する事項



索引

労働金庫法第94条第1項において準用する

銀行法第21条の規定に基づく開示項目

労働金庫法施行規則第114条による開示項目

1. 金庫の概況および組織に関する事項

(1) 事業の組織 44

(2) 理事および監事の氏名および役職名 43

(3) 会計監査人の氏名または名称 43

(4) 事務所の名称および所在地 53~54

(5) 当該労働金庫代理業者の商号、名称または氏名 53~54

(6) 当該労働金庫代理業者が当該金庫のために労働金庫代理業を行う

営業所または事務所の名称 53~54

2. 金庫の主要な事業の内容 45~50

3. 金庫の主要な事業に関する事項

(1) 事業の概況 07~10

(2) 主要な事業の状況を示す指標

・経常収益 10

・経常利益 10

・当期純利益 10

・出資総額および出資総口数 10

・純資産額 10

・総資産額 10

・預金積金残高 10

・貸出金残高 10

・有価証券残高 10

・単体自己資本比率 10

・出資に対する配当金 10

・職員数 10

(3) 事業の状況を示す指標

① 主要な業務の状況を示す指標

・業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益

及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。) 67

・資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支 67

・資金運用勘定ならびに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

および資金利鞘 67

・受取利息および支払利息の増減 67

・総資産経常利益率 67

・総資産当期純利益率 67

② 預金に関する指標

・預金の種類別内訳(平均残高) 68

・定期預金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高) 68

③ 貸出金等に関する指標

・貸出金の科目別内訳(平均残高) 69

・貸出金の固定金利・変動金利別内訳(期末残高) 69

・貸出金・債務保証見返勘定の担保種類別内訳(期末残高) 69

・貸出金の使途別内訳(期末残高・同構成比) 69

・貸出金の業種別内訳(期末残高・同構成比) 69

・預貸率(期末値・期中平均値) 69

④ 有価証券に関する指標

・商品有価証券の種類別内訳(平均残高) 70

・有価証券の種類別内訳(残存期間別の期末残高) 70

・有価証券の種類別内訳(平均残高) 70

・預証率(期末値・期中平均値) 70

4. 金庫の事業の運営に関する事項

(1) リスク管理の態勢 24~26

(2) 法令遵守の態勢 21~23

(3) 苦情等への対応 32

(4) 地域社会の活性化に関する取組み 38

5. 財産の状況に関する事項

(1) 貸借対照表 59~62

(2) 損益計算書 63

(3) 剰余金処分計算書 63

(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額

① 破綻先債権 64

② 延滞債権 64

③ 3カ月以上延滞債権 64

④ 貸出条件緩和債権 64

⑤ 合計額 64

(5) 自己資本の充実の状況 72~80

(6) 有価証券 70~71

(7) 金銭の信託 71

(8) 労金法施行規則第86条第1項第5号に掲げる取引

(金融先物取引等・デリバティブ取引・先物外国為替取引等) 71

(9) 貸倒引当金(期末残高・期中増減額) 76

(10) 貸出金償却の額 77

(11) 金庫が労金法第41条の2第3項の規定に基づき貸借対照表、損

益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書につ

いて会計監査人の監査を受けている場合のその旨 63

労働金庫法施行規則第115条による

開示項目(連結情報)

1. 金庫およびその子会社等の概況に関する事項

(1) 金庫およびその子会社等の主要な事業の内容および組織の構成 82

(2) 金庫の子会社等に関する事項

・名称 82

・主たる事務所の所在地 82

・資本金または出資金 82

・事業の内容 82

・設立年月日 82

・金庫が保有する子会社等の議決権の総株主または総出資者の

議決権に占める割合 82

・金庫の一の子会社等以外の子会社等が保有する当該一の子会社等

の議決権の総株主または総出資者の議決権に占める割合 82

2. 金庫およびその子会社等の主要な事業に関する事項

(1) 事業の概況 82

(2) 主要な事業の状況を示す指標

・経常収益 82

・経常利益 82

・当期純利益 82

・純資産額 82

・総資産額 82

・連結自己資本比率 82

3. 金庫およびその子会社等の財産の状況に関する事項

(1) 連結貸借対照表 83~86

(2) 連結損益計算書 86

(3) 連結剰余金計算書 87

(4) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額

① 破綻先債権 87

② 延滞債権 87

③ 3カ月以上延滞債権 87

④ 貸出条件緩和債権 87

⑤ 合計額 87

(5) 自己資本の充実の状況 87~94

金融機能の再生のための緊急措置に関する

法律第7条の規定に基づく「資産の査定の公表」

1. 破産更正債権およびこれらに準ずる債権 64

2. 危険債権 64

3. 要管理債権 64

4. 正常債権 64

5. 合計 64

労働金庫の自主開示基準

1. 概況等

(1) 事業方針 11~12

(2) 役員の出身組織等 43

(3) 代表理事・常勤理事・参事の兼職の状況 43

(4) 職員の状況 44

(5) 自動機設置状況 55~56

(6) 大口出資会員 68

(7) 会員数内訳 68

(8) 出資配当額 68

2. 経理・事業内容

(1) 純資産の内訳 67

(2) 業務純益 10

(3) 利益率 67

(4) 常勤役職員1人当たり預金残高 67

(5) 1店舗当たり預金残高 67

(6) 常勤役職員1人当たり貸出金残高 67

(7) 1店舗当たり貸出金残高 67

3. 資金調達

(1) 預金科目別残高 68

(2) 預金者別内訳 68

(3) 財形貯蓄残高 68

4. その他の業務

(1) 公共債窓口販売実績 72

(2) 投資信託窓口販売実績 72

(3) 内国為替取扱実績 72

(4) 手数料 51~52

5. その他

(1) 沿革・歩み 57

(2) 商品・サービスの案内と利用に当たっての注意事項 45~50

(3) 社会的責任と貢献活動 37~40

(4) トピックス 05~06

(5) 当金庫の考え方 03~04

(6) 全国労金の概要 04

金額、比率の表示方法

1. 金額単位

(1) 各表に表示した